

維持修繕作業共通仕様書

平成20年7月

西日本高速道路株式会社

維持修繕作業共通仕様書

目 次

第1章	総 則	1 - 1
第2章	清 掃 作 業	2 - 1
第3章	植 栽 作 業	3 - 1
第4章	雪氷対策作業	4 - 1
第5章	緊 急 作 業	5 - 1
第6章	交通事故復旧作業	6 - 1
第7章	交 通 規 制	7 - 1
第8章	土 工	8 - 1
第9章	のり面工	9 - 1
第10章	用・排水構造物工	10 - 1
第11章	コンクリート構造物工	11 - 1
第12章	橋 梁 工	12 - 1
第13章	舗 装 工	13 - 1
第14章	造 園 工	14 - 1
第15章	交通安全施設工	15 - 1
第16章	交通管理施設工	16 - 1
第17章	遮 音 壁 工	17 - 1

提出書類の様式

【本仕様書において、特記なき要領・基準類は、当社制定のものをいう。】

第 1 章 総 則

目 次

1 - 1	目 的	1 - 3
1 - 2	用語の定義	1 - 3
1 - 3	日数等の解釈	1 - 5
1 - 4	契約書類の解釈	1 - 5
1 - 5	設計図書の支給及び照査	1 - 5
1 - 6	監督員及び主任補助監督員等	1 - 6
1 - 7	現場代理人等	1 - 8
1 - 8	提出書類	1 - 9
1 - 9	維持修繕作業用地等の使用	1 - 10
1 - 10	関係官公署及び関係会社への手続き	1 - 10
1 - 11	地元関係者との交渉等	1 - 11
1 - 12	作業日	1 - 11
1 - 13	作業の下請負	1 - 12
1 - 14	請負人相互の協力	1 - 13
1 - 15	工事関係者に対する措置請求.....	1 - 13
1 - 16	暴力団等による不当介入に対する措置について	1 - 14
1 - 17	技術業務	1 - 14
1 - 18	維持修繕作業計画書	1 - 16
1 - 19	緊急時の体制	1 - 17
1 - 20	業務用プレート等の交付	1 - 17
1 - 21	使用材料	1 - 17
1 - 22	支給材料	1 - 18
1 - 23	貸与品	1 - 18
1 - 24	維持修繕作業中の安全の確保	1 - 19

1 - 25	交通規制	1 - 21
1 - 26	交通事故発生時等の協力業務	1 - 22
1 - 27	環境対策	1 - 22
1 - 28	建設副産物	1 - 24
1 - 29	施工管理試験	1 - 24
1 - 30	検査及び立会い	1 - 25
1 - 31	機能使用	1 - 26
1 - 32	数量の検測	1 - 26
1 - 33	維持修繕作業の通知及び変更通知等	1 - 27
1 - 34	新単価	1 - 27
1 - 35	維持修繕作業の一時中止に伴う増加費用の協議	1 - 28
1 - 36	不可抗力による損害	1 - 28
1 - 37	契約変更	1 - 29
1 - 38	通常検査	1 - 29
1 - 39	箇所検査	1 - 29
1 - 40	完了高	1 - 30
1 - 41	代金の支払	1 - 30
1 - 42	情報の作成	1 - 30
1 - 43	維持修繕作業記録等	1 - 30
1 - 44	工事カルテの作成及び登録	1 - 31
1 - 45	保険の付保及び事故の補償	1 - 31
1 - 46	特許権等の使用に係る費用負担	1 - 32
1 - 47	特許権等の帰属	1 - 32
1 - 48	かし担保	1 - 32
1 - 49	紛争中における甲、乙の義務	1 - 33
1 - 50	関係法令及び条例の遵守	1 - 33
1 - 51	契約の解除	1 - 33
1 - 52	秘密の保持	1 - 34
(表1-1)	割掛対象表の項目に示す工事内容	1 - 36

1 - 1 目 的

維持修繕作業共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、西日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する維持修繕作業に係る維持請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、維持修繕作業の履行上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1 - 2 用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書類」とは、契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）、入札者に対する指示書、割掛対象表、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。
- (3) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、維持修繕作業の履行に関する明細又は特別な事項を定める書類をいう。

また、甲がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。

- (4) 「図面」とは、入札に際して甲が交付した設計図及び甲から変更又は追加された設計図をいう。
- (5) 「割掛対象表」とは、関連する単価表の項目の単価に含めて間接的に支払う工事費の項目と該当する単価表の項目との関係を示したものをいう。なお、間接的に支払う工事費の名称と内容の関係は、表1-1によるものとする。

割掛対象表に示す「固定割掛」とは、単価表の項目の数量の増減により規模・内容が変動しないものをいう。「変動割掛」とは、単価表の項目の数量の増減に伴い規模・内容が変動するものをいう。

- (6) 「監督員」とは、契約書第7条第1項の規定に基づき、甲が定め乙に通知した者をいう。
- (7) 「副監督員」、「主任補助監督員」、「補助監督員」及び「施工管理員」とは、本章1-6-2、1-6-3及び1-6-4の規定に基づき、監督員が定め乙に通知した者をいう。

- (8) 「通常検査」とは、契約書第27条第2項の規定に基づき、清掃作業、植栽作業及び雪氷対策作業の完了を確認するために行う検査をいう。
- (9) 「箇所検査」とは、契約書第28条第2項の規定に基づき、前項でいう作業以外の維持修繕作業の完了を確認するために行う検査をいう。
- (10) 「完了高」とは、契約書第27条第2項及び第28条第2項の規定に基づき、確認された維持修繕作業の完了部分の金額をいう。
- (11) 「数量の検測」とは、維持修繕作業の完了部分の測定及び履行内容の確認をいう。
- (12) 「通知」とは、監督員が乙に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (13) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、甲若しくは監督員又は乙が書面により同意することをいう。
- (14) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、甲若しくは監督員と乙が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (15) 「提出」とは、監督員が乙に対し、又は乙が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (16) 「提示」とは、監督員が乙に対し、又は乙が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (17) 「報告」とは、乙が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (18) 「通知」とは、監督員が乙に対し、又は乙が監督員に対し工事に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (19) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差替えるものとする。
- (20) 「J I S」とは、日本工業規格をいう。
- (21) 「J H S」とは、「試験方法」に記載された規格をいう。
- (22) 発行元の明記がない要領・基準等については、当社制定のものを示す。

1 - 3 日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第1条第10項の規定によるものとするが、契約期間以外の日数の算定に当たっては、12月29日から翌年1月3日及び5月3日から5月5日までの期間の日数は算入しないものとする。

1 - 4 契約書類の解釈

1 - 4 - 1 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかーによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1 - 4 - 2 共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書又は図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先するものとする。

1 - 4 - 3 図面の実測値と表示された数字の優先順位

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、数字が優先するものとする。

1 - 5 設計図書の貸与、照査

1 - 5 - 1 設計図書の貸与

監督員は、乙の要求があった場合、監督員が必要と認めるときは、特記仕様書、図面の原図を貸与する。

ただし、共通仕様書、各種施工管理要領、工事記録写真等撮影要領及び工事記録作成要領等市販・公開されているものにあつては、乙の負担において備えるものとする。

1 - 5 - 2 設計図書の照査

乙は、施工前及び施工途中において、契約書第15条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、乙は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

1 - 5 - 3 設計図面の保管

乙は、契約の目的のために必要とする以外は、設計図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1 - 6 監督員及び主任補助監督員等

1 - 6 - 1 監督員の権限

契約書第7条第2項の規定に基づき、監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整
- (2) 契約書第12条の規定に基づき行う支給材料及び貸与品の取扱い
- (3) 契約書第13条第4項の規定に基づき乙に代わって行う物件の処分、維持修繕作業用地等の修復若しくは取片付け
- (4) 契約書第13条第5項の規定に基づき行う乙のとるべき措置の期限、方法等の決定
- (5) 契約書第15条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知
- (6) 契約書第15条第4項の規定に基づき行う設計図書の訂正又は変更
- (7) 契約書第16条の規定に基づき行う設計図書の変更
- (8) 契約書第17条の規定に基づき行う維持修繕作業の全部又は一部の履行の一時中止の通知
- (9) 契約書第19条の規定に基づき行う期間の短縮変更の請求
- (10) 契約書第20条の規定に基づき行う期間の変更に関する協議、決定
- (11) 契約書第21条第1項及び第2項の規定に基づき行う新単価に関する協議決定
- (12) 契約書第21条第3項の規定に基づき行う増加費用又は負担額に関する協議、決定のうち次に掲げる事項
 - 1) 契約書第6条の規定に基づき行う費用の負担
 - 2) 契約書第12条第7項の規定に基づき行う費用の負担
 - 3) 契約書第14条第1項の規定に基づき行う費用の負担
 - 4) 契約書第15条第5項の規定に基づき行う費用の負担
 - 5) 契約書第16条の規定に基づき行う費用の負担

- 6) 契約書第17条第3項の規定に基づき行う費用の負担
- 7) 契約書第19条第3項の規定に基づき行う費用の負担
- 8) 契約書第23条第4項の規定に基づき行う費用の負担
- 9) 契約書第24条の規定に基づき行う費用の負担
- 10) 契約書第25条の規定に基づき行う費用の負担
- 11) 契約書第26条第4項の規定に基づき行う費用の負担

1 - 6 - 2 副監督員

監督員は、必要と認めた場合には自己を補佐するとともに技術に関する点検及び指導を行うための副監督員を置くことができる。この場合において、監督員は、副監督員の氏名を乙に通知するものとする。

1 - 6 - 3 主任補助監督員

監督員は、自己を補助させるため主任補助監督員を定めるものとし、監督員の権限とされる事項のうち次の各号に掲げるものを委任するものとする。

この場合において、監督員は主任補助監督員の氏名を乙に通知するものとする。

- (1) 契約書第7条第2項第2号の規定に基づき行う詳細図等の作成、交付、承諾
- (2) 契約書第7条第2項第3号の規定に基づき行う工程管理、立会い、検査
- (3) 契約書第10条第2項の規定に基づき行う検査
- (4) 契約書第10条第4項の規定に基づき行う承諾
- (5) 契約書第11条第1項及び第2項の規定に基づき行う立会い
- (6) 契約書第11条第3項の規定に基づく記録等の提出

1 - 6 - 4 補助監督員、施工管理員

監督員は、自己又は主任補助監督員を補助させるため補助監督員、施工管理員を定めるものとし、自己又は主任補助監督員の権限とされる事項のうち次の各号に掲げるものを委任するものとする。

この場合において、監督員は補助監督員の氏名並びに施工管理員の氏名及び所属会社名を乙に通知するものとする。

(補助監督員)

- (1) 契約書第7条第2項第3号の規定に基づき行う工程管理、立会い、検査
- (2) 契約書第10条第2項の規定に基づき行う検査
- (3) 契約書第11条第1項及び第2項の規定に基づき行う立会い

(4) 契約書第11条第3項の規定に基づく記録等の提出

(施工管理員)

- (1) 契約書第7条第2項第3号の規定に基づき行う工程管理、立会い、確認
- (2) 契約書第10条第2項の規定に基づき行う確認
- (3) 契約書第11条第1項及び第2項の規定に基づき行う立会い
- (4) 契約書第11条第3項の規定に基づく記録等の提出

1 - 7 現場代理人等

1 - 7 - 1 現場代理人等の設置

- (1) 契約書第8条第1項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者は、乙に所属する者とする。乙は、監督員から雇用関係を示す書面の提出を求められた場合は、その求めに応じなければならない。
- (2) 入札前に技術資料を提出した維持修繕作業における現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置については次のとおりとする。
 - 1) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち必ず1名以上は、技術資料の「配置予定の現場代理人又は主任（監理）技術者の施工実績」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中配置しなければならない。
 - 2) 主任技術者及び監理技術者は、当該維持修繕作業に対応する建設業法の許可業種に係る有資格者を選定し、選定した者を原則として契約期間中配置しなければならない。なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者でなければならない。この場合の「これに準ずる者」とは、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者又は、平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者をいう。
 - 3) 病気・死亡・退職等極めて特殊な事情により、上記1)及び2)の手続きにより選定した者を配置することが困難な場合にあつては、監督員の承諾を得て、1)の場合は技術資料に記載した技術者と同等以上の施工実績を有する者を、2)の場合は同等以上の資格を有する者を配置することができるものとする。

1 - 7 - 2 現場代理人の権限

契約書第8条第2項に規定する「設計図書に示したもの」とは、次の各号に掲げるものをいい、現場代理人は、これらの権限を行使することができないものとする。

(1) 契約変更に係るもの

本章1 - 37 - 1に規定するもの

(2) 代金の請求及び受領に係るもの

- 1) 契約書第29条第1項の規定による代金の請求
- 2) 契約書第32条第4項の規定による遅延利息の請求
- 3) 契約書第30条第1項の規定による第三者による代理受領の承諾願の提出
- 4) 本章1 - 40の規定による金融機関の口座の指定

(3) 契約の解除に係るもの

契約書第36条に規定するもの

(4) 維持修繕作業関係者に関する措置請求に係るもの

契約書第9条に規定するもの

(5) 権利義務の譲渡等に係るもの

- 1) 契約書第3条の規定による承諾書の提出

(6) 紛争の解決に係るもの

契約書第40条及び第41条に規定するもの

1 - 7 - 3 現場代理人の常駐

現場代理人は、契約書第8条第2項の規定に基づき維持修繕作業現場に常駐しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、監督員の承諾により、乙は契約上のいかなる責任又は義務を免れるものではない。

1 - 8 提出書類

1 - 8 - 1 監督員を経由しない提出書類

契約書第7条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、次の書類をいう。

- (1) 契約書第9条第4項の規定による監督員に関する措置請求
- (2) 契約書第29条第1項の規定による代金の支払に係る請求書
- (3) 契約書第30条第1項の規定による第三者による代理受領の承諾願

(4) 契約書第32条第4項の規定による遅延利息の請求書

(5) その他指定した書類

1 - 8 - 2 提出書類の様式

乙が甲に提出する書類で様式が定められていないものは、乙において様式を定め、提出するものとする。ただし、甲又は監督員がその様式を指定した場合は、これに従わなければならない。

1 - 9 維持修繕作業用地等の使用

1 - 9 - 1 維持修繕作業用地等の使用

乙は、契約書第13条第1項に規定する「維持修繕作業用地等」を無償で使用することができるものとする。ただし、維持修繕作業用地等は、専ら維持修繕作業の目的に使用するものとする。

1 - 9 - 2 乙が確保すべき作業用地等

維持修繕作業の履行上当然必要とされる用地及び特記仕様書において乙が確保すると規定した場合の用地については、乙の責任で確保し、これを安全に管理するものとする。

この場合において、維持修繕作業の履行上当然必要とされる用地とは、営繕用地（乙の現場事務所、宿舍、駐車場等）等専ら乙が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

ただし、特記仕様書に使用が可能とされた当社管理敷地が定められている場合は、特記仕様書記載のとおり使用することができるものとする。

1 - 9 - 3 苦情又は紛争の防止等

乙は、前項の土地等の使用にあたっては、事故・損傷を防止しなければならない。また、苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

1 - 9 - 4 施設管理

乙は、維持修繕作業現場における支障となる物件（各種公益企業施設含む。）について、施工管理上契約図書における規定の履行を以ってしても不都合が生じる恐れのある場合は、その処置について監督員と協議するものとする。

1 - 10 関係官公署及び関係会社への手続き

乙は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等に関連する関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。また、工事に関連する箇所の施工及び使用に当たっては、乙の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例又は設計図書のためにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

乙は、これらの打合せ、協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時主任補助監督員に報告し、通知があればそれに従うものとする。

1 - 11 地元関係者との交渉等

1 - 11 - 1 地元関係者との交渉

乙は、地方公共団体、地域住民等と維持修繕作業の履行上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。乙は、交渉に先立ち、主任補助監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

1 - 11 - 2 地元関係者との紛争の防止

乙は、維持修繕作業の履行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

1 - 11 - 3 地元関係者との紛争の解決

乙は、地元関係者等から維持修繕作業の履行に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

1 - 11 - 4 交渉文書等の整備

乙は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時主任補助監督員に報告し、通知があればそれに従うものとする。

1 - 12 作業日

乙は、夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む）及び12月29日から翌年1月3日までの期間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、乙は、理由を付した書面を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。ただ

し、緊急を要する場合で監督員が通知した作業はこの限りでない。

1 - 13 作業の下請負

1 - 13 - 1 下請負の要件

乙は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 乙が、維持修繕作業の履行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が当社における資格登録取消又は資格登録停止の措置期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負維持修繕作業の履行能力を有すること。

1 - 13 - 2 下請負人の管理等

- (1) 乙は、維持修繕作業の履行にあたって下表に掲げるもの及び建設業法の建設工事に該当するものを施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になるときは、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、作業現場に備えるとともに、主任補助監督員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳を修正したときも同様とする。

共通仕様書	第6章 交通事故復旧作業
	第7章 交通規制
	第8章 土工
	第9章 のり面工
	第10章 用・排水構造物工
	第11章 コンクリート構造物工
	第12章 橋梁工
	第13章 舗装工
	第14章 造園工
	第15章 交通安全施設工
	第16章 交通管理施設工
	第17章 遮音壁工

- (2) 乙は、前項に示す施工体制台帳を作成した場合は、国土交通省令の定めに従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、作業関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。なお、

施工場所が移動する場合においては、乙の現場事務所等に掲げなければならない。また、施工体系図に記載した乙の監理技術者、主任技術者及び専門技術者並びに下請負人の主任技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を表示した技術者台帳(様式-24号)を作成し、作業現場に備えなければならない。

乙は、作成した施工体系図及び技術者台帳を所定の様式により主任補助監督員に提出するものとする。

なお、施工体系図及び技術者台帳を修正したときも同様とする。

- (3) 乙は、維持修繕作業の履行にあたって(1)の表に掲げる各工種以外及び建設業法の建設工事に該当しないものを下請負に付する場合、書面により契約関係を明確にしておくとともに、監督員が契約書第5条の規定に基づく請求を行った場合は、直ちに下請負に関する関係書類を提出しなければならない。

1 - 14 請負人相互の協力

乙は、隣接工事、隣接維持修繕作業又は関連工事の請負人と十分に調整の上相互に協力し、当該維持修繕作業を履行しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1 - 15 工事関係者に対する措置請求

1 - 15 - 1 現場代理人に対する措置

甲は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と思われるものがある場合は、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1 - 15 - 2 上記以外の技術者に関する措置要求

甲又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と思われるものがある場合は、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1 - 16 暴力団等による不当介入に対する措置について

- (1) 請負人は、下請負人等（再下請負人、資材納入業者等の発注工事に関係する者を含む。以下同じ。）の選定にあたっては、以下の要件を満たさなければならない。
 - ・暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものでないこと。
- (2) 請負人は、(1)に掲げる事項について、下請負人等に対して十分指導しなければならない。
- (3) 請負人は、工事の施工に際して暴力団等からの不当要求、暴力的不当行為及び不当な誹謗中傷による健全な事業推進に対する妨害（以下、「不当介入」という。）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに別途監督員の指定する様式により、監督員に報告するとともに、警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- (4) 監督員へ不当介入を報告した後、請負人は監督員と連絡を密にし、その通知により対応を図るものとする。なお、工程等に支障が生じることが明らかな場合は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。
- (5) 発注者は、(1)に掲げる事項について疑いが生じ、警察から排除要請があった場合には、状況によって契約書第9条に基づく措置請求を行う。

1 - 17 技術業務

1 - 17 - 1 維持修繕作業内容の変更等の補助業務

乙は、契約書第15条及び第16条の規定に基づき甲が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の通知に従い履行しなければならない。

- (1) 維持修繕作業に係る材料に関する調査試験
- (2) 測量等現地状況の調査
- (3) 設計、図面作成及び数量の算出
- (4) 観測業務
- (5) 履行方法の検討
- (6) 変更設計図面の作成
- (7) その他資料の作成及び上記に準ずる作業

1 - 17 - 2 特殊な調査及び試験への協力等

乙は、甲が自ら又は甲が指定する第三者が行う特殊な調査及び試験に対して、監督員の通知によりこれに協力しなければならない。

この場合、甲は具体的な内容等を事前に乙に通知するものとする。

(1) 公共事業労務費調査

乙は、当該工事が甲の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次に掲げる協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

調査票等に必要事項を正確に記入し、甲に提出する等必要な協力をするものとする。

調査票等を提出した事業所を甲が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力するものとする。

正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うものとする。

対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が上記と同様の義務を負う旨を定めるものとする。

(2) 諸経費動向調査

乙は、当該工事が甲の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

(3) 施工実態調査

乙は、当該工事が甲の実施する施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

(4) 乙の独自の調査・試験等

乙は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、その承諾を得るとともに、その成果を発表する場合においても、事前に甲に説明し、承諾を得るものとする。

1 - 17 - 3 費用負担

甲は、前記1 - 17 - 1、2のうち、ボーリングを必要とする地質調査、比較検討等を必要とする高度な設計、動態観測等特別な費用を要するものについては、

その費用を負担するものとし、その他の場合は乙の負担とする。

1 - 17 - 4 創意工夫の提出

乙は、維持修繕作業の施工において、自ら立案した作業効率化への工夫や技術的提案について、主任補助監督員に提出することができる。

1 - 18 維持修繕作業計画書

1 - 18 - 1 維持修繕作業計画書の提出

乙は、契約締結後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した維持修繕作業計画書を主任補助監督員に提出しなければならない。

なお、主任補助監督員は、提出された維持修繕作業計画書に著しい不備又は明らかに不安全な瑕疵等がある場合は、乙に対し修正を求めることができるものとする。

- (1) 維持修繕作業概要
- (2) 現場組織表
- (3) 基本的な履行方法
- (4) 安全管理体制
- (5) 緊急時の体制
- (6) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理
- (7) 仕様書に定められた事項
- (8) その他必要事項

1 - 18 - 2 維持修繕作業計画書の承諾

乙は、仕様書で維持修繕作業計画の承諾を得るものとされた事項については、当該事項に着手する7日前までに監督員に別途提出し、その承諾を得なければならない。

1 - 18 - 3 変更維持修繕作業計画書

乙は、維持修繕作業計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度速やかに、主任補助監督員に変更作業計画書を提出し、必要な事項については監督員の承諾を得なければならない。

1 - 18 - 4 その他

入札前に提出した技術資料に、施工計画に関する事項を記載した維持修繕作業にあっては、これら提出した資料に基づき作業計画書を作成するものとする。

1 - 19 緊急時の体制

- (1) 乙は、休日及び夜間においても、監督員から通知を受けた場合に速やかに参集可能な体制を確立しておくものとする。
- (2) 乙は、緊急時に監督員が通知した場合は、必要な資機材を速やかに準備可能な体制の確保に努めるものとする。

1 - 20 業務用プレート及び回数券の交付

甲は、維持修繕作業の履行に必要な車両が特記仕様書に定める道路に乗り入れる場合は、業務用プレート及び回数券を乙の申請により交付する。なお、業務用プレート及び回数券の申請は、業務用プレート及び回数券を使用する日から14日前までに申請しなければならない。

乙は、業務用プレート及び回数券を適正に使用し管理するとともに、維持修繕作業の履行以外の目的に使用してはならない。

1 - 21 使用材料

1 - 21 - 1 使用材料

維持修繕作業に使用する材料は、仮設物を除き新品でなければならない。

1 - 21 - 2 使用材料の品質

契約書第10条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格が定められている場合にあつては、この規格に適合したもの又はこれと同等の品質を有するものをいう。

1 - 21 - 3 使用材料の承諾等

乙は、維持修繕作業に使用する材料及び製品については、あらかじめ品名、製造元又は生産地、品質規格、使用概算数量等を明記する他、乙が品質を判定した資料を添付した材料承諾願(様式第5号)を主任補助監督員に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、別に定めるものを除きJISマーク表示の認可を受けた製品については、あらかじめ、品名、製造元、品質規格、使用概算数量等を明記した材料使用届(様式第7号)を主任補助監督員に提出すればよいものとする。

1 - 21 - 4 不良品の使用

乙は、主任補助監督員の承諾を得たものであつても、不良品、破損又は変質し

たものについては、使用してはならない。

1 - 21 - 5 使用材料及び製品の規格

この仕様書に示す材料及び製品の規格は、日本国内の規格によっているが、乙は、主任補助監督員が承諾する試験機関の確認を得たもの、又は主任補助監督員が本仕様書の規格と同等以上と認めたものを使用することができる。なお、品質の確認のために必要となる費用は、乙の負担とする。

1 - 22 支給材料

1 - 22 - 1 支給材料

契約書第12条の規定に基づき、材料を支給する場合は、支給材料の品名、規格、形状寸法、数量、引渡し時期、引渡し場所を特記仕様書に定めるものとする。

なお、契約書第12条第3項に規定する受領書は、様式第10号によるものとする。

1 - 22 - 2 支給材料の管理

乙は、甲から支給材料を受領したときは、適正に保管しなければならない。

なお、凍結防止剤は凍結防止剤受払簿（様式第11号）を作成し日々の使用量等を監督員に報告するとともに、これらを取りまとめ、翌月10日までに凍結防止剤使用管理月報（様式第12号）を監督員に提出しなければならない。

1 - 22 - 3 支給材料の返還

乙は、材料の支給を受けた作業の完了時において、未使用の支給材料がある場合には、返還書（様式第13号）を作成し監督員に提出するとともに支給材料を返還しなければならない。

1 - 22 - 4 その他の支給品

維持修繕作業に必要な水は、無償で当社の水道から給水できるものとし、清掃作業、植栽作業、雪氷対策作業及び緊急作業以外の目的に使用してはならない。

1 - 23 貸与品

1 - 23 - 1 貸与品

契約書第12条に基づき、維持修繕作業に必要なスウィーパ、散水車及び除雪機械並びに交通規制に必要な標識類及びラバコーン等を貸与（以下「貸与品」という。）することがある。この場合において、貸与品の品名、品質、規格（又は性

能)、引渡し場所及び引渡し時期を、特記仕様書に定めるものとする。

1 - 23 - 2 貸与品の管理

乙は、貸与品に関し、契約書類等によるほか、別に定める「維持補修用機械管理要領等(維持補修用機械貸与規則)」に基づいて適正に管理しなければならない。

1 - 23 - 3 無線電話等の使用

乙は、維持修繕作業の履行に当社が貸与する無線電話を使用する場合は、別に定める「業務委託等による無線局の取扱要領」により行うものとする。

1 - 24 維持修繕作業中の安全の確保

1 - 24 - 1 保全安全管理者

- (1) 乙は、当社が改築、維持、修繕等を行う高速道路の路上作業に際し、高速道路等を利用している一般車両及び作業に従事する作業者の安全の確保がなされるよう、交通規制作業及び規制内作業の安全に係わる計画、安全教育、現場指導の強化を実施する専任の保全安全管理者を定め設置しなければならない。
- (2) 保全安全管理者は、一定の技術力、安全に関する知識及び指導力を有する者で、過去5年以内に「保全安全管理講習」を修了した者でなければならない。
- (3) 乙は、保全安全管理者を定めたときは監督員に通知しなければならない。
- (4) 保全安全管理者は、現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 - 24 - 2 安全対策

- (1) 乙は、維持修繕作業関係者だけでなく、付近住民、一般通行人、一般通行車両等の第三者の安全確保を図らなければならない。
- (2) 乙は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、維持修繕作業中の安全を確保しなければならない。
- (3) 乙は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等又は建築物の近傍における維持修繕作業の履行に当たっては、これらに損害を与えないように十分に注意しなければならない。
- (4) 乙は、維持修繕作業現場を明確に区分し、第三者の現場への立入りを防止す

る措置を講じなければならない。

- (5) 乙は、維持修繕作業の履行に当り、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、事故等を防止するため、作業着手後、原則として作業員全員の参加により毎月、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、維持修繕作業計画書に当該作業の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、主任補助監督員に提出するとともに、その実施状況を報告するものとする。

安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

当該作業内容、手順等の周知徹底

安全に関する法律等の周知徹底

当該作業における災害対策訓練

当該作業現場で予想される事故対策

その他、安全・訓練等として必要な事項

- (6) 前記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)に要する費用は、乙の負担とする。

1 - 24 - 3 交通安全

- (1) 乙は、維持修繕作業用車両（生コン車等の資材搬入用車両も含む。）の運行に当たっては、十分な安全管理を実施し、事故等を防止しなければならない。
- (2) 乙は、維持修繕作業に使用する車両について、主任補助監督員の通知に従い一般の車両と区別するための措置を講じておかなければならない。

1 - 24 - 4 作業の安全

- (1) 乙は、作業場所が隣接し又は同一場所において別途工事、作業がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による安全協議会を組織するものとする。
- (2) 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、乙を指名した場合には、乙はこれに従うものとする。
- (3) 乙は、維持修繕作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければ

ならない。

- (4) 乙は、高所作業その他特殊な作業については、熟練した労働者を使用するものとする。
- (5) 乙は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

1 - 24 - 5 火災の防止

乙は、維持修繕作業中の火災予防のため次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 作業に伴い雑木、草等を野焼きしてはならない。
- (2) 乙は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
- (3) 乙は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺を整理しなければならない。

1 - 24 - 6 危険物の取扱い

乙は、爆発物及び危険物等を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指示に従い、適切な措置を講じておかなければならない。

1 - 24 - 7 事故等の報告

乙は、維持修繕作業の履行中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、維持修繕作業中事故報告書（様式第19号）を速やかに監督員に提出し、監督員から通知がある場合にはその通知に従わなければならない。

1 - 25 交通規制

- (1) 乙は、維持修繕作業の履行にともなう交通規制に際しては、「道路保全要領（路上作業編）」に基づくほか、設計図書に従い、一般通行車等への適切な安全対策等を講じなければならない。
- (2) 乙は、前項の安全対策及び保安方法に関し、監督員に提出し、その施工を行うものとする。

- (3) 乙は、翌日の交通規制場所及び方法について主任補助監督員に報告するものとする。また、交通規制の開始及び終了時には、当社の交通管制室及び管理事務所に報告しなければならない。

1 - 26 交通事故発生時等の協力業務

維持修繕作業関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中等に、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる交通管制室への通報
- (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

1 - 27 環境対策

1 - 27 - 1 環境対策の基本姿勢

乙は、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、維持修繕作業計画書及び維持修繕作業の履行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。特に次の各号に示す地域の維持修繕作業の履行には十分な対策を講じなければならない。

- (1) 相当数の住居が集合している区域
- (2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80m区域
- (3) その他騒音、振動が問題となる区域
- (4) 一般道路への維持修繕作業車両の乗り入れ区域
- (5) 河川、溜池、地下水等を用水とする地域

1 - 27 - 2 環境問題への対応

乙は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員から通知があればそれに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、乙は、本章1 - 11 - 3及び1 - 11 - 4の規定に従い

対応しなければならない。

1 - 27 - 3 第三者への損害

甲又は監督員は、維持修繕作業の履行に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合に、乙に対して、乙が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は必要な資料を提出しなければならない。

1 - 27 - 4 排出ガス対策型建設機械の使用

乙は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はまたはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、乙は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。

1 - 27 - 5 低騒音型・低振動型建設機械の使用

乙は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(建設省告示、平成9年7月31日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場

条件等により一部機種が調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって監督員と協議することができるものとする。

1 - 28 建設副産物

1 - 28 - 1 産業廃棄物

乙は、産業廃棄物が搬出される維持修繕作業にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに主任補助監督員が求めた場合は提示しなければならない。また、産業廃棄物の処分については、種類、発生量、分別・保管・運搬・処分の方法、処理業者への委託内容等について維持修繕作業計画書に記載しなければならない。

1 - 28 - 2 再生資源及び建設副産物

乙は、特記仕様書に示す再生資材の使用及び建設副産物の活用等を行う他、関連法令を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

- (1) 乙は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等を作成し、維持修繕作業計画書に含め主任補助監督員に提出しなければならない。また、建設副産物責任者について、乙に所属するものの中から選定し、維持修繕作業計画書に記載しなければならない。
- (2) 乙は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等を作成した場合には、業務完了後速やかに実施状況を記録し主任補助監督員に提出するとともに、業務完了後1年間保存しなければならない。

1 - 29 施工管理試験

1 - 29 - 1 施工管理体制の確立

乙は、契約書類に適合するよう維持修繕作業を履行するために、自らの責任において、設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。

1 - 29 - 2 施工管理試験の実施

乙は、共通仕様書及び特記仕様書並びに当社制定の土工施工管理要領、舗装施工管理要領、コンクリート施工管理要領、及び構造物施工管理要領（以下「施工

管理要領」という。)に示すモデル施工、試験項目及び試験ひん度に従って、乙の負担で施工管理試験を行わなければならない。なお、施工管理要領に維持修繕作業の基準を示しているものについては、これを適用する。

1 - 29 - 3 試験内容及びひん度の変更

監督員は、施工管理要領に示すとおり、試験内容及びひん度を変更することができるものとし、乙は、その通知に従わなければならない。この場合において、乙の責に帰すべき事由によらず試験内容に著しい変更があった場合を除き、契約単価の変更は行わないものとする。

1 - 30 検査及び立会い

1 - 30 - 1 検査及び立会い願

乙は、契約書第10条及び第11条の規定に基づき定められた仕様書に従って、作業の実施について主任補助監督員の立会い又は検査を請求する場合は、施工立会(検査)願(様式第8号)を主任補助監督員に提出しなければならない。

1 - 30 - 2 検査に必要な費用

契約書第10条第2項及び第11条第6項に規定する「直接要する費用」とは、検査又は立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。

1 - 30 - 3 検査及び立会いの省略

主任補助監督員は、設計図書に定められた検査及び立会いを省略することができる。この場合において、乙は自己の負担で、施工管理記録、写真等の資料を整備し、主任補助監督員の要求があった場合にはこれを提出しなければならない。

1 - 30 - 4 検査及び立会いの時間

検査及び立会いの時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、検査及び立会いを必要とするやむを得ない理由があると主任補助監督員が認めた場合は、この限りでない。

1 - 30 - 5 乙の責任

乙は、契約書第7条第2項第3号、第10条第2項又は第11条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、主任補助監督員等の立会いを受け、又は検査に合格した場合であっても、契約書第14条に規定する義務を免れないものとする。

1 - 31 機能使用

機能使用とは、交通規制のもとで施工された工事目的物の一部又は全部が、規制解除により契約書第28条による検査・引渡しされる前に一般の交通の用に供される状態をいう。

機能使用は、工事目的物の一部又は全部が所期の機能を発揮する状態に達したと監督員が認め機能使用を通知した場合に行うものとする。

機能使用により乙に損害を及ぼした時は、甲が損害を賠償するものとする。ただし、乙の責に帰する欠陥等があった場合は、乙の負担でこれを修補しなければならない。

1 - 32 数量の検測

1 - 32 - 1 数量の検測方法

支払のための数量の検測は、仕様書に従って、乙の立会いのうえ監督員が行うものとし、数量の検測のための測量及び数量の算出等は乙の負担により乙が行うものとする。

1 - 32 - 2 数量の小數位

検測及び支払の数量の小數位は、次のとおりとする。

区 分	鋼材、樹脂、モルタル等の項目	交通事故復旧作業の項目	他の単価表の項目
検測数量	小数 3 位	小数 1 位	小数 1 位
支払数量	小数 2 位	小数 1 位	単位止め

- (1) 鋼材のうち t 単位で検測するもの及びごみ処理作業において t 単位で検測するものについては、前記の の欄を適用するものとし、その他の場合は の欄を適用するものとする。
- (2) h a、k ℓ 単位で検測するものについては、前記の の欄を適用するものとする。
- (3) 数値はそれぞれ次の位を四捨五入して得たものとする。

1 - 33 維持修繕作業の通知及び変更通知等

1 - 33 - 1 維持修繕作業の通知

契約書第1条に規定する通知書は、様式第1号又は第2号により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、乙に対して口頭による指図等を行った場合には、乙は、その通知等に従うものとする。

監督員は、口頭による指図等を行った場合には、速やかに通知書により口頭による指図等の内容を乙に通知するものとする。

乙は、監督員からの通知書による通知がなされなかった場合において、その口頭による指図等が行われた7日以内に書面で、監督員にその通知等の内容の確認を求めることができるものとする。

1 - 33 - 2 維持修繕作業の変更通知等

監督員が、契約書第15条及び第16条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の通知を行う場合並びに、契約書第17条の規定に基づく維持修繕作業の中止を通知する場合は、変更通知書（様式第1号又は第2号）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、乙に対して口頭による指図等を行った場合においては、前記1 - 33 - 1の後段の規定を準用するものとする。

1 - 34 新単価

1 - 34 - 1 新単価の算定

新単価の算定に当たっては、通知書時点の価格を用いるものとし、落札率を考慮することを原則とする。

1 - 34 - 2 新単価の事務手続き

単価の協議は、監督員が、新単価見積方通知書により、乙に対して見積書を監督員に提出するよう通知するものとし、乙はその通知に従い新単価見積書（様式第14号）を監督員に提出し協議するものとする。

1 - 34 - 3 新単価の決定

新単価については、監督員からの協議書により、乙は同意書（様式第15号）を監督員に提出するものとする。

なお、協議が整わず監督員が定めた場合、監督員は乙に新単価決定通知書により通知するものとする。

1 - 35 維持修繕作業の一時中止に伴う増加費用の協議

契約書第17条第3項の規定に基づき甲が負担する、維持修繕作業の一時中止に伴う増加費用の契約書第21条第3項による協議は、監督員からの協議書により、乙は同意書(様式第15号)を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、乙に通知する。

1 - 36 不可抗力による損害

1 - 36 - 1 災害通知書の提出

乙は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第26条の規定の適用を受けられる場合には、遅滞なく災害通知書(様式第16号)により甲に通知するものとする。

1 - 36 - 2 採択基準

契約書第26条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、維持修繕作業現場又は監督員が認めた観測地点において、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

連続雨量(途中24時間以上中断することなく降った合計雨量をいう。)

が150mm以上

24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上

1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が30mm以上

(2) 強風に起因する場合

最大風速(10分間の平均風速で最大のもの。)が15m/秒以上であった場合

(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

(4) その他設計図書で定めた基準

1 - 36 - 3 損害額の協議

契約書第26条の規定に基づき、甲が負担する額の契約書第21条第3項による協議は、監督員からの協議書により乙は同意書(様式第15号)を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め乙に通知する。

1 - 37 契約変更

1 - 37 - 1 契約変更

甲と乙は、次の各号に掲げる場合において、維持請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 維持修繕作業場所を変更する場合
- (2) 契約期間を変更する場合
- (3) 契約期間が完了する場合
- (4) 維持修繕作業の履行上必要があると認める場合

1 - 37 - 2 変更契約書の作成

前項の場合において、乙は、変更する契約書を当社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記名押印の上甲に提出しなければならない。

1 - 38 通常検査

契約書第27条第1項に規定する清掃作業等の完了通知は、検測調書(様式第17号)2部を監督員に提出することにより行うものとする。

また、契約書第27条第2項に規定する清掃作業等の検査結果の通知は、検測調書(様式第17号)により行うものとする。

1 - 39 箇所検査

契約書第28条第1項に規定する交通事故復旧作業等の完了通知は、箇所完了届(様式第18-1号、第18-2号)を監督員に提出することにより行うものとする。

また、契約書第28条第2項に規定する交通事故復旧作業等の検査結果の通知は、認定書（様式第18 - 2号）により行うものとする。

1 - 40 完了高

契約書第29条第1項に規定する代金をとりまとめる月は、5、7、9、11、1、3月とする。ただし、災害、豪雪、集中工事等の場合は甲乙協議して変更するものとする。

1 - 41 代金の支払

甲が、代金を乙の指定する金融機関（日本国内の本支店）の口座に振り込む手続きを完了したときをもって、代金の支払が完了したものとする。

1 - 42 情報の作成

1 - 42 - 1 工事記録情報

乙は、「工事記録作成要領」及び主任補助監督員の通知に従って、工事記録情報を作成しなければならない。

1 - 42 - 2 費用の負担

前記1 - 42 - 1に要する費用は乙の負担とする。

1 - 43 維持修繕作業記録等

1 - 43 - 1 維持修繕作業記録等

乙は、「工事記録写真等撮影要領」及び主任補助監督員の通知に従って、維持修繕作業履行の段階ごとに、その着手から完成までの状況が識別できる写真を整理し、主任補助監督員に提出しなければならない。

1 - 43 - 2 出来形調書

乙は、「施工管理要領」及び主任補助監督員の通知に従って、出来形測量を行い、出来形調書を作成し、主任補助監督員に提出しなければならない。

1 - 43 - 3 技術関係資料登録票

乙は、「技術関係資料マイクロフィルム作成仕様書」及び主任補助監督員の通知に従って、技術関係資料登録票を作成し主任補助監督員に提出しなければなら

ない。

1 - 43 - 4 費用の負担

前記 1 - 43 - 1、2、3 に要する費用は乙の負担とする。

1 - 44 工事カルテの作成及び登録

乙は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し主任補助監督員の確認を受けた上、登録機関に以下のとおり登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに主任補助監督員に提出しなければならない。ただし、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、請負金額のみの変更については、原則として登録を要しないが、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

- (1) 受注時の申請は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内とする。
- (2) 完成時の申請は、しゅん功届提出後10日以内とする。
- (3) 受注時の内容に変更があった場合の申請は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内とする。

1 - 45 保険の付保及び事故の補償

1 - 45 - 1 保険の付保

契約書第38条に規定する火災保険その他の保険の付保は任意とする。

1 - 45 - 2 法定保険の加入

乙は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、中小企業退職金共済法の規定により、使用人等の雇用形態に応じ、使用人等を被保険者とするこれらの保険に加入し又は、加入させなければならない。

1 - 45 - 3 業務上の事故補償

乙は、使用人等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任を持って適正な補償をしなければならない。

1 - 45 - 4 建設業退職金共済組合への加入

- (1) 乙は、自らの負担で建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を維持修繕作業請負契約締結後 1 箇月以内に甲に提出しなければならない。

ただし、期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においてはあらかじめその理由及び証紙購入予定時期を書面により申し出るものとする。

- (2) 乙は、上記(1)ただし書きの申し出を行なった場合、または、請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入した場合は、当該共済証紙に係る収納書を維持修繕作業完成時まで提出しなければならない。

なお、共済証紙を購入しなかった場合は、その理由を書面により甲に提出しなければならない。

1 - 46 特許権等の使用に係る費用負担

- (1) 乙は、契約書第 6 条の規定に基づき、特許権等の対象となっている維持修繕作業材料、履行方法等の使用に関して費用の負担を甲に求める場合には、第三者との補償条件の交渉を行う前に甲と協議しなければならない。

- (2) 契約書第 6 条において、販売価格、損料、使用料等に特許権等に係る費用を含んで流通している材料、機械等については、甲が設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったとしても、乙はその使用に関して要した費用を別途請求することはできないものとする。

1 - 47 特許権等の帰属

- (1) 乙は、当該維持修繕作業の履行に関連して発明、考案、創作及び、商標としての標章が確定（以下「発明等」という。）したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

- (2) 前記の発明等が、甲乙共同によるものであるときは、甲と乙とで協議の上それぞれの持分を定め、特許、実用新案、意匠及び商標出願をするものとする。

1 - 48 かし担保

契約書第31条第 2 項に規定する「設計図書に特別に定めるかし担保の期間」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 木造の構造物、土工、植栽及び植生のり面工については1年
- (2) 舗装については、2年又は使用開始の日から1年のうちいずれか短い期間

1 - 49 紛争中における甲、乙の義務

- (1) 乙は、契約書第40条及び第41条の規定に基づく手続きを行った場合においても、維持修繕作業を継続しなければならない。
- (2) 甲は、乙が甲の定めたものに不服があり、契約書第40条及び第41条の規定に基づく手続きを行った場合においても、契約書第29条の規定に基づく支払を行わなければならない。

1 - 50 関係法令及び条例の遵守

- (1) 乙は、当該維持修繕作業の履行に当たっては、すべての関係諸法令及び条例等を遵守し、作業の円滑な推進を図るとともに、諸法令の適用運用は乙の責において行わなければならない。
- (2) 乙は、諸法令を自己の責任において遵守しなければならない。
- (3) 乙は、当該維持修繕作業の設計図書が関係諸法令及び条例に照らし不適切であったり、矛盾していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

1 - 51 契約の解除

契約書第34条第4項に規定する「契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本章1 - 7 - 3の規定に違反し現場代理人が作業現場に常駐しないため、乙に対して必要な措置を請求したがこれに応じない場合。または、現場代理人が、その職務の執行につき不相当と認められるため、契約書第9条第1項により乙に対して措置の請求をしたにもかかわらず、必要な措置をとらない場合。
- (2) 本章1 - 19に規定する作業員等の参集可能な体制及び資機材の準備可能な体制が不適切であると認められるため、乙に対し改善措置を請求したがこれに応じない場合及び改善が認められない場合
- (3) 本章1 - 24 - 2に規定する安全対策が不適切で、公衆損害事故及び維持修繕

作業関係者事故を発生させるおそれがあると認められるため、乙に対して改善措置を請求したがこれに応じない場合及び改善が認められない場合

- (4) 品質、出来形及び提出書類等が著しく不適切であるなど、維持修繕作業の適切な履行の見込みがないと認められる場合又はその他の事項に関して改善措置請求に従わない場合及び改善が認められない場合

1 - 52 秘密の保持

1 - 52 - 1 目的

維持修繕作業のため、秘密情報及び個人情報を開示及び提供するにあたり、以下のとおり定める。

1 - 52 - 2 定義

秘密保持に関する定義は、下記の各項目に定めるところによる。

- (1) 「秘密情報」とは、甲及び乙が所有する資料・データ・報告書等で、甲又は乙により秘密である旨の表示がなされたものをいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に規定されたものをいう。
- (3) 「秘密情報」及び「個人情報」は紙・磁気・電子等の保存形・固定形態の如何を問わない。

1 - 52 - 3 目的外の使用

維持修繕作業のために提供された秘密情報及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。

1 - 52 - 4 適切な管理

維持修繕作業にあたり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理に必要な措置を講じるものとする。

監督員が求めた場合、乙は管理に必要な措置について定めた情報管理基準を甲に提示する。

1 - 52 - 5 資料の持出し

秘密情報及び個人情報は、物的移動(複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む)や電磁気・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持ち出

してはならない。

1 - 52 - 6 守秘義務

維持修繕作業にあたり知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。

ただし、下記の項目に該当するものは、この限りではない。

- (1) この契約への違反によらず公知であるか、又は入手後公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- (4) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1 - 52 - 7 作業完了後の取扱い

維持修繕作業完了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載又は記録された文書、図面、電磁的記録等の媒体(複写物及び複製物を含む。)を返還し、返還が不可能又は困難な場合には、監督員の通知に従って、当該媒体を消去又は廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、維持修繕作業完了後もなお有効とする。

1 - 52 - 8 作業の下請負を行う場合の取扱い

維持修繕作業の一部を下請負に付した場合には、乙は下請負人に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、乙の義務と同様の義務を負わせるものとする。

表 1 - 1 割掛対象表の項目に示す工事内容

【共通仮設費】

割掛対象表の 項目名称	工 事 の 内 容
工事用機械運搬費	・ 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費	・ 重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
仮設材運搬費	・ 仮設材（仮橋、鋼矢板、H型鋼、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。
事業損失防止施設費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用をいう。 ・ 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用をいう。
交通保安要員費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通誘導員又は交通監視員の配置に要する費用をいう。 ・ 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用をいう。
借地費	・ 土地の借上げ等に要する費用をいう。
舗装修繕工事機械現場内移動費	・ 高速道路上（自動車専用道路含む）で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。

【仮設備工事費】

割掛対象表の 項目名称	工 事 の 内 容
足場工費	橋梁及び一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
移動足場工費	橋梁及び一般構造物の施工に必要な足場工として高所作業車の使用に要する費用をいう。
支保工費	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。
板張防護工費	橋梁の施工に必要な板張防護工に要する費用をいう。
シート張防護工費	橋梁の施工に必要なシート張防護工に要する費用をいう。

【雑工事費】

割掛対象表の 項目名称	工 事 の 内 容
構造物水抜穴費	コンクリート構造物に設置する水抜穴に要する費用をいう。
目地材費	コンクリート構造物の継目に設置する目地材に要する費用をいう。
壁高欄目地板費	壁高欄の縁切りを行うために設ける目地板に要する費用をいう。
交通規制費	供用中の高速道路上（自動車専用道路含む）で工事等を施工するに当り、一般通行車及び工事関係者の安全を確保するため、交通監視員の配置や標識等の設置に要する費用をいう。
仮囲い費	民家、一般道等と工事区域との境に設置する仮囲い工に要する費用をいう。

第2章 清掃作業

目 次

2 - 1	適用範囲	2 - 2
2 - 2	適用すべき諸基準	2 - 2
2 - 3	作業の安全対策	2 - 2
2 - 4	路面清掃	2 - 2
2 - 5	道路付属物等清掃	2 - 3
2 - 6	休憩施設等清掃	2 - 7
2 - 7	トンネル洗浄水処理作業	2 - 11

2 - 1 適用範囲

この章は、路面、道路付属物等、休憩施設等の清掃及びトンネル洗浄水処理作業に関する一般的事項を取り扱う。

作業は、すべて設計図書に従って行わなければならない。

なお、作業頻度及び発生する廃棄物の処理については、特記仕様書に定めるものとする。

2 - 2 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

道路保全要領（清掃編）

維持補修用機械管理要領等（維持補修用機械貸与規則）

2 - 3 作業の安全対策

作業において、特に必要な場合、標識車等を用いる等後尾の安全対策を図るものとする。なお、この場合は特記仕様書に定めるものとする。

2 - 4 路面清掃

2 - 4 - 1 定 義

(1) 路面清掃Aとは、スウィーパによる路面清掃をいう。

清掃範囲は、次の項目によるものとする。

- 1) 本線及びランプウェイの路肩とその周辺部
- 2) その他スウィーパによる清掃が必要であると監督員が認めた箇所

(2) 路面清掃Bとは、散水車による路面清掃をいう。

- 1) スウィーパによる清掃が困難な本線及びランプウェイの路肩部
- 2) その他散水車による清掃が必要であると監督員が認めた箇所

(3) 路面清掃Cとは、路面清掃A及びBの補助的なものであって、人力による清掃をいう。

作業は、主として路面に散乱する積荷の落下物及び投棄物等、車両の走行上支障となる障害物をトラックで搬出することをその内容とする。

(4) 路面清掃Dとは、路面清掃A及びBを行わない路線における人力による清掃をいう。

作業は、路面端より車道側約1.5mまでの範囲に存在する土砂、じんあい及

び路面に散乱する積荷の落下物及び投棄物等、車両の走行上支障となる障害物をトラックで搬出することを内容とする。

2 - 4 - 2 数量の検測

路面清掃の数量の検測は、設計数量(km)で行うものとする。

交通規制の実施区間等で作業が不可能な区間延長は、原則として検測の対象としないものとする。

2 - 4 - 3 支 払

路面清掃の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 km当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う路面の清掃、廃棄物の分別及び運搬処理、交通規制等路面清掃の作業に要する材料(支給材料を除く)・労力・機械器具(貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、燃料、油脂)等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
2 - (1) 清掃作業路面清掃	
A	km
B	km
C	km
D	km

2 - 5 道路付属物等清掃

2 - 5 - 1 標識清掃

標識清掃とは、案内標識、規制標識、警戒標識、補助標識及び視線誘導標識等の表面を人力にて洗剤を用いて水洗いする作業をいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
標識清掃 A	視線誘導標、距離標、非常電話案内標識の清掃
" B	頭上式案内標識の清掃
" C	路肩部案内標識の清掃
" D	路肩部規制、警戒、補助標識の清掃

2 - 5 - 2 排水管清掃

排水管清掃とは、埋設排水管、中央分離帯埋設排水こう及び円型水路等を排水管清掃車（ジェットクリーナー等）又は散水車等を使用して通水し、清掃する作業をいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分	内 容
排水管清掃 A	埋設排水管 150 ~ 350	の清掃
” B	” 400 ~ 1,200	”
” C	円型水路	の清掃

2 - 5 - 3 排水こう清掃

排水こう清掃は、路肩排水こう、のり面縦排水こう、のり尻排水こう、小段の排水こう及びロードガッター等を人力により清掃する作業をいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

なお、本作業には清掃に必要な草刈を含むものとする。

単価表の項目	区 分	内 容
排水こう清掃 A	ロードガッター	の人力清掃
” B	ふた無し排水こう	の人力清掃
” C	ふた付き	”

2 - 5 - 4 中央分離帯呑口清掃

中央分離帯呑口清掃とは、中央分離帯呑口を人力にて清掃する作業をいう。

2 - 5 - 5 集水ます清掃

集水ます清掃とは、集水ます内の堆積物を人力又はバキューム車を使用して清掃する作業をいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分	内 容
集水ます清掃 A	人力	清掃
” B	機械	清掃

2 - 5 - 6 ジョイント清掃

ジョイント清掃とは、橋梁高架の鋼製クシ型伸縮装置部の排水装置及び排水管を人力、排水管清掃車及び散水車等で清掃する作業をいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
ジョイント清掃 A	一方向 2 車線区間の清掃
〃 B	〃 3 〃

2 - 5 - 7 橋梁集水ます清掃

橋梁集水ます清掃とは、橋梁高架部の集水ます及び排水管を清掃することをいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

なお、作業は前号の規定に準じて行うものとする。

単 価 表 の 項 目	区 分 内 容
橋梁集水ます清掃 A	橋梁高架部の集水ますの清掃
〃 B	橋梁高架部の集水ますの清掃及び排水管の通水 清掃

2 - 5 - 8 トンネル側壁清掃

トンネル側壁清掃とは、トンネル側壁（内装板、視線誘導標、距離標、非常電話案内標識等）を人力及びトンネル洗浄車、万能車を使用し、清掃することをいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
トンネル側壁清掃 A	トンネル側壁（内装板、視線誘導標、距離標、非常電話案内標識等）を、トンネル洗浄車による湿式機械清掃後、散水車により水洗い清掃作業を行うものをいう。
〃 B	トンネル側壁（内装板、視線誘導標、距離標、非常電話案内標識等）を、万能車による湿式機械清掃後、散水車により水洗い清掃作業を行うものをいう。
〃 C	トンネル側壁（内装板、視線誘導標、距離標、非常電話案内標識等）を、万能車による乾式機械清掃作業を行うものをいう。

なお、内装板の機械清掃が不可能な箇所の清掃については、人力により行うものとし、それぞれの項目に含むものとする。

また、使用するブラシは、当社支給とする。

2 - 5 - 9 数量の検測

- (1) 排水管清掃、排水こう清掃の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。
- (2) 標識清掃、中央分離帯呑口清掃、集水ます清掃、ジョイント清掃、橋梁集水ます清掃の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

標識清掃 B は車線毎の 1 枚を 1 箇所とみなすものとする。

- (3) トンネル側壁清掃の数量の検測は、トンネル側壁(片側)の設計数量(km)で行うものとする。

2 - 5 - 10 支 払

道路付属物等清掃の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m、1 箇所又は 1 Km 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う道路付属物等の清掃、廃棄物の運搬処理、交通規制等道路付属物等清掃の作業に要する材料(支給材料を除く)・労力・機械器具(貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、燃料、油脂)等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
2 - (4) 清掃作業道路付属物清掃	
標識清掃 A	箇所
標識清掃 B	箇所
標識清掃 C	箇所
標識清掃 D	箇所
排水管清掃 A	m
排水管清掃 B	m
排水管清掃 C	m
排水こう清掃 A	m
排水こう清掃 B	m
排水こう清掃 C	m
中央分離帯呑口清掃	箇所
集水ます清掃 A	箇所
集水ます清掃 B	箇所
ジョイント清掃 A	箇所
ジョイント清掃 B	箇所
橋梁集水ます清掃 A	箇所
橋梁集水ます清掃 B	箇所
トンネル側壁清掃 A	km
トンネル側壁清掃 B	km
トンネル側壁清掃 C	km

2 - 6 休憩施設等清掃

2 - 6 - 1 定 義

休憩施設等清掃とは、次に示す清掃作業を行うことをいう。

休憩施設等とは、有人サービスエリア（パーキングエリア）、無人サービスエリア（パーキングエリア）、インターチェンジ園地部分、バスストップ等に区分される。

なお、有人サービスエリア（パーキングエリア）とは、レストラン、売店、給油所等の営業用施設（以下「営業用施設」という。）を有するサービスエリア又はパーキングエリアをいい、無人サービスエリア（パーキングエリア）とは営業用施設が無いサービスエリア又はパーキングエリアをいう。

清掃区分	清掃適用範囲
域内清掃 ごみ処理作業 ごみ処理運搬	有人サービスエリア（パーキングエリア）、無人サービスエリア（パーキングエリア）又はインターチェンジ園地部分
お手洗い清掃	有人サービスエリア（パーキングエリア）、無人サービスエリア（パーキングエリア）又はバスストップ等

休憩施設等の緒元、管理時間、作業頻度等については特記仕様書に定めるものとする。

(1) 域内清掃とは、サービスエリア又はパーキングエリアの駐車場部分、路面、園地部分、歩道部分及びインターチェンジ内の園地部分の清掃をいう。

ただし特記仕様書に記載する清掃頻度以外に監督員より別途通知があり清掃を実施した場合は除く。

有人サービスエリア（パーキングエリア）における園地部分とは、設計図書に示す休憩園地部分及び植栽園地部分を除く園地部分をいう。

有人サービスエリア（パーキングエリア）における歩道部分とは、設計図書に示す隣接歩道、自由通路（歩道）、トイレ前自由通路、植栽園地部分及び休憩園地部分をいう。

乙は、域内を巡回し、人力により域内に散乱している空カン、紙屑等を取り除くとともに、ごみ分別場に運搬、仮置きするまでの作業を行うこととし、単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
域内清掃 A	有人サービスエリア(パーキングエリア)の駐車場部分及び路面の清掃作業を行うものをいう。
" B	有人サービスエリア(パーキングエリア)の園地部分の清掃作業を行うものをいう。
" C	有人サービスエリア(パーキングエリア)の歩道部分の清掃作業を行うものをいう。
" D	無人サービスエリア(パーキングエリア)の駐車場部及び路面分の清掃作業を行うものをいう。
" E	無人サービスエリア(パーキングエリア)の園地部分の清掃作業を行うものをいう。
" F	インターチェンジ内の園地部分の清掃作業を行うものをいう。

- (2) お手洗い清掃とは、サービスエリア、パーキングエリア及びバスストップのお手洗いの清掃をいう。但し、特記仕様書に記載する清掃頻度以外に監督員より別途通知があり清掃を実施した場合は除く。

作業は、主としてお手洗いの建物内のガラス窓、床、洗面所、便器等を洗剤を用いて水洗いする作業及びトイレトーパー、手洗い用石鹸水、生花等消耗品の補充を行うことをいう。

有人サービスエリア(パーキングエリア)のお手洗い清掃は基本清掃及び巡回清掃により構成され、細部にわたる事項及びその頻度等は特記仕様書に定めるものとし、単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
お手洗い清掃 A	有人サービスエリア(パーキングエリア)のお手洗い清掃作業を行うものをいう。
" B	無人サービスエリア(パーキングエリア)、又はバスストップ等のお手洗い清掃作業を行うものをいう。

- (3) ごみ処理作業とは、有人サービスエリア(パーキングエリア)についてはエリア内に設置されているゴミ箱及び吸殻入れのごみを回収し、分別場まで運搬するとともに、域内清掃、お手洗い清掃で回収されたごみも含め必要に応じて分別する作業をいい、処分場等における処理費用を含むものとする。

ただし特記仕様書に記載する管理時間以外に監督員より別途通知があり清掃を実施した場合は除く。

無人サービスエリア(パーキングエリア)、又はインターチェンジ園地部分については域内清掃により回収されたごみを必要に応じて分別する作業をいい、処

分場等における処分費用を含むものとする。

乙は、人力により、域内に設置されている屑かご及び吸殻入れに所定のごみ袋を備え付け、ごみがあふれないよう回収を行うとともに、屑かご及び吸殻入れの清掃等周辺を清潔に保つものとする。

なお、営業施設内において専ら営業のみのために設置されている屑かごからの回収は除くものとし、ごみの分別、容器類の洗浄、搬入する処理場等については特記仕様書に従って行うものとし、単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
ごみ処理作業 A	有人サービスエリア(パーキングエリア)のごみ処理作業を行うものをいう。
" B	無人サービスエリア(パーキングエリア)、又はインターチェンジ園地部のごみ処理作業を行うものをいう。

- (4) ごみ処理運搬とは、ごみ処理作業によって回収・分別されたごみを仮置場から処理場等へ運搬する作業をいう。

運搬作業を行うにあたり、運搬経路、運搬方法及び運搬車両については、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。

2 - 6 - 2 数量の検測

- (1) 域内清掃の数量の検測は、設計数量(ha)で行うものとする。
- (2) お手洗い清掃の数量の検測は、設計数量(m²)で行うものとする。
- (3) ごみ処理作業の数量の検測は、設計数量(t)で行うものとする。
- (4) ごみ処理運搬の数量の検測は、往復運搬回数(回)で行うものとする。

2 - 6 - 3 支 払

- (1) 域内清掃の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ特記仕様書で規定された清掃頻度により実施した作業日毎の施設設計面積1ha当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う施設域内のごみの回収、ごみ分別場への運搬、休憩施設等清掃域内清掃の作業に要する材料(支給材料を除く)・労力・機械器具(貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、燃料、油脂)等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。
- (2) お手洗い清掃の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ特記仕様書で規定された清掃頻度により実施した作業日毎の施設設計面積1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う、休憩施設等清掃お手洗い清掃の作業に要する材料(支給材料を除く)・労力・機械器具(貸

与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、燃料、油脂)等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

- (3) ごみ処理作業の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う域内に設置された屑かご、吸殻入れのごみの回収、ごみ袋の交換、ごみ分別場への運搬、分別、処分場等における処理費、休憩施設等清掃ごみ処理作業に要する材料(清掃道具等。支給材料を除く)・労力・機械器具(貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、燃料、油脂)等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。
- (4) ごみ処理運搬の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書に従って行うごみ仮置場から処分場等との1往復の運搬、休憩施設等清掃ごみ処理運搬に要する材料(支給材料を除く)・労力・機械器具(貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、燃料、油脂)等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
2 - (5) 清掃作業休憩施設等清掃	
域内清掃 A (SA () または PA ())	ha
域内清掃 B (SA () または PA ())	ha
域内清掃 C (SA () または PA ())	ha
域内清掃 D	ha
域内清掃 E	ha
域内清掃 F	ha
お手洗い清掃 A (SA () または PA ())	m ²
お手洗い清掃 B	m ²
ごみ処理作業 A (SA () または PA ())	t
ごみ処理作業 B	t
ごみ処理運搬 (SA () または PA ()) A	回
ごみ処理運搬 (SA () または PA ()) B	回
..... C	回

注) SA・PA () は上・下

注) A、B等の種別は特記仕様書に示す

2 - 7 トンネル洗浄水処理作業

2 - 7 - 1 定 義

トンネル洗浄水処理作業とは、トンネル洗浄水処理車（貸与）により、トンネル側壁清掃で発生した洗浄排水をトンネル毎の貯留槽から揚水し、その場で処理し、関係法令に従い公共水域に放流する作業をいう。

単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
トンネル洗浄水処理 A	凝集・固液分離方式の処理施設を架装したトンネル洗浄水処理車（貸与）により貯留槽からの揚水、凝集沈澱、固液分離、中和、凝集沈殿物の脱水、処理水の放流を行う作業をいう。
” B	フィルタープレス方式の処理施設を架装したトンネル洗浄水処理車（貸与）により貯留槽からの揚水、凝集沈澱、固液分離、中和、凝集沈殿物の脱水、処理水の放流を行う作業をいう。

トンネル洗浄水処理車（貸与）の編成台数については特記仕様書に示すものとする。

2 - 7 - 2 数量の検測

トンネル洗浄水処理の数量の検測は、トンネル洗浄水の処理数量（ m^3 ）で行うものとする。

2 - 7 - 3 支 払

トンネル洗浄水処理の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ $1 m^3$ 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行うトンネル洗浄水の揚水、凝集沈澱、固液分離、中和、凝集沈殿物の脱水、処理水の放流、処理に要する薬剤等トンネル洗浄水処理の作業に要する材料（支給材料は除く）・労力・機械器具（貸与車両の場合は現場修理及び年間管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

2 - (6) 清掃作業トンネル洗浄水処理作業

トンネル洗浄水処理 A m^3

トンネル洗浄水処理 B m^3

第3章 植栽作業

目 次

3 - 1	適用範囲	3 - 2
3 - 2	適用すべき諸基準	3 - 2
3 - 3	維持修繕作業計画書	3 - 2
3 - 4	作業箇所の事前調査	3 - 2
3 - 5	樹木剪定	3 - 2
3 - 6	樹木施肥	3 - 4
3 - 7	樹木薬剤散布	3 - 5
3 - 8	かん(灌)水	3 - 6
3 - 9	支柱補修	3 - 7
3 - 10	支柱撤去	3 - 8
3 - 11	枯損木撤去	3 - 9
3 - 12	下草刈	3 - 9
3 - 13	伐 採	3 - 11
3 - 14	芝生刈込み	3 - 12
3 - 15	芝生施肥	3 - 13
3 - 16	人力除草	3 - 14
3 - 17	除草剤散布	3 - 15
3 - 18	芝生薬剤散布	3 - 16
3 - 19	目土入れ	3 - 17
3 - 20	エアレーション	3 - 18
3 - 21	草 刈	3 - 19
3 - 22	のり面施肥	3 - 20

3 - 1 適用範囲

この章は、樹木管理、樹林管理、芝生管理及び植生のり面管理の作業に関する一般的事項を取り扱う。

作業は、すべて設計図書に従って行わなければならない。

3 - 2 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

道路保全要領（植栽作業編）

維持補修用機械管理要領（維持補修用機械貸与規則）

3 - 3 維持修繕作業計画書

本仕様書 1 - 17 - 1 の規定に定める維持修繕作業計画書に、次の各号に掲げるものを記載しなければならない。

- (1) 作業方法
- (2) 作業機械
- (3) 薬剤取扱方法
- (4) 廃材処理方法

3 - 4 作業箇所の事前調査

乙は、作業に先立ち各作業箇所の樹木、樹林、芝生、植生のり面、草花（以下「植生等」という。）の生育状態、作業箇所の状況、作業時の気象条件等の調査を行ったうえで、作業上支障のある場合にはその結果を監督員に報告し、協議するものとする。

3 - 5 樹木剪定

3 - 5 - 1 定義

樹木剪定とは、樹木の枝梢の刈込み、切取り、枝抜き等の作業をいう。

3 - 5 - 2 作業

作業に際しては、樹木の目的とする諸機能の維持、向上と美観を考慮するとともに、植栽環境や育成状態から、その樹木及び樹木群落固有の樹姿に応じた剪定を行うものとする。なお、剪定した枝葉は、特記仕様書に従い処理するものとする。

樹木剪定の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	植栽方法	樹高 (cm)
樹木剪定 A	独立木	250以下
" B	"	251 ~ 450
" C	"	451以上
" D	列植	
" E	寄植	
" F	中央分離帯	

樹木剪定は、作業方法により次のように区分するものとする。

種別	作業方法の区分
樹木剪定 (人 力)	剪定鋏、鋸等を使用し人力で行うもの。
" (機 械)	トリマー等の機械を使用して行うもの。
" (万能車)	万能車に剪定用のアタッチメントを装着して行うもの。

3 - 5 - 3 数量の検測

樹木剪定の数量の検測は、設計数量 (本、m、 m^2 又は面・km)で行うものとする。

樹木剪定 F (万能車) の面・kmとは、中央分離帯に植栽された樹木の側面や天端面を万能車が走行し、作業した延長で行うものとする

3 - 5 - 4 支 払

樹木剪定の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本、1m、 $1m^2$ 又は1面・km当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う樹木の剪定、植物発生材の運搬処理、交通規制、保護養生等樹木剪定の作業に要する材料 (支給材料を除く) ・労力・機械器具 (貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂) 等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
3 - (1) 植栽作業樹木剪定	
A (人 力)	本
A (機 械)	本
B (人 力)	本
B (機 械)	本
C (機 械)	本
D (人 力)	m^2
D (機 械)	m^2
E (人 力)	m^2

E (機 械)	m ²
F (人 力)	m
F (機 械)	m
F (万能車)	面・km

3 - 6 樹木施肥

3 - 6 - 1 定 義

樹木施肥とは、樹木に肥料を施用する作業をいう。

3 - 6 - 2 材 料

肥料は特に指定のない限り、次表の基準に適合しなければならない。

種 別	成 分 (%)			規 格
	窒 素 N	りん酸 P (P ₂ O ₅)	加 里 K	
固形肥料(A)	3	6	4	緩効性 "
固形肥料(B)	23	2	0	
固形肥料(C)	12	6	6	
鶏 糞	-	-	-	高熱処理粒状又は粒状
油 粕	-	-	-	菜種粕
高度化成肥料	各成分10%以上で三成分 合計40%以上			粒 状
肥料杭	17	10	10	L = 30cm、 = 3 cm

3 - 6 - 3 作 業

施肥は、深さ20cmを標準とした溝掘り、穴掘り又は打込みにより行うものとする。なお、作業に当たっては樹木及び周囲の状況を十分に把握したうえで、根系の損傷を極力抑えるように注意するものとする。

樹木施肥の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	植 栽 方 法
樹木施肥 A	独立木
" B	列植、寄植、苗木

3 - 6 - 4 数量の検測

樹木施肥の数量の検測は、設計数量 (kg又は本) で行うものとする。

3 - 6 - 5 支 払

樹木施肥の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 kg 又は 1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う樹木の施肥、交通規制等樹木施肥の作業に要する材料 (支給材料を除く) ・労力・機械器具 (貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃

料、油脂)等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
3 - (2)	植栽作業樹木施肥	
	A (固形肥料A)	kg
	A (固形肥料B)	kg
	A (固形肥料C)	kg
	A (鶏糞)	kg
	A (油粕)	kg
	A (高度化成肥料)	kg
	A (肥料杭)	本
	B (固形肥料A)	kg
	B (固形肥料B)	kg
	B (固形肥料C)	kg
	B (鶏糞)	kg
	B (油粕)	kg
	B (高度化成肥料)	kg
	B (肥料杭)	本

3 - 7 樹木薬剤散布

3 - 7 - 1 定 義

樹木薬剤散布とは、樹木の病虫害を防除するために殺虫剤、殺菌剤等の薬剤を散布する作業をいう。

3 - 7 - 2 材 料

薬剤の種類、薬量、希釈倍率、散布量等の基準は、特記仕様書に示すものとする。なお、使用する薬剤については、本仕様書第1 - 20 - 3「使用材料の承諾等」において、農林水産省の農薬登録の写しを監督員に提出するものとする。

3 - 7 - 3 作 業

作業は、指定された基準によって調製した薬剤を加圧式薬剤散布機で均一に散布するものとする。作業に当たっては風雨を避け、散布後2～3日間は降雨、降雪のない時期を選んで薬効が十分発揮されるように行うものとする。また、薬効のない部分については、監督員の通知に従い再度散布を行うものとする。

作業に当たっては、農薬取締法や関係省令、毒物および劇物取締法、同法施行令の規定に従うとともに、住宅地、一般車両、人畜、農作物等に飛散して被害の生じることのないよう十分注意しなければならない。なお、第三者に対して薬剤散布に起因する被害を与えた場合には、速やかに監督員に報告するとともに、被害については乙の責任において措置しなければならない。

薬剤散布により当社管理の樹木・植生等が枯損又は機能を有しなくなった場合には、乙の負担において原形に復旧しなければならない。

3 - 7 - 4 数量の検測

樹木薬剤散布の数量の検測は、設計数量 (k ℓ) で行うものとする。

3 - 7 - 5 支 払

樹木薬剤散布の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 k ℓ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う樹木の薬剤散布、交通規制等樹木薬剤散布の作業に要する材料 (支給材料を除く) ・労力・機械器具 (貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂) 等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

3 - (3) 植栽作業樹木薬剤散布

Type

k ℓ

注) Type は、特記仕様書に示す。

3 - 8 かん (灌) 水

3 - 8 - 1 定 義

かん (灌) 水とは、植生等に対して水分を補給する作業をいう。

3 - 8 - 2 作 業

かん (灌) 水は、監督員の通知に従って当社が貸与した散水車により行うものとする。原則として晴天の日の日中を避け、早朝 (10時まで) 又は夕方 (16時より) に行い、かん (灌) 水量は根元に十分浸みわたる量とし、1 m²当たり10 ℓ 以上を標準とする。

かん (灌) 水の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	作 業 場 所
かん (灌水) A	中央分離帯、アイランド、路肩
" B	かん (灌) 水 A の作業場所を除いたインターチェンジ、ジャンクション、サービスエリア、パーキングエリア

3 - 8 - 3 数量の検測

かん (灌) 水の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

3 - 8 - 4 支 払

かん (灌) 水の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m² 当た

りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う植生等のかん（灌）水、交通規制等かん（灌）水の作業に要する材料（支給材料を除く）・労力・機械器具（貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

3 - (5) 植栽作業かん（灌）水

A m²

B m²

3 - 9 支柱補修

3 - 9 - 1 定 義

支柱補修とは、樹木に設置された支柱を補修する作業をいう。

3 - 9 - 2 作 業

作業に際しては、支柱の破損状況を把握したうえで、支柱がその機能を発揮するように入念に補修するものとする。既存の支柱材を処理する必要がある場合には、特記仕様書により処理するものとする。

3 - 9 - 3 数量の検測

支柱補修の数量の検測は、設計数量（組又はm）で行うものとする。

3 - 9 - 4 支 払

支柱補修の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1組又は1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う支柱の補修、支柱材の運搬処理、交通規制等支柱補修の作業に要する材料（支給材料を除く）・労力・機械器具（貸与機械の場合は現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

3 - (6) 植栽作業支柱補修

富士型支柱 Type 組

長丸太支柱 Type 組

四本支柱（X型） 組

竹三本支柱 Type 組

竹一本支柱 Type 組

ワイヤー支柱 Type 組
 布掛支柱 Type 組又はm

注) Type は、特記仕様書に示す。

3 - 10 支柱撤去

3 - 10 - 1 定 義

支柱撤去とは、樹木に設置された支柱を撤去する作業をいう。

3 - 10 - 2 作 業

作業に際しては、樹木を損傷することのないように十分注意するものとする。
 支柱材の処理方法については、特記仕様書によるものとする。

3 - 10 - 3 数量の検測

支柱撤去の数量の検測は、設計数量（組又はm）で行うものとする。

3 - 10 - 4 支 払

支柱撤去の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1組又は1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う支柱の撤去、支柱材の運搬処理、交通規制等支柱撤去の作業に要する材料（支柱材料を除く）・労力・機械器具（貸与機械の場合は現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

3 - (7) 植栽作業支柱撤去

富士型支柱 Type	組
長丸太支柱 Type	組
三本支柱 (X型)	組
四本支柱 (X型)	組
竹三本支柱 Type	組
竹一本支柱 Type	組
ワイヤー支柱 Type	組
布掛支柱 Type	組又はm

注) Type は、特記仕様書に示す。

3 - 11 枯損木撤去

3 - 11 - 1 定 義

枯損木撤去とは、植付け後活着しなかった植栽木を根元から引き抜く作業をいう。

3 - 11 - 2 作 業

作業に際しては、近隣の生育樹木を損傷することのないように十分注意するものとする。撤去後は、周囲の植生状態に復元しやすいように入念に埋戻しを行うものとする。撤去する枯損木は、特記仕様書に従って運搬処理するものとする。

3 - 11 - 3 数量の検測

枯損木撤去の数量の検測は、設計数量（本又は株）で行うものとする。

3 - 11 - 4 支 払

枯損木撤去の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本又は1株当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う枯損木の撤去、植物発生材の運搬処理、交通規制等枯損木撤去の作業に要する材料（支給材料を除く）・労力・機器器具（貸与機械の場合は現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
3 - (8) 植栽作業枯損木撤去 Type	本又は株

注) Type は、特記仕様書に示す。

3 - 12 下草刈

3 - 12 - 1 定 義

下草刈とは、苗木植栽地に繁茂する雑草木を刈取る作業をいう。

3 - 12 - 2 作 業

作業時期、頻度は特記仕様書によるものとするが、雑草木の生育が最も旺盛になる時期に作業を行うものとする。

作業は肩掛式草刈機又は手鎌によって行うものとし、近隣の生育樹木を損傷することのないように十分注意するものとする。作業に起因して植栽樹木が枯損又は機能を有しなくなった場合には、乙の負担において原形に復旧しなければならない。

なお、刈取った草木類は場外への搬出は行わず、樹木の根元に敷き地表面からの水分蒸発を防ぐものとするが、場外搬出する場合には、特記仕様書に従って運搬処理するものとする。また、下草刈の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	作 業 場 所
下草刈 A	切土のり面でのり尻から 2 m (のり長) 以上の部分
" B	下草刈り A 以外の部分

3 - 12 - 3 数量の検測

下草刈の数量の検測は、設計数量 (ha) で行うものとする。

3 - 12 - 4 支 払

下草刈の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 ha 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う雑草木の刈取り、植物発生材の運搬処理、交通規制等下草刈の作業に要する材料 (支給材料を除く) ・労力・機械器具・ (貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂) 等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
3 - (9)	植栽作業下草刈	
	A (肩掛式草刈機)	ha
	A (人力)	ha
	B (肩掛式草刈機)	ha
	B (人力)	ha

3 - 13 伐 採

3 - 13 - 1 定 義

伐採とは、樹木の健全な育成のために行う除伐、間伐や管理上支障のある侵入木の伐採等、指定された生育樹木の地上部をチェーンソー等により切り落とす作業をいう。

3 - 13 - 2 作 業

作業に際しては、近隣の生育樹木を損傷することのないように十分注意するものとする。作業に起因して有用樹木が枯損又は機能を有しなくなった場合には、乙の負担において原形に復旧しなければならない。

なお、伐採樹木を場外搬出する場合には、特記仕様書に従って運搬処理するものとする。場内処分の場合には、他の施設や植生等に影響を与えないように処分するものとする。

伐採の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	作 業 場 所	処 分 先
伐採 A	切土のり面でのり尻から 2 m (のり長) 以上の部分	場内処分
〃 B	〃	場外搬出
〃 C	伐採 A 及び B 以外の部分	場内処分
〃 D	〃	場外搬出

3 - 13 - 3 数量の検測

伐採の数量の検測は、設計数量 (本) で行うものとする。

3 - 13 - 4 支 払

伐採の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う伐採、植物発生材の運搬処理、交通規制等伐採の作業に要する材料 (支給材料を除く) ・労力・機械器具 (貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂) 等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
3 - (10)	植栽作業伐採	
	A	本
	B	本
	C	本
	D	本

3 - 14 芝生刈込み

3 - 14 - 1 定 義

芝生刈込みとは、伸長した芝生を刈込む作業をいう。

3 - 14 - 2 作 業

作業に際しては、刈込むらないように注意するとともに、樹木、反射板、防護さく支柱等の回りや縁石からはみ出した芝、低木寄植内に侵入した芝、その他草刈機（ハンドガイド式・芝用）の入らない所の芝は手鎌等により入念に刈込んだうえ、刈取った芝生は、特記仕様書に従って速やかに処理しなければならない。

なお、作業に起因して有用樹木が枯損又は機能を有しなくなった場合には、乙の負担において原形に復旧しなければならない。

芝生刈込みの単価表の項目の種別は、作業場所及び作業方法の区分により次のとおりとする。

単価表の項目	作 業 場 所 の 区 分
芝生刈込み A	中央分離帯、アイランド
” B	芝生刈込み A の作業箇所を除いたインターチェンジ、ジャンクション、サービスエリア、パーキングエリア

単価表の項目	作 業 方 法 の 区 分
芝生刈込み（草刈機 ハンドガイド式・芝用）	草刈機（ハンドガイド式・芝用）を使用して行うもの。
” （万能車）	万能車に芝生刈込み用のアタッチメントを装着して行うもの。

3 - 14 - 3 数量の検測

芝生刈込みの数量の検測は、設計数量（ha）で行うものとする。

3 - 14 - 4 支 払

芝生刈込みの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1ha当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う芝生の刈込み、植物発生材の運搬処理、交通規制等芝生刈込みの作業に要する材料（支給材料を除く）・労力・機械器具（貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

3 - (11) 植栽作業芝生刈込み

A (草刈機 ハンドガイド式・芝用)	ha
A (万能車)	ha
B (草刈機 ハンドガイド式・芝用)	ha
B (万能車)	ha

3 - 15 芝生施肥

3 - 15 - 1 定 義

芝生施肥とは、芝生、草花及び地被植物に肥料を施用する作業をいう。

3 - 15 - 2 材 料

肥料は特に指定のない限り、次表以上の成分を有するものとする。

種 別	成 分 (%)			規 格
	窒 素 N	りん酸 P (P ₂ O ₅)	加 里 K	
高度化成肥料	各成分10%以上で三成分 合計40%以上			粒 状
コーティング肥料	16	5	10	粒状化成肥料を樹脂等で 被覆したもの
緩効性窒素化成 肥料	各成分10%以上で三成分 合計40%以上			粒 状
鶏 糞	-	-	-	高熱処理粒状又は粉状

3 - 15 - 3 作 業

作業は、肥料の流亡、飛散を防ぐため、強い風雨を避けて肥効が十分に発揮されるように行うものとする。施肥は、生育不良箇所、踏圧の激しい箇所等については重点的に行い、その他の箇所にはむらのないよう均一に行うものとする。また、肥料が樹木の枝葉に付着したり、路面その他に飛散しないように十分注意して行うものとする。目土と混合して施肥する場合には、規定量の肥料を目土と十分に混合した後、厚薄のないように均等に敷き均すものとする。

なお、単位当りの肥料の標準使用量は、次表のとおりとする。

(1 ha 当り)

肥料の種類	単位	標準使用量
高度化成肥料	kg	300
コーティング肥料	kg	500
緩効性窒素化成肥料	kg	500
鶏糞	kg	500

3 - 15 - 4 数量の検測

芝生施肥の数量の検測は、設計数量 (ha) で行うものとする。

3 - 15 - 5 支 払

芝生施肥の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 ha 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う芝生の施肥、交通規制等芝生施肥の作業に要する材料 (支給材料を除く) ・労力・機械器具 (貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂) 等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目検測の単位

3 - (12) 植栽作業芝生施肥

高度化成肥料	ha
--------	----

コーティング肥料	ha
----------	----

緩効性窒素化成肥料	ha
-----------	----

鶏糞	ha
----	----

3 - 16 人力除草

3 - 16 - 1 定 義

人力除草とは、人力による雑草の抜根作業をいう。

3 - 16 - 2 作 業

人力除草では、雑草の根元から細根を残さないように入念に引き抜いたうえ、周囲に散乱しないよう速やかに特記仕様書に従って処理するものとする。

人力除草の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	作 業 場 所
人力除草 A	中央分離帯、アイランド、路肩
” B	人力除草 A の作業場所を除いたインターチェンジ、ジャンクション、サービスエリア、パーキングエリア

3 - 16 - 3 数量の検測

人力除草の数量の検測は、設計数量 (ha) で行うものとする。

3 - 16 - 4 支 払

人力除草の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 ha 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う除草、植物発生材の運搬処理、交通規制等人力除草の作業に要する材料（支給材料を除く）・労力・機械器具（貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
3 - (13) 植栽作業人力除草	
A	ha
B	ha

3 - 17 除草剤散布

3 - 17 - 1 定 義

除草剤散布とは、土壌処理剤、茎葉処理剤等の除草剤及び植物生長調節剤を散布する作業をいう。

3 - 17 - 2 材 料

薬剤の種類、薬量、希釈倍率、散布量等の基準は、特記仕様書に示すものとする。なお、使用する薬剤については、本仕様書第 1 - 20 - 3「使用材料の承諾等」において、農林水産省の農薬登録の写しを監督員に提出するものとする。

3 - 17 - 3 作 業

作業は、指定された基準によって調製した薬剤を加圧式薬剤散布機で均一に散布するものとする。作業に当たっては風雨を避け、散布後 2 ~ 3 日間は降雨、降雪のない時期を選んで薬効が十分発揮されるように行うものとする。また、薬効のない部分については、監督員の通知に従い再度散布を行うものとする。

作業に当たっては、農薬取締法や関係省令、毒物および劇物取締法、同法施行令の規定に従うとともに、住宅地、一般車両、人畜、農作物等に飛散して被害の生じることのないよう十分注意しなければならない。なお、第三者に対して薬剤散布に起因する被害を与えた場合には、速やかに監督員に報告するとともに、被害については乙の責任において措置しなければならない。

薬剤散布により当社管理の樹木・植生等が枯損又は機能を有しなくなった場合には、乙の負担において原形に復旧しなければならない。

3 - 17 - 4 数量の検測

除草剤散布の数量の検測は、設計数量 (k ℓ) で行うものとする。

3 - 17 - 5 支 払

除草剤散布の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 k ℓ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う除草剤散布、交通規制等除草剤散布の作業に要する材料(支給材料を除く)・労力・機械器具(貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂)等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

3 - (14) 植栽作業除草剤散布

Type

k ℓ

注) Type は、特記仕様書に示す。

3 - 18 芝生薬剤散布

3 - 18 - 1 定 義

芝生薬剤散布とは、芝生の病害虫を防除するために殺虫剤、殺菌剤等の薬剤を散布する作業をいう。

3 - 18 - 2 材 料

薬剤の種類、薬量、希釈倍率、散布量等の基準は、特記仕様書に示すものとする。なお、使用する薬剤については、本仕様書第 1 - 20 - 3 「使用材料の承諾等」において、農林水産省の農薬登録の写しを監督員に提出するものとする。

3 - 18 - 3 作 業

作業は、指定された基準によって調製した薬剤を加圧式薬剤散布機で均一に散布するものとする。作業に当たっては風雨を避け、散布後 2 ~ 3 日間は降雨、降雪のない時期を選んで薬効が十分発揮されるように行うものとする。また、薬効のない部分については、監督員と協議を行い再度散布を行うものとする。

作業に当たっては、農薬取締法や関係省令、毒物および劇物取締法、同法施行令の規定に従うとともに、住宅地、一般車両、人畜、農作物等に飛散して被害の生じることのないよう十分注意しなければならない。なお、第三者に対して薬剤散布に起因する被害を与えた場合には、速やかに監督員に報告するとともに、被害については乙の責任において措置しなければならない。

薬剤散布により当社管理の樹木・植生等が枯損又は機能を有しなくなった場合

には、乙の負担において原形に復旧しなければならない。

3 - 18 - 4 数量の検測

芝生薬剤散布の数量の検測は、設計数量 (k ℓ) で行うものとする。

3 - 18 - 5 支 払

芝生薬剤散布の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 k ℓ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う芝生の薬剤散布、交通規制等芝生薬剤散布の作業に要する材料 (支給材料を除く) ・労力・機械器具 (貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂) 等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目 検測の単位

3 - (15) 植生作業芝生薬剤散布

Type k ℓ

注) Type は、特記仕様書に示す。

3 - 19 目土入れ

3 - 19 - 1 定 義

目土入れとは、芝生地、地被植物植栽地等に目土を施用する作業をいう。

3 - 19 - 2 材 料

目土用の土壌は、植物の生育に有害な粘土、れき、ごみ、雑草等の混入していないものとし、事前に監督員の承諾を得るものとする。

3 - 19 - 3 作 業

作業は、全面に厚薄のないように目土を均一に敷きならした後、100kg内外のローラーで転圧するか又はかん (灌) 水を行って仕上げるものとする。また、作業に際し、土壌が路面上及び排水こう内等に散乱しないように十分注意するものとする。なお、1 m²当りの目土の使用量は、0.01m³を標準とする。

目土入れの単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	施 工 場 所
目土入れ A	中央分離帯、アイランド
" B	目土入れ A の作業場所を除いたインターチェンジ、ジャンクション、サービスエリア、パーキングエリア

3 - 19 - 4 数量の検測

目土入れの数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

3 - 19 - 5 支 払

目土入れの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う目土入れ、交通規制等目土入れの作業に要する材料（支給材料を除く）・労力・機械器具（貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
3 - (16) 植栽作業目土入れ	
A	m ²
B	m ²

3 - 20 エアレーション

3 - 20 - 1 定 義

エアレーションとは、土壌の固結を防ぎ、芝生の地下茎や根を活性化させるために芝生地に対して行う通気作業をいう。

3 - 20 - 2 作 業

作業時期及び作業方法は特記仕様書によるものとするが、芝生が活動を開始する直前に作業を行うものとする。

3 - 20 - 3 数量の検測

エアレーションの数量の検測は、設計数量（ha）で行うものとする。

3 - 20 - 4 支 払

エアレーションの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 ha当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う通気作業、交通規制等エアレーションの作業に要する材料（支給材料を除く）・労力・機械器具（貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
3 - (17) 植栽作業エアレーション	ha

3 - 21 草 刈

3 - 21 - 1 定 義

草刈とは、植生のり面や草地等の雑草木を刈取る作業をいう。

3 - 21 - 2 作 業

作業時期及び作業頻度は特記仕様書によるものとするが、雑草の生育が最も旺盛になる時期に作業を行うものとする。

作業は、肩掛式草刈機、自走式斜面草刈機又は万能車で行うものとし、機械で刈残した箇所については手鎌その他により入念に刈取るものとする。

作業に際しては、近隣の生育樹木を損傷することのないように十分注意するものとする。作業に起因して有用樹木が枯損又は機能を有しなくなった場合には、乙の負担において原形に復旧しなければならない。

なお、刈取った雑草の集草・運搬及び処分の方法については、特記仕様書によるものとする。また、草刈の単価表の項目の種別は、作業場所及び作業方法の区分により、次のとおりとする。

単価表の項目	作 業 場 所 の 区 分
草刈 A	切土のり面でのり尻から 2 m (のり長) 以上の部分
" B	草刈 A 以外の部分

単価表の項目	作 業 方 法 の 区 分
草刈 (肩掛式草刈機)	肩掛式草刈機を使用して行うもの。
" (自走式斜面草刈機)	自走式斜面草刈機を使用して行うもの。
" (万能車)	万能車に草刈用のアタッチメントを装着して行うもの。

3 - 21 - 3 数量の検測

草刈の数量の検測は、設計数量 (ha又はk m) で行うものとする。

3 - 21 - 4 支 払

草刈の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 ha又は 1 k m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う雑草木の刈取り、植物発生材の運搬処理、交通規制等草刈の作業に要する材料 (支給材料を除く) ・労力・機械器具 (貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂) 等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

3 - (18) 植栽作業草刈

A (肩掛式草刈機)	ha
B (肩掛式草刈機)	ha
B (自走式斜面草刈機)	ha
B (万能車)	km

3 - 22 のり面施肥

3 - 22 - 1 定 義

のり面施肥とは、植生のり面に肥料を施用する作業をいう。

3 - 22 - 2 材 料

肥料は特に指定のない限り、次表以上の成分を有するものとする。

種 別	成 分 (%)			規 格
	窒 素 N	りん酸 P (P ₂ O ₅)	加 里 K	
高度化成肥料	各成分10%以上で三成分 合計40%以上			粒 状
コーティング肥料	16	5	10	粒状化成肥料を樹脂等で 被覆したもの
緩効性窒素化成 肥料	各成分10%以上で三成分 合計40%以上			粒 状
袋入固形肥料	23	2	0	帯状ネット袋に固形肥料 を入れたもの。のり面緑 化専用。4 m / kg

3 - 22 - 3 作 業

粒状肥料を施肥する際には、エンジン付薬剤散布機（背負式）等を使用して散布するものとし、のり面の小段等から、路面に飛散しないように注意し、むらのないよう均一に散布しなければならない。また、粒状肥料の単位当り使用量は、次表のとおりとする。

(1 ha当り)

肥料の種類	単位	標準使用量
高度化成肥料	kg	500
コーティング肥料	kg	1,000
緩効性窒素化成肥料	kg	1,000

袋入肥料を施肥する際には、目ぐしを用いてのり面に固定するものとし、目ぐしの間隔は1本/mとする。

3 - 22 - 4 数量の検測

のり面施肥の数量の検測は、設計数量（ha又はm）で行うものとする。

3 - 22 - 5 支 払

のり面施肥の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1ha又は1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行うのり面の施肥、交通規制等のり面施肥の作業に要する材料（支給材料を除く）・労力・機械器具（貸与機械の場合は、現場修理費及び年間機械管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

3 - (19) 植栽作業のり面施肥

高度化成肥料	ha
コーティング肥料	ha
緩効性窒素化成肥料	ha
袋入固形肥料	m

第4章 雪氷対策作業

目 次

4 - 1	適用範囲	4 - 2
4 - 2	適用すべき諸基準	4 - 2
4 - 3	支給材料及び貸与品	4 - 2
4 - 4	労務員詰所の貸与	4 - 2
4 - 5	労務員	4 - 2
4 - 6	作業機械	4 - 3
4 - 7	機械作業	4 - 4
4 - 8	作業員作業	4 - 6
4 - 9	労務員拘束	4 - 7
4 - 10	連絡員	4 - 8
4 - 11	機械拘束	4 - 11
4 - 12	機械運搬	4 - 12
4 - 13	空袋処理作業	4 - 12

4 - 1 適用範囲

この章は、冬期間における路面、連絡施設等の区域及び道路付帯設備等の除雪作業並びに凍結防止作業等（以下「雪氷対策作業」という。）に関する一般的事項を取り扱う。

作業は、すべて設計図書に従って確実かつ迅速に行わなければならない。

4 - 2 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

道路保全要領（雪氷対策編）

各支社の雪氷対策作業要領

維持補修用機械管理要領等（維持補修用機械貸与規則）

業務委託等による無線局の取扱要領

4 - 3 支給材料及び貸与品

本仕様書 1 - 21及び 1 - 22に規定する本作業の支給材料及び貸与品は、凍結防止剤及び雪氷対策作業用機械とする。

4 - 4 労務員詰所の貸与

4 - 4 - 1 甲は、乙に雪氷対策作業に必要な労務員詰所（以下「詰所」という。）を無償で貸与することがある。この場合において、貸与する詰所の位置及び規模等必要な事項については、特記仕様書において指定するものとする。

4 - 4 - 2 乙は、詰所の使用に当たり、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 - 4 - 3 詰所において使用する光熱等の使用料は、すべて乙の負担とし、特記仕様書の定めるところにより、甲に支払わなければならない。

4 - 5 労務員

4 - 5 - 1 定 義

労務員とは、雪氷対策作業に従事する者をいう。

4 - 5 - 2 労務員の種別

労務員の種別は、次のとおりとする。

自動車運転手

特殊自動車運転手

運転助手

作業員

タイヤ規制保安員

タイヤ規制誘導員

4 - 6 作業機械

4 - 6 - 1 定 義

作業機械とは、雪氷対策作業を確実にかつ迅速に行うために使用する作業用機械をいう。

作業機械は、甲が貸与することを原則とするが、必要に応じて乙が所有する作業機械を使用することができるものとする。

4 - 6 - 2 作業機械の貸与

甲は、雪氷対策作業に使用する作業機械を乙に貸与するものとし、貸与機械の種類、型式、規格等については、特記仕様書において指定するものとする。乙は、貸与された作業機械の操作、整備、点検等の管理については、「維持補修用機械管理要領等（維持補修用機械貸与規則）」に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

前記の点検整備に要する費用及び通常の現場修理に要する費用は、すべて機械作業の契約単価に含まれるものとし、別途支払は行わない。ただし、作業機械のき損が天災その他の不可抗力の事由に起因すると甲が認めた場合における費用の負担方法等は、甲と乙で相互に協議して定めるものとする。

4 - 6 - 3 乙が所有する作業機械の使用

甲は、雪氷対策作業の遂行上必要と認めた場合は、特記仕様書において指定するか、又は監督員と協議を行い、所定の期間乙が所有する作業機械を有償で使用することができるものとする。

乙は、甲から指定された乙が所有する作業機械を良好な状態に整備し、直ちに雪氷対策作業に供することができるよう日常の管理に留意しなければならない。

前記、乙が所有する作業機械の整備及び修理に要する費用は、すべて機械作業

及び機械拘束の契約単価に含むものとし、別途支払は行わない。

ただし、作業機械の甲の基地への往復の運搬に要する費用の取扱いは、本章4-12の規定によるものとする。

4 - 7 機械作業

4 - 7 - 1 定 義

機械作業とは、本章4-5-2及び4-10-1(2)で規定する労務員(連絡員助手を含み、作業員を除く)が甲貸与又は乙が所有する作業機械を運転、操作して、「道路保全要領(雪氷対策編)」及び支社等の制定に係る「雪氷対策作業要領」(以下「雪氷作業要領等」という。)に基づく各種の機械作業を行うことをいう。

4 - 7 - 2 数量の検測

機械作業の数量の検測は、作業時間(h)で行うものとする。

- (1) 機械作業は、雪氷基地を出動した時刻から雪氷基地に帰着した時刻までの間をもって作業時間とする。
- (2) ただし、機械作業の数量には、凍結防止剤の散布車への積込み、荷卸し、始業点検、暖気運転、洗車等に要する時間は含めない。
- (3) また、除雪車等が故障した場合及び途中待機させた場合の時間も含めないものとする。
- (4) 作業時間の検測は、10分単位で算出し、これを時間単位(小数1位止め)に換算し行うものとする。

4 - 7 - 3 支 払

機械作業の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1h当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には機械作業に要する労力(雪氷巡回のための巡回車の運転に要する労務費を除く)・機械器具(貸与の場合は、現場修理費、燃料、油脂)等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。ただし、労務員の拘束費及び作業機械の供用日当たり損料(乙が所有する機械のうちモーターグレーダ及びトラクタショベルにあっては機械器具費)に要する費用は除く。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
4 - (1)	雪氷対策作業機械作業 (貸与)	
	除雪車	
	除雪トラック	h
	モーターグレーダ (m)	h
	運搬・排雪車	
	ロータリー車 (t)	h
	トラクタショベル (m ³)	h
	ブルドーザ (t)	h
	ダンプトラック (t)	h
	凍結防止剤散布車	
	固形剤散布車 (t)	h
	湿塩散布車 (t)	h
	溶液散布車 (散布作業 t)	h
	溶液散布車 (溶液運搬作業 t)	h
	トラック (簡易固形剤散布機搭載 t)	h
	トラック (固形剤運搬作業 t)	h
	標識車 (t)	h
	巡回車	
	ステーションワゴン (c c)	h
4 - (2)	雪氷対策作業機械作業 (乙所有)	
	除雪車	
	除雪トラック (スノーブラウ付 t)	h
	モーターグレーダ (m)	h
	運搬・排雪車	
	トラクタショベル (m ³)	h
	ブルドーザ (t)	h
	ダンプトラック (t)	h
	凍結防止剤散布車	
	溶液散布車 (散布作業 t)	h
	溶液散布車 (溶液運搬作業 t)	h
	トラック (固形剤運搬作業 t)	h
	標識車 (t)	h
	巡回車	
	ライトバン (c c)	h

4 - 8 作業員作業

4 - 8 - 1 定 義

作業員作業とは，本章 4 - 9 の規定により拘束又は拘束待機を指定された作業員，タイヤ規制保安員，タイヤ規制誘導員が雪氷作業要領等に基づく現場作業を行うことをいう。

4 - 8 - 2 作業内容

職 種	作 業 内 容
作業員	人力による除雪，排雪作業，溶液の製造，凍結防止剤の積込み，荷卸し，簡易散布機の操作，停滞車の排除，スノープラウのエッジ交換，交通規制その他監督員の通知する作業を行うものとする。
タイヤ規制保安員	チェーンチェックを行うための規制に必要な機材（ラバコーン・矢印板・標識・回転灯等）の設置・撤去・保守点検，通行車輛のチェーン携行・装着・脱着の確認及び指導，規制場所等においての一般車輛の誘導，規制関係車輛（標識車等）の運転，問い合わせ・苦情等の対応その他監督員の通知する作業を行うものとする。
タイヤ規制誘導員	通行車輛のチェーン携行・装着・脱着の確認及び指導，規制場所等においての一般車輛の誘導，問い合わせ・苦情等の対応その他監督員の通知する作業を行うものとする。

4 - 8 - 3 数量の検測

作業員作業の数量の検測は，作業時間（h）で行うものとする。

- (1) 作業員作業は，作業を開始した時刻から，雪氷基地に帰着して跡片付を完了した時刻又は作業が終了した時刻までの間をもって作業時間とする。
- (2) 作業時間の検測は，本章 4 - 7 - 2 (4) の規定により行うものとする。

4 - 8 - 4 支 払

作業員作業の支払は，前項の規定に従って検測された数量に対し，1h当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には，労力の供給に要するすべての費用を含むものとする。ただし，作業員の拘束に要する費用は除く。

単価表の項目

検測の単位

4 - (3) 雪氷対策作業作業員作業

作業員

h

4 - 9 労務員拘束

4 - 9 - 1 定 義

労務員拘束とは、雪氷作業要領等に定める各種作業を行うため、所定の期間、労務員を拘束待機させることをいう。

4 - 9 - 2 拘束の種別

労務員拘束の種別は、その期間及び拘束方法等により次のとおりとする。

(1) 労務員拘束（常駐）

労務員拘束（常駐）とは、速やかに雪氷対策作業に出動できる体制を確保するため、労務員を特記仕様書に指定する職種、員数、期間及び時間をもって拘束待機させることをいう。

(2) 労務員拘束（招集）

労務員拘束（招集）とは、直ちに雪氷対策作業に出動できる体制を確保するため、必要の都度所要の労務員を昼夜を問わず断続的に拘束待機させることをいう。

4 - 9 - 3 数量の検測

労務員拘束（常駐）及び労務員拘束（招集）の数量の検測は、それぞれの拘束日数（日）又は時間（h）で行うものとする。

(1) 労務員拘束（常駐）の拘束日数は、特記仕様書に指定する職種、員数及び時間をもって、日検測を行うものとする。

(2) 労務員拘束（招集）の拘束時間は、監督員の通知に基づき所定の場所に拘束待機についた時刻から解除された時刻とする。ただし、拘束待機で拘束時間が4時間に満たない場合は4時間とする。

4 - 9 - 4 支 払

労務員拘束（常駐）及び労務員拘束（招集）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれの1日又は1h当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、労力の供給に要するすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4 - (4)	雪氷対策作業労務員拘束（常駐） 労務員拘束（常駐）	日
4 - (5)	雪氷対策作業労務員拘束（招集） 自動車運転手	h
	特殊自動車運転手	h

運転助手	h
作業員	h
タイヤ規制保安員	h
タイヤ規制誘導員	h

4 - 10 連絡員及び連絡員助手

4 - 10 - 1 定 義

- (1) 連絡員とは、本章 4 - 10 - 3 の資格を有する技術者が、確実かつ円滑な雪氷対策作業体制を確保する目的で、道路状況の把握及び監督員の補助業務等を行うものをいう。
- (2) 連絡員助手とは、連絡員が行う 4 - 10 - 2 (1) 及び (2) の業務を補助するために、専ら巡回用の自動車を運転する労務員をいう。
- (3) 連絡員の種別は、次のとおりとする。
 - 1) 連絡員(常駐)、連絡員助手(常駐)とは、特記仕様書において指定する員数、期間及び時間をもって昼夜連続的に拘束され、監督員の通知を受けて就労するものをいう。
 - 2) 連絡員(招集)、連絡員助手(招集)とは、監督員が必要の都度その通知により昼夜を問わず招集され、就労するものをいう。

4 - 10 - 2 連絡員の主たる業務内容

連絡員(常駐、招集)の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 当社のパトロールカーに乗車して道路を巡回し、道路状況の把握及び通報を行うこと。
- (2) 作業梯団の前方及び後方警戒並びに除雪作業の管理補助を行うこと。
- (3) 作業記録の作成補助を行うこと。
- (4) その他監督員の通知する業務を行うこと。

4 - 10 - 3 連絡員の資格

乙は、連絡員の資格を書面により監督員に提出し、承諾を得るものとする。

連絡員の資格は次の項目のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 大学卒業後、道路の維持管理実務経験 1 年以上で、普通免許以上の運転免許を有する者
- (2) 前記(1)と同等以上の能力を有する者

4 - 10 - 4 連絡員作業

(1) 定 義

連絡員作業とは、本章4 - 10 - 1に規定する連絡員（現場巡回時は、連絡員助手を含む）が本章4 - 10 - 2に規定する各種の連絡員業務に就労することをいう。

なお、連絡員（招集）及び連絡員助手（招集）の就労時間は、招集1回当たり4時間以上とする。

(2) 数量の検測

連絡員作業の数量の検測は、作業時間（h）で行うものとする。

- 1) 連絡員（招集）については、本章4 - 10 - 5に規定する拘束の取扱いは行わないものとする。
- 2) 連絡員助手（招集）については、雪氷巡回又はその他の監督員の通知する業務のために、雪氷基地を出勤した時刻から雪氷基地に帰着した時刻までの間をもって作業時間とし、基地帰着後の待機時間については、拘束の取扱いを行うものとする。
- 3) 作業時間の検測は、本章4 - 7 - 2(4)の規定により行うものとする。

(3) 支 払

連絡員作業の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1h当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、労力の供給に要するすべての費用を含むものとする。ただし、連絡員作業（常駐）の拘束費は含まないものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
4 - (6) 雪氷対策作業連絡員作業	
連絡員（常駐）	h
連絡員（招集）	h
連絡員助手（常駐）	h
連絡員助手（招集）	h

4 - 10 - 5 連絡員拘束

(1) 定 義

連絡員拘束とは、本章4 - 10 - 4に規定する連絡員作業体制を速やかに確保するため、連絡員（常駐）及び連絡員助手（常駐）を連続的に拘束待機させる

ことをいう。

(2) 拘束の種別

連絡員拘束の種別は，その期間及び拘束方法等により次のとおりとする。

1) 連絡員（常駐）

連絡員（常駐）とは，速やかに連絡員作業体制を確保するため，連絡員を特記仕様書に指定する員数，期間及び時間をもって拘束待機させることをいう。

2) 連絡員助手（常駐）

連絡員助手（常駐）とは，直ちに連絡員作業体制を確保するため，連絡員助手を特記仕様書に指定する員数，期間及び時間をもって拘束待機させることをいう。

(3) 数量の検測

連絡員拘束の数量の検測は，拘束日数（日）で行うものとする。

(4) 支 払

連絡員拘束の支払は，前項の規定に従って検測された数量に対し，1日当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には，拘束する連絡員及び連絡員助手の供給に必要な費用等連絡員拘束に必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
4 - (7) 雪氷対策作業連絡員拘束	
連絡員（常駐）	日
連絡員助手(常駐)	日

4 - 10 - 6 連絡員助手拘束

(1) 定 義

連絡員助手拘束とは，本章4 - 10 - 4に規定する連絡員作業体制を直ちに確保するため，連絡員助手（招集）を連続的に拘束待機させることをいう。

(2) 数量の検測

連絡員助手拘束の数量の検測は，拘束時間（h）で行うものとする。

(3) 支 払

連絡員助手拘束の支払は，前項の規定に従って検測された数量に対し，1h当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には，拘束する連絡員助手の供給に必要な費用等連絡員助手拘束に必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
4 - (12) 雪氷対策作業連絡員助手拘束 連絡員助手(招集)	h
4 - 11 機械拘束	
4 - 11 - 1 定 義	
機械拘束とは、雪氷作業要領等に定める各種の機械作業を行うため、特記仕様書に指定する機種、台数及び期間について作業機械を基地に拘束することをいう。	
4 - 11 - 2 数量の検測	
機械拘束の数量の検測は、拘束日数（日又は台・日）で行うものとする。	
4 - 11 - 3 支 払	
機械拘束の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ日又は台・日当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、供用日当たり機械損料(貸与機械の場合は年間管理費、乙が所有する機械のモーターグレーダ、トラクタショベルは運転日当たり損料及び供用日当たり損料)等機械拘束に必要なすべての費用を含むものとする。	

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
4 - (8) 雪氷対策作業機械拘束（貸与） 機械拘束（貸与）	日
4 - (9) 雪氷対策作業機械拘束（乙所有）	
除雪トラック（スノープラウ付 t）	台・日
モーターグレーダ（ m ）	台・日
トラクタショベル（ m ³ ）	台・日
ブルドーザ（ t ）	台・日
ダンプトラック（ t ）	台・日
溶液散布車（ t ）	台・日
固形剤散布車（ t ）	台・日
トラック（ t ）	台・日
標識車（ t ）	台・日
ライトバン（ c c ）	台・日

4 - 12 機械運搬

4 - 12 - 1 定 義

機械運搬とは、雪氷作業要領等に定める各種の機械作業を行うため、特記仕様書において指定する乙が所有する作業機械を甲の基地に運搬することをいう。

4 - 12 - 2 数量の検測

機械運搬の数量の検測は、往復運搬回数（台・回）で行うものとする。

4 - 12 - 3 支 払

機械運搬の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1台・回当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、乙の機械基地と甲の基地との1往復の機械運搬に要する運転労務、運転日当たり損料及び燃料に要する費用等機械運搬に必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

4 - (10) 雪氷対策作業機械運搬（乙所有）	
除雪トラック（スノープラウ付 t）	台・回
モーターグレーダ（ m ）	台・回
トラクタショベル（ m ³ ）	台・回
ブルドーザ（ t ）	台・回
ダンプトラック（ t ）	台・回
溶液散布車（ t ）	台・回
固形剤散布車（ t ）	台・回
トラック（ t ）	台・回
標識車（ t ）	台・回

4 - 13 空袋処理作業

4 - 13 - 1 定 義

空袋処理作業とは、凍結防止剤の包装に使用されているフレキシブルコンテナの使用済み空袋の梱包、積込み、運搬、処理等を行うことをいう。

4 - 13 - 2 回収場所

空袋処理作業の空袋の回収場所は、特記仕様書に定める場所とする。

4 - 13 - 3 数量の検測

空袋処理作業の数量の検測は、設計数量（袋）で行うものとする。

4 - 13 - 4 支 払

空対処理作業の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1袋当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、空袋の梱包・積込み・現場から処理施設までの運搬及び空袋の処分等空袋処理の作業に要する材料・労務・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
4 - (11) 空袋処理作業	袋

第5章 緊急作業

目 次

5 - 1	適用範囲	5 - 2
5 - 2	適用すべき諸基準	5 - 2
5 - 3	交通事故等作業及び交通事故清掃	5 - 2
5 - 4	災害応急復旧	5 - 3

5 - 1 適用範囲

この章は、緊急作業に関する一般的事項を取り扱う。緊急作業とは、設計図書に従って行う人力又は機械を用いる次の作業をいう。

- (1) 交通事故等復旧作業及び道路の維持管理に必要な緊急を要する作業
- (2) 災害応急復旧作業で緊急を要する作業

5 - 2 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

維持補修用機械管理要領等（維持補修用機械貸与規則）

5 - 3 交通事故等作業及び交通事故清掃

5 - 3 - 1 作業員及び機械作業

- (1) 作業員とは、設計図書に従って交通事故等作業及び交通事故清掃に従事する者をいう。
- (2) 機械作業とは、設計図書に従って交通事故等作業及び交通事故清掃に使用する機械の作業をいう。
 - 1) 機械作業 A とは、甲が貸与した車両を使用し、運転する作業をいう。
 - 2) 機械作業 B とは、乙が所有する車両を使用し、運転する作業をいう。

5 - 3 - 2 数量の検測

交通事故等作業及び交通事故清掃の数量の検測は、それぞれの作業時間(h)及び作業回数（回）で行うものとする。

- (1) 作業時間とは、作業の準備を開始した時刻から作業の後片付けを完了した時刻までの間をもって作業時間とする。
- (2) 緊急招集による交通事故等作業の場合で作業時間が4時間に満たない場合は、4時間とする。
- (3) 作業時間の検測は、10分単位で算出し、これを時間単位（少数1位止め）に換算して行うものとする。

5 - 3 - 3 支 払

交通事故等作業及び交通事故清掃の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1h又は1回当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う交通事故等作業及

び交通事故清掃に要する材料・労力・機械器具（貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

なお、機械作業の契約単価には、運転手の労力を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
5 - (1)	緊急作業交通事故等作業	
	作業員	h
	機械作業 A	
	トラック (t)	h
	標識車	h
	散水車 (ℓ)	h
	スウィーパ	h
	機械作業 B	
	トラック (t)	h
	ダンプトラック (t)	h
	標識車	h
5 - (2)	緊急作業交通事故清掃	
	作業員	回
	機械作業 A	
	スウィーパ	回
	散水車 (ℓ)	回
	トラック (t)	回
	標識車	回
	機械作業 B	
	スウィーパ	回
	散水車 (ℓ)	回
	トラック (t)	回
	標識車	回

5 - 4 災害応急復旧

5 - 4 - 1 労務員作業

(1) 定義

労務員作業とは、設計図書に従って災害応急復旧を行うことをいう。

(2) 数量の検測

労務員作業の数量の検測は、作業時間 (h) で行うものとする。

- 1) 作業時間とは、作業の準備を開始した時刻から作業の後片付けを完了した時刻までの間をもって作業時間とする。
- 2) 作業時間の検測は、10分単位で算出し、これを時間単位 (少数 1 位止め) に換算して行うものとする。

(3) 支 払

労務員作業の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 h 当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、労力の供給に要するすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
5 - (3) 緊急作業労務員作業	
自動車運転手 A	h
自動車運転手 B	h
.....	h
特殊自動車運転手 A	h
特殊自動車運転手 B	h
.....	h
普通作業員 A	h
普通作業員 B	h
.....	h

(注) A、B 等の種別は、特記仕様書に示す。

5 - 4 - 2 機械作業

(1) 定 義

機械作業とは、設計図書に従って、災害応急復旧を行うことをいう。

(2) 数量の検測

機械作業の数量の検測は、作業時間 (h) で行うものとする。

- 1) 作業時間とは、作業の準備を開始した時刻から作業の後片付けを完了した時刻までの間をもって作業時間とする。
- 2) 作業時間の検測は、10分単位で算出し、これを時間単位 (少数 1 位止め) に換算して行うものとする。

(3) 支 払

機械作業の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 h

当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、機械器具（運転時間当たり損料、燃料、油脂）等本作業を完了するために必要なすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
5 - (4)	緊急作業機械作業	
	ブルドーザ (t)	h
	トラクタショベル (m ³)	h
	ダンプトラック (t)	h

5 - 4 - 3 機械拘束

(1) 定 義

機械拘束とは、災害応急復旧を行うため、特記仕様書に指定する機種、台数及び期間を作業現場に拘束することをいう。

(2) 数量の検測

機械拘束の数量の検測は、拘束日数（台・日）で行うものとする。

(3) 支 払

機械拘束の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1台・日当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、供用日当たり機械損料等機械拘束に必要なすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
5 - (5)	緊急作業機械拘束	
	ブルドーザ (t)	台・日
	トラクタショベル (m ³)	台・日
	ダンプトラック (t)	台・日

第6章 交通事故復旧作業

目 次

6 - 1	適用範囲	6 - 2
6 - 2	適用すべき諸基準	6 - 2
6 - 3	防護柵取替工	6 - 2
6 - 4	立入防止柵取替工	6 - 11
6 - 5	げん（眩）光防止施設取替工	6 - 14
6 - 6	視線誘導標取替工	6 - 17
6 - 7	距離標取替工	6 - 19
6 - 8	標識板取替工	6 - 20

6 - 1 適用範囲

この章は、防護柵、立入防止柵、げん（眩）光防止施設、視線誘導標、距離標及び標識が損傷を受けた場合、その原形復旧の施工に関する一般的事項を取り扱う。

作業はすべて設計図書に従って厳密に施工しなければならない。

6 - 2 適用すべき諸基準

本仕様書15 - 2 及び16 - 2 の基準を適用するものとする。

6 - 3 防護柵取替工

6 - 3 - 1 種 別

(1) ガードレール

- 1) 支柱取替工.....支柱を新しい材料により取替えるものをいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
T Y P E A	Gr - S - E ・ Gr - A - E ・ Gr - A - E1 Grm - S(S) - E1 ・ Grm - S(S) - E2 Gr - S(S) - E1 ・ Gr - S(S) - E2
T Y P E B	Gr - S - B1-1 ・ Gr - S - B1-2 ・ Gr - S - B2-2 Gr - A - B1-3 ・ Gr - A - B1-4
T Y P E C	Gr - S - B2-1 ・ Gr - A - B1-1 ・ Gr - A - B1-2 Gr - A - B2-1 ・ Gr - A - B2-2 ・ Gr - A - B2-3 Gr - A - B2-4
T Y P E D	Gr - B - E ・ Grm - A - E ・ Grm - B - E ・ Grm - S - E Grm - A(D) - E ・ Grm - S(D) - E ・ Grm - B - E (狭)
T Y P E E	Gr - B - B1-1 ・ Gr - B - B1-2 ・ Grm - A - B1-1 Grm - A - B1-2 ・ Grm - A - B2-2 ・ Grm - B - B1-1 Grm - B - B1-2 ・ Grm - B - B2-2 ・ Grm - S - B1-1 Grm - S - B1-2 ・ Grm - S - B2-2
T Y P E F	Gr - B - B2-1 ・ Gr - B - B2-2 ・ Grm - A - B2-1 Grm - B - B2-1 ・ Grm - S - B2-1
T Y P E G	Gr - C - E
T Y P E H	Gr - C - B

単価表の項目	区 分 内 容
T Y P E I	Grm - A - E (狭)
T Y P E J	Grm - A - B1-1 (狭) ・ Grm - A - B2-1 (狭) Grm - A - B2-2 (狭) ・ Grm - A - B1-2 (狭)
T Y P E K	Grm - B - B1-1 (狭) ・ Grm - B - B2-1 (狭) Grm - B - B2-2 (狭) ・ Grm - B - B1-2 (狭)
T Y P E L	Grm - A - Mo ・ Grm - S - Mo

- 2) レール及び袖レール取替工.....レール及び袖レールを新しい材料により取替えるものをいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
T Y P E A	Gr - S - Eの上レール・Gr - S - B1-1の上レール Gr - S - B1-2の上レール・Gr - S - B2-1の上レール Gr - S - B2-2の上レール・Gr - A - E ・ Gr - A - E1 Gr - A - B1-1 ・ Gr - A - B1-2 ・ Gr - A - B1-3 Gr - A - B1-4 ・ Gr - A - B2-1 ・ Gr - A - B2-2 Gr - A - B2-3 ・ Gr - A - B2-4
T Y P E B	Gr - S - Eの下レール・Gr - S - B1-1の下レール Gr - S - B1-2の下レール・Gr - S - B2-1の下レール Gr - S - B2-2の下レール・Gr - B - E Gr - B - B1-1 ・ Gr - B - B1-2 ・ Gr - B - B2-1 Gr - B - B2-2
T Y P E C	Gr - C - E ・ Gr - C - B
T Y P E D	Grm - A - E ・ Grm - A - B1-1 ・ Grm - A - B1-2 Grm - A - B2-1 ・ Grm - A - B2-2 ・ Grm - A - Mo
T Y P E E	Grm - B - E ・ Grm - B - B1-1 ・ Grm - B - B1-2 Grm - B - B2-1 ・ Grm - B - B2-2
T Y P E F	Grm - A - E (狭) ・ Grm - A - B1-1 (狭) Grm - A - B2-1 (狭) ・ Grm - A - B2-2 (狭) Grm - A - B1-2 (狭)
T Y P E G	Grm - B - B1-1 (狭) ・ Grm - B - B2-1 (狭) Grm - B - B2-2 (狭) ・ Grm - B - B1-2 (狭) Grm - B - E (狭)
T Y P E H	Grm - S - E ・ Grm - S - B1-1 ・ Grm - S - B1-2 Grm - S - B2-1 ・ Grm - S - B2-2 ・ Grm - S - Mo
T Y P E I	Grm - S(S) - E1 ・ Grm - S(S) - E1の上レール
T Y P E J	Grm - S(S) - E2 ・ Grm - S(S) - E2の上レール

単価表の項目	区 分 内 容
TYPE K	Gr - S(S) - E1の下レール・ Gr - S(S) - E2の上レール
TYPE L	Grm - A(D) - E
TYPE M	Grm - S(D) - E

(2) ガードケーブル

- 1) 支柱取替工.....支柱を新しい材料により取替えるものをいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
TYPE A	Gc - S - E・Gc - A - E・Gc - A - E1 Gcm - A(S) - E1-1・Gcm - A(S) - E1-2
TYPE B	Gc - S - B1-1・Gc - S - B1-2・Gc - S - B2-2 Gc - A - B1-3・Gc - A - B1-4
TYPE C	Gc - S - B2-1・Gc - A - B1-1・Gc - A - B1-2 Gc - A - B2-1・Gc - A - B2-2・Gc - A - B2-3 Gc - A - B2-4・Gcm - A(S) - B2-2
TYPE D	Gcm - A - E・Gcm - A - E1
TYPE E	Gc - B - E・Gcm - B - E
TYPE F	Gc - B - B1-2・Gcm - A - B1-1・Gcm - A - B1-2 Gcm - A - B2-2・Gcm - B - B1-2
TYPE G	Gc - B - B1-1・Gc - B - B2-1・Gc - B - B2-2 Gcm - A - B2-1・Gcm - B - B1-1・Gcm - B - B2-1 Gcm - B - B2-2
TYPE H	Gc - C - E
TYPE I	Gc - C - B

- 2) ブラケット取替工.....ブラケットを新しい材料により取替えるものをいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
TYPE A(上)(下)	Gc - S - E・Gc - S - B1-1・Gc - S - B1-2 Gc - S - B2-1・Gc - S - B2-2
TYPE B(上)(下)	Gc - A - E・Gc - A - E1・Gc - A - B1-1 Gc - A - B1-2・Gc - A - B1-3・Gc - A - B1-4 Gc - A - B2-1・Gc - A - B2-2・Gc - A - B2-3 Gc - A - B2-4

単価表の項目	区 分 内 容
TYPE C(上)(下)	Gc - B - E・Gc - B - B1-1・Gc - B - B1-2 Gc - B - B2-1・Gc - B - B2-2
TYPE D	Gc - C - E・Gc - C - B
TYPE E(上)(下)	Gcm - A - E・Gcm - A - B1-1・Gcm - A - B1-2 Gcm - A - B2-1・Gcm - A - B2-2・Gcm - A - E1
TYPE F	Gcm - B - E・Gcm - B - B1-1・Gcm - B - B1-2 Gcm - B - B2-1・Gcm - B - B2-2
TYPE G(上)(下)	Gcm - A(S) - E1-1・Gcm - A(S) - E1-2 Gcm - A(S) - E2-2

(注)(上)：上段ブラケット (下)：下段ブラケット

- 3) ケーブル接続工.....切断されたケーブルを接続するものをいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
TYPE A	接続金具及び新しいケーブルにより接続するもの
TYPE B	接続金具のみで接続するもの

- 4) ケーブル緊張工.....ゆるんだケーブルを緊張するものをいう。

(3) ボックスビーム

- 1) 支柱取替工.....支柱を新しい材料により取替えるものをいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
TYPE A	Gbm - A - E
TYPE B	Gbm - A - B1-1・Gbm - A - B2-1・Gbm - A - B2-2
TYPE C	Gbm - B - E
TYPE D	Gbm - B - B1-1・Gbm - B - B2-1・Gbm - B - B2-2

- 2) ビーム取替工.....ビームを新しい材料により取替えるものをいい、単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
T Y P E A	Gbm - A - E ・ Gbm - A - B1-1 ・ Gbm - A - B2-1 Gbm - A - B2-2
T Y P E B	Gbm - B - E ・ Gbm - B - B1-1 ・ Gbm - B - B2-1 Gbm - B - B2-2

(4) 支柱傾き修正工

支柱傾き修正工とは、ガードレール、ガードケーブル及びボックスビームの支柱の傾きを修正するものをいう。

(5) ガードケーブル端末支柱

ガードケーブル端末支柱取替工とは、端末及び中間端末の支柱を取り替えるものをいう。

(6) 中央分離帯開口部防護柵

中央分離帯開口部防護柵取替工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
エキスパンドメタル 取替工 支 柱 取 替 工	エキスパンドメタルを新しい材料により取替えるもの 支柱（エキスパンドメタル用）を新しい材料により取替えるもの

6 - 3 - 2 材料及び防せい（錆）処理

防護柵取替工の材料及び防せい（錆）処理は、本仕様書15 - 3 - 3 及び15 - 3 - 4 の規定によるものとする。

6 - 3 - 3 施 工

防護柵取替工の施工は、本仕様書15 - 3 - 5 の規定によるものとする。

6 - 3 - 4 数量の検測

(1) ガードレール

ガードレールの支柱、レール及び袖レール取替工の数量の検測は、それぞれの設計数量（本又は枚）で行うものとする。

(2) ガードケーブル

ガードケーブルの支柱及びブラケット取替工並びにケーブル接続工及び緊張工の数量の検測は、それぞれの設計数量（本、個、箇所又は条m）で行うものとする。

(3) ボックスビーム

ボックスビームの支柱取替工及びビーム取替工の数量の検測は、それぞれの設計数量（本）で行うものとする。

(4) 支柱傾き修正工

支柱傾き修正工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

(5) ガードケーブル端末支柱

ガードケーブル端末支柱取替工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

(6) 中央分離帯開口部防護柵

中央分離帯開口部防護柵取替工の数量の検測は、設計数量（枚又は本）で行うものとする。

6 - 3 - 5 支 払

(1) ガードレール

ガードレールの支柱、レール及び袖レール取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本又は1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う支柱、レール及び袖レールの撤去・設置・現場から廃材置場までの廃材運搬・廃材の処分等ガードレール取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

(2) ガードケーブル

ガードケーブルの支柱及びブラケット取替工並びにケーブル接続工及び緊張工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本、1個、1箇所または1条・m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う支柱ブラケット及びケーブルの撤去・設置・緊張・現場から廃材置場までの廃材運搬・廃材の処分等ガードケーブル取替工、ケーブル接続工及びケーブル緊張工の施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

(3) ボックスビーム

ボックスビームの支柱及びビーム取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本又は1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う支柱及びビームの撤去・設置・現場から廃材置場までの廃材運搬・廃材の処分等ボックスビーム取替工の施工に要

する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

(4) 支柱傾き修正工

支柱傾き修正工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う支柱傾き修正工に要する労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

(5) ガードケーブル端末支柱

ガードケーブル端末支柱取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う端末支柱の撤去・設置・ガードケーブルの緊張・現場から廃材置場までの廃材運搬・廃材の処分等ガードケーブル端末支柱取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

(6) 中央分離帯開口部防護柵

中央分離帯開口部防護柵取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1枚又は1本当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う防護柵の撤去・設置・現場から廃材置場までの廃材運搬・廃材の処分等中央分離帯開口部防護柵取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
6 - (1) 交通事故復旧作業ガードレール・支柱取替工	
T Y P E A	本
T Y P E B	本
T Y P E C	本
T Y P E D	本
T Y P E E	本
T Y P E F	本
T Y P E G	本
T Y P E H	本
T Y P E I	本
T Y P E J	本
T Y P E K	本
T Y P E L	本

6 - (2)	交通事故復旧作業ガードレール・レール取替工	
	TYPE A	枚
	TYPE B	枚
	TYPE C	枚
	TYPE D	枚
	TYPE E	枚
	TYPE F	枚
	TYPE G	枚
	TYPE H	枚
	TYPE I	枚
	TYPE J	枚
	TYPE K	枚
	TYPE L	枚
	TYPE M	枚
6 - (3)	交通事故復旧作業ガードレール・袖レール取替工	
	TYPE A	枚
	TYPE B	枚
	TYPE C	枚
	TYPE D	枚
	TYPE E	枚
	TYPE F	枚
	TYPE G	枚
	TYPE H	枚
	TYPE I	枚
	TYPE J	枚
	TYPE K	枚
	TYPE L	枚
	TYPE M	枚
6 - (4)	交通事故復旧作業ガードケーブル・支柱取替工	
	TYPE A	本
	TYPE B	本
	TYPE C	本
	TYPE D	本
	TYPE E	本
	TYPE F	本
	TYPE G	本
	TYPE H	本
	TYPE I	本
6 - (5)	交通事故復旧作業ガードケーブル・ブラケット取替工	
	TYPE A(上)	個
	TYPE A(下)	個
	TYPE B(上)	個

	TYPE B (下)	個
	TYPE C (上)	個
	TYPE C (下)	個
	TYPE D	個
	TYPE E (上)	個
	TYPE E (下)	個
	TYPE F	個
	TYPE G (上)	個
	TYPE G (下)	個
6 - (6)	交通事故復旧作業ガードケーブル接続工	
	TYPE A	箇所
	TYPE B	箇所
6 - (7)	交通事故復旧作業 ガードケーブル緊張工	条・m
6 - (8)	交通事故復旧作業ボックスビーム・支柱取替工	
	TYPE A	本
	TYPE B	本
	TYPE C	本
	TYPE D	本
6 - (9)	交通事故復旧作業ボックスビーム・ビーム取替工	
	TYPE A	本
	TYPE B	本
6 - (10)	交通事故復旧作業支柱傾き修正工	本
6 - (11)	交通事故復旧作業ガードケーブル端末支柱取替工	
	Gc - S - E1	箇所
	Gc - S - E2	箇所
	Gc - S - E3	箇所
	Gc - A - E1	箇所
	Gc - A - E2	箇所
	Gc - A - E3	箇所
	Gc - B - E1	箇所
	Gc - B - E2	箇所
	Gc - B - E3	箇所
	Gc - C - E	箇所
	Gcm - A - E1-1	箇所
	Gcm - A - E2-1	箇所
	Gcm - A - E3-1	箇所
	Gcm - B - E1-1	箇所
	Gcm - B - E2-1	箇所
	Gcm - B - E3-1	箇所

6 - (12)	交通事故復旧作業ガードケーブル中間端末支柱取替工	
	G c - S - I E 1	箇所
	G c - S - I E 2	箇所
	G c - S - I E 3	箇所
	G c - A - I E 1	箇所
	G c - A - I E 2	箇所
	G c - A - I E 3	箇所
	G c - B - I E 1	箇所
	G c - B - I E 2	箇所
	G c - B - I E 3	箇所
	G c - C - I E	箇所
	G cm - A - I E 1-1	箇所
	G cm - A - I E 2-1	箇所
	G cm - A - I E 3-1	箇所
	G cm - B - I E 1-1	箇所
	G cm - B - I E 2-1	箇所
	G cm - B - I E 3-1	箇所
6 - (13)	交通事故復旧作業中央分離帯開口部防護柵	
	エキスパンドメタル取替工	枚
	支柱取替工	本

6 - 4 立入防止柵取替工

6 - 4 - 1 種 別

(1) 立入防止柵取替工及び立入防止柵の出入口取替工の施工による単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
全 取 替 工	立入防止柵をすべて新しい材料により取替えるもの
支 柱 取 替 工	支柱を新しい材料により取替えるもの
胴 縁 取 替 工	胴縁を新しい材料により取替えるもの
金 網 取 替 工	金網を新しい材料により取替えるもの

(2) 立入防止柵取替工及び立入防止柵の出入口取替工の形状による種別は、本仕様書15 - 4 - 2によるものとする。

6 - 4 - 2 材料及び防せい(錆)処理

立入防止柵取替工及び立入防止柵の出入口取替工の材料及び防せい(錆)処理は、本仕様書15 - 4 - 3及び15 - 4 - 4の規定によるものとする。

6 - 4 - 3 施 工

立入防止柵取替工及び立入防止柵の出入口取替工の種別及び設置位置は、設計図書によるものとする。

6 - 4 - 4 数量の検測

立入防止柵取替工及び立入防止柵の出入口取替工の数量の検測は、それぞれの設計数量（m、基又は箇所）で行うものとする。

6 - 4 - 5 支 払

立入防止柵取替工及び立入防止柵の出入口取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m、1 基又は 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う立入防止柵及び立入防止柵の出入口の撤去・設置・現場から廃材置場までの廃材運搬・廃材の処分等立入防止柵取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
6 - (14) 交通事故復旧作業立入防止柵 全取替工	
A 1	m
A 2	m
B 1	m
B 2	m
C 1	m
C 2	m
S A 1(1)	m
S A 1(2)	m
S A 1(3)	m
S A 2(1)	m
S A 2(2)	m
S A 2(3)	m
S A 3(1)	m
S A 3(2)	m
S A 3(3)	m
S A 4(1)	m
S A 4(2)	m
S A 4(3)	m
支柱取替工	
A 1	基
A 2	基
B 1	基

B 2	基
C 1	基
C 2	基
S A 1(1)	基
S A 1(2)	基
S A 1(3)	基
S A 2(1)	基
S A 2(2)	基
S A 2(3)	基
S A 3(1)	基
S A 3(2)	基
S A 3(3)	基
S A 4(1)	基
S A 4(2)	基
S A 4(3)	基
胴縁取替工	
A 1	m
A 2	m
B 1	m
B 2	m
C 1	m
C 2	m
S A 1(1)	m
S A 1(2)	m
S A 1(3)	m
S A 2(1)	m
S A 2(2)	m
S A 2(3)	m
S A 3(1)	m
S A 3(2)	m
S A 3(3)	m
S A 4(1)	m
S A 4(2)	m
S A 4(3)	m
金網取替工	
A 1	m
A 2	m
B 1	m
C 1	m
C 2	m
S A 1(1)	m
S A 1(2)	m

	S A 1(3)	m
	S A 2(1)	m
	S A 2(2)	m
	S A 2(3)	m
	S A 3(1)	m
	S A 3(2)	m
	S A 3(3)	m
	S A 4(1)	m
	S A 4(2)	m
	S A 4(3)	m
6 - (15)	交通事故復旧作業立入防止柵の出入口 全取替工	
	A 1	箇所
	A 2	箇所
	B 1	箇所
	B 2	箇所
	C 1	箇所
	C 2	箇所
	S A 1(1)	箇所
	S A 1(2)	箇所
	S A 1(3)	箇所
	S A 2(1)	箇所
	S A 2(2)	箇所
	S A 2(3)	箇所
	S A 3(1)	箇所
	S A 3(2)	箇所
	S A 3(3)	箇所
	S A 4(1)	箇所
	S A 4(2)	箇所
	S A 4(3)	箇所

6 - 5 げん（眩）光防止施設取替工

6 - 5 - 1 種 別

(1) げん（眩）光防止網（エキスパンドメタル）

- 1) げん（眩）光防止網取替工の施工による単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 別 内 容
エキスパンドメタル 取替工	エキスパンドメタルを新しい材料により取替えるもの
支柱取替工	支柱を新しい材料により取替えるもの

2) げん(眩)光防止網取替工の形状による種別は、本仕様書15-5-2(1)によるものとする。

(2) げん(眩)光防止板

げん(眩)光防止板取替工の単価表の項目の種別は、本仕様書15-5-2(3)によるものとする。

(3) シャ光ネット

1) シャ光ネット取替工の施工による単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
支柱取替工	支柱を新しい材料により取替えるもの
ネット取替工	ネットを新しい材料により取替えるもの
端末支柱支持用 ロープ取替工	端末支柱支持用ロープを新しい材料により取替えるもの

2) シャ光ネット取替工の形状による種別は、本仕様書15-5-2(2)によるものとする。

6-5-2 材料及び防せい(錆)処理

げん(眩)光防止施設取替工の材料及び防せい(錆)処理は、本仕様書15-5-3及び15-5-4の規定によるものとする。

6-5-3 施 工

げん(眩)光防止施設取替工の種別及び設置は、設計図書等によるものとする。

6-5-4 数量の検測

げん(眩)光防止施設取替工の数量の検測は、それぞれの設計数量(枚、本、基、m又は箇所)で行うものとする。

6-5-5 支 払

げん(眩)光防止施設取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1枚、1本、1基、1m又は1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行うげん(眩)光防止施設の撤去・

設置、現場から廃材置場までの廃材運搬・廃材の処分等げん（眩）光防止施設取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
6 - (16) 交通事故復旧作業げん（眩）光防止網	
エキスパンドメタル取替工 A1	枚
エキスパンドメタル取替工 A2	枚
エキスパンドメタル取替工 A3	枚
支柱取替工 A1	本
支柱取替工 A2	本
支柱取替工 A3	本
6 - (17) 交通事故復旧作業げん（眩）光防止板	
全取替工 A i	基
全取替工 B i	基
全取替工 C i	基
全取替工 D i	基
全取替工 E i	基
全取替工 F i	基
全取替工 A s	基
全取替工 B s	基
全取替工 C s	基
全取替工 D s	基
全取替工 E s	基
全取替工 F s	基
6 - (18) 交通事故復旧作業しゃ光ネット	
支柱取替工 A	本
支柱取替工 B	本
支柱取替工 C	本
支柱取替工 D	本
ネット取替工 A	m
ネット取替工 B	m
ネット取替工 C	m
ネット取替工 D	m
端末支柱支持用ロープ取替工 A	箇所
端末支柱支持用ロープ取替工 D	箇所

6 - 6 視線誘導標取替工

6 - 6 - 1 種 別

(1) 視線誘導標取替工の施工による単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
全 取 替 工	視線誘導標をすべて新しい材料により取替えるもの
反射体取替工	反射体及びブレードを新しい材料により取替えるもの
支柱取替工	支柱を新しい材料により取替えるもの

6 - 6 - 2 材料及び防せい(錆)処理

視線誘導標取替工の材料及び防せい(錆)処理は、本仕様書16 - 5 - 3、16 - 5 - 4及び16 - 5 - 6の規定によるものとする。

6 - 6 - 3 施 工

視線誘導標取替工の種別及び設置位置は、設計図書によるものとする。

6 - 6 - 4 数量の検測

視線誘導標取替工の数量の検測は、設計数量(基)で行うものとする。

6 - 6 - 5 支 払

視線誘導標取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う視線誘導標の撤去・設置・現場から廃材置場までの廃材運搬・廃材の処分等視線誘導標取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
6 - (19) 交通事故復旧作業視線誘導標	
全取替工	
A 1	基
A 2-1	基
A 2-2	基
A 3-1	基
A 3-2	基
B 1	基
B 2-1	基
B 2-2	基
C 1	基
C 2-1	基
C 2-2	基
D 1	基
D 2-1	基

D2-2	基
E2-1	基
E2-2	基
E3-1	基
E3-2	基
反射体取替工	
A1	基
A2-1	基
A2-2	基
A3-1	基
A3-2	基
B1	基
B2-1	基
B2-2	基
C1	基
C2-1	基
C2-2	基
D1	基
D2-1	基
D2-2	基
E2-1	基
E2-2	基
E3-1	基
E3-2	基
支柱取替工	
A1	基
A2-1	基
A2-2	基
A3-1	基
A3-2	基
B1	基
B2-1	基
B2-2	基
C1	基
C2-1	基
C2-2	基
D1	基
D2-1	基
D2-2	基
E2-1	基
E2-2	基
E3-1	基

6 - 7 距離標取替工

6 - 7 - 1 種 別

距離標取替工の単価表の項目の種別は、本仕様書16 - 6 - 2によるものとする。

6 - 7 - 2 材料及び防せい(錆)処理

距離標取替工の材料及び防せい(錆)処理は、本仕様書16 - 6 - 3の規定によるものとする。

6 - 7 - 3 施 工

距離標取替工の種別及び設置位置は、設計図書によるものとする。

6 - 7 - 4 数量の検測

距離標取替工の数量の検測は、設計数量(枚)で行うものとする。

6 - 7 - 5 支 払

距離標取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う距離標の撤去・設置・現場から廃材置場までの廃材運搬・廃材の処分等距離標取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
6 - (20) 交通事故復旧作業距離標取替工	
A 1	枚
A 4	枚
B 1	枚
B 2	枚
B 3	枚
B 4	枚
C 1	枚
C 2	枚
C 3	枚
C 4	枚
D 1	枚
D 2	枚
D 4	枚

6 - 8 標識板取替工

6 - 8 - 1 種 別

標識板取替工の単価表の項目の種別は、本仕様書16 - 3 - 3 (2)によるものとする。

6 - 8 - 2 材 料

標識板取替工の材料は、本仕様書16 - 3 - 3 (3)の規定によるものとする。

6 - 8 - 3 施 工

標識板取替工の種別及び設置位置は、設計図書によるものとする。

6 - 8 - 4 数量の検測

標識板取替工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

6 - 8 - 5 支 払

標識板取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う標識板の撤去・設置・現場から廃材置場までの廃材運搬・廃材の処分等標識板取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本作業を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
6 - (21) 交通事故復旧作業標識板取替工	
反射式 A	m ²
反射式 B	m ²

第7章 交通規制

目 次

7 - 1	適用範囲	7 - 2
7 - 2	適用すべき諸基準	7 - 2
7 - 3	定 義	7 - 2
7 - 4	交通監視員	7 - 2
7 - 5	種 別	7 - 2
7 - 6	数量の検測	7 - 3
7 - 7	支 払	7 - 3

7 - 1 適用範囲

この章は、交通規制に関する一般的事項を取り扱うものとし、維持修繕作業のうち清掃作業及び植栽作業以外の作業及び維持修繕工事に適用する。

作業はすべて設計図書及び監督員の指示に従って行わなければならない。

7 - 2 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

7 - 3 定 義

交通規制とは、供用中の高速道路上で工事等を施工するにあたり、一般通行車及び作業員の安全を確保するため、交通監視員の配置や標識等の設置により交通を規制する作業をいう。

7 - 4 交通監視員

交通監視員とは、「道路保全要領（路上作業編）」の規定に従って、一般通行車の監視及び一般通行車に対する注意の喚起・誘導並びにラバコーン、標識等の設置状況を確認する者をいう。

7 - 5 種 別

交通規制の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	内 容
路 肩 規 制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制 A、路肩規制 B 及び路肩規制 C をいう。
車 線 規 制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。
中央分離帯規制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する中央分離帯規制をいう。
交互交通規制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する交互交通規制をいう。

7 - 6 数量の検測

交通規制の数量の検測は、規制数量（日・規制又は 0.5日・規制）で行うものとする。

(1) 1回の規制が4時間以下の場合は、0.5日規制1回とする。

(2) 1回の規制が4時間を超えた場合は、日規制1回とする。

注) 1回の規制とは、基地等で規制材を積込んだ時点から撤去し基地等に帰着し荷卸しを完了させた時点までをいう。

7 - 7 支 払

交通規制の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1日・規制又は0.5日・規制当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制に要する材料・労力・機械器具（貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、及び燃料、油脂）等本作業を行うために必要なすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
7 - (1)	路肩規制 L × N	日規制又は 0.5日規制
7 - (2)	車線規制 L × N × M	日規制又は 0.5日規制
7 - (3)	中央分離帯規制 L × N	日規制又は 0.5日規制
7 - (4)	交互交通規制 L × N	日規制又は 0.5日規制

(注)(1) Lは、規制延長（テーパ部＋平行部）をいい、区分内容による分類は、次表の記号のとおりとする。

記号	区 分 内 容
	規制延長 L が1,000m以下のもの
	規制延長 L が1,000m < L 2,000mの範囲のもの
	規制延長 L が2,000m < L 3,000mの範囲のもの
	規制延長 L が3,000m < L 4,000mの範囲のもの
	規制延長 L が4,000m < L 5,000mの範囲のもの
	規制延長 L が5,000m < L 6,000mの範囲のもの

- (2) Nは、日又は、0.5日当たりの規制箇所数を示す。
- (3) Mは、日又は、0.5日当たりの切換え回数を示す。
- (4) 夜間交通規制を行う場合には、特記仕様書の規定によるものとする。

第 8 章 土 工

目 次

8 - 1	適用範囲	8 - 2
8 - 2	適用すべき諸基準	8 - 2
8 - 3	準備排水	8 - 2
8 - 4	捨土掘削	8 - 2
8 - 5	盛土工	8 - 4
8 - 6	構造物掘削	8 - 6
8 - 7	基礎材	8 - 8

8 - 1 適用範囲

この章は、捨土掘削、盛土工、構造物掘削、基礎材等の土工工事の施工に必要な一般的事項を取扱う。工事は、すべて設計図書に従って厳密に施工しなければならない。

8 - 2 適用すべき諸基準

土工施工管理要領

J H S

道路保全要領 (路上作業編)

8 - 3 準備排水

乙は、施工中においては、切土箇所、盛土箇所及び土捨場を排水良好な状態に維持しなければならない。

乙がこれを怠ったため、含水比が上昇し捨土又は客土等の必要が生じた場合、これにより増加する費用はすべて乙の負担とする。

この準備排水に際して乙は、関係法令に従い排水処理を行わなければならない。

これらに要する費用は、関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

8 - 4 捨土掘削

8 - 4 - 1 定 義

捨土掘削とは、設計図書に従って本線の土砂を掘削して本線外盛土場及び自工区外の本線 (以下「自工区外盛土場」という。) に搬入する作業をいい、作業内容は特記仕様書に示すものとする。

8 - 4 - 2 自工区外盛土場

盛土場の位置、範囲、盛土可能量及び施工内容、用地条件、維持及び修復については、図面及び特記仕様書に示すとおりとする。

乙は、本仕様書 1 - 17の規定に定める維持修繕作業計画書に盛土方法、排水計画等を記載しなければならない。

8 - 4 - 3 土質分類

捨土掘削の土質は、次のように分類する。

土 砂 : 掘削に際してブルドーザーが有効に使用できる程度の土砂
及びレキ又は転石を混じえた土質のもの

8 - 4 - 4 施 工

(1) 埋設物の確認

乙は、施工に先立ち必ず照明施設、通信施設等の埋設物の位置を確認し、施工によりこれらの施設を損傷させることがないように注意しなければならない。

(2) 現地盤線の確認

災害発生に伴う崩落土等を捨土掘削する場合、乙は施工前に現地盤線の照査を行わなければならない。照査の結果、疑義が生じた場合は、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。

(3) 湧水及び地下水

捨土掘削において、予期しなかった湧水等に遭遇したために特別の排水施設が必要となった場合には、直ちに監督員に連絡し、協議しなければならない。

また、緊急やむを得ないと乙が判断した場合は、自ら適切な処置を施すとともに、直ちに監督員に連絡しなければならない。

この処置に要する費用については、監督員と乙とで協議し定めるものとする。

8 - 4 - 5 数量の検測

捨土掘削の数量の検測は、地山の設計数量(m^3)で行うものとする。ただし、地山検測が不可能な場合は、特記仕様書又は監督員の通知によるものとする。

8 - 4 - 6 支 払

捨土掘削の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ $1 m^3$ 当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う特記仕様書に示す作業内容の捨土掘削の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
8 - (1) 捨土掘削	
土砂 A	m ³
土砂 B	m ³
.....	m ³

(注) 捨土掘削の土砂 A・土砂 B等は、自工区外盛土場による別を示すもので、特記仕様書に示すとおりとする。

8 - 5 盛 土 工

8 - 5 - 1 定 義

盛土工とは、設計図書に従って搬入された購入材料を使用して、路体部及び路床部を完成させる次の作業をいう。

材料の敷ならし、含水比の調節、締固め、整形及び仕上げ、段切、のり面仕上げ、準備排水、施工管理試験。

盛土工 Aとは、購入材料を使用して盛土することをいう。

8 - 5 - 2 材 料

設計図書に示す盛土各部に使用する材料は、「土工施工管理要領」に示す基準に適合するものでなければならない。

なお、寒冷地における凍上抑制層内の路床材料については、特記仕様書に示すとおりとする。

8 - 5 - 3 盛土基礎地盤の処理

(1) 盛土の施工に先立って、本章 8 - 3 の規定に従い、盛土基礎地盤の排水を十分に行わなければならない。

盛土地盤に著しい湧水があるか、又は特に排水の悪い場合には、監督員に報告し、協議しなければならない。

(2) 崩壊のり面の復旧及び傾斜地盤上に盛土を施工する場合は、「設計要領」第一集 第 1 編 4 - 4 - 5 に示すとおり原地盤面に段切を施し、盛土と原地盤との密着を図り滑動を防止しなければならない。これに要する費用は関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

8 - 5 - 4 施 工

盛土材料は、一様に敷ならし、盛土全体にわたって均等に締固めるものとする。
その施工層厚及び施工管理の基準等は「土工施工管理要領」に示す基準によらなければならない。

- (1) 乙は、現場の作業条件に適した工法を監督員と協議したうえ、施工しなければならない
- (2) 崩壊のり面の復旧のための盛土等で、盛土を施工しようとする地盤の地形が複雑で規定のまき出し厚では締固め機械の通常の運行を確保する面積が得られない場合には、監督員と協議を行い、第一層を締固め機械が運行できる最小限の面積が得られる最小の厚さまで敷きならすことができる。ただし、あらかじめ当該箇所の施工方法及び品質管理方法を記載した計画書を監督員に提出するものとする。
- (3) 地盤の表層部が軟らかく、施工機械の重量を支持し得ない場合、又は十分な締固めが行えない場合には、監督員と協議を行い第一層を施工機械の重量を支持し得る最小の厚さで敷きならすことができる。ただし、あらかじめ当該箇所の施工方法、品質管理方法を記載した計画書を監督員に提出するものとする。
- (4) 構造物に隣接する部分のように、面積が狭くて大型の締固め機械による締固めを行うことのできない箇所においては、ソイルコンパクタ等の小型締め固め機械により所定の締固め度が得られるよう十分締固めなければならない。
- (5) 盛土の路肩部及びのり面の締固めは、盛土本体の締固めと同時に行わなければならない。また、盛土と構造物との取合付近ののり面等については、小型締固め機械等により入念に締固めるものとする。
- (6) 盛土施工中、乙は常に排水に留意し、盛土各層の表面にたん水することのないようにしなければならない。盛土各層には4%以上の横断こう配をつけるものとする。特に毎日の作業終了時又は何らかの事情で作業を中断する場合には、表面を平たんに仕上げて締固め、排水が良好に行われるようにしておかななければならない。ただし、路体及び路床各部の仕上げ面は、設計図書又は監督員の通知する土工仕上げ面と同じ横断こう配に仕上げなければならない。

8 - 5 - 5 検 査

- (1) 盛土各層の立上がりは、締固めを行った後、締固め状況を確認の上行うも

のとする。盛土締固め後、締固め度が本章 8 - 5 - 4 の該当する規定を満たさない場合又は、盛土施工中に施工機械の走行などによって、不良部分が発見された場合は、その部分を除去して置換えるか再転圧を行わなければならない。この施工に要する費用は、すべて乙の負担とする。

- (2) 上部路床の最終仕上げ面は、設計図書に示された縦横断形状に正しく仕上げなければならない。上部路床の仕上げ面は、計画高から ± 5 cm 以上ずれないものとし、計画高が前記範囲内にあっても不足土量又は、余剰土量が生じないように施工しなければならない。

8 - 5 - 6 数量の検測

構造物掘削による盛土の数量の検測は、その契約項目で行うものとし、盛土としての検測は行わない。

盛土工の数量の検測は、盛土の設計数量 (m^3) で行うものとする。

8 - 5 - 7 支 払

盛土工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、 $1 m^3$ 当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う材料の購入、敷ならし、含水量の調節、締固め、整形及び仕上げ、段切、準備排水、土運搬路の維持補修等盛土工 A の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
8 - (2) 盛土工	
盛土工 A	m^3

8 - 6 構造物掘削

8 - 6 - 1 定 義

構造物掘削とは、設計図書に従って擁壁、水路、その他の構造物の基礎地盤の土砂及び岩を掘削し、処理する作業をいい、作業内容は特記仕様書に示すものとする。

構造物掘削普通部とは、設計図書に特に掘削方法を指定しない構造物掘削をいう。

8 - 6 - 2 掘削土の処理

構造物掘削の掘削土は、道路路体部及び路床部の盛土、構造物埋戻し等に利用する。

利用できない不良土又は余剰土は、設計図書に従って捨土するものとする。

8 - 6 - 3 構造物掘削による床付面

構造物掘削による床付面は、図面に従って縦横断形状に正しく仕上げるものとし、計画高から0～5cm以上ずれないものとする。

なお、掘削しすぎた場合は基礎材又はコンクリートにて埋戻すものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

8 - 6 - 4 地盤支持力の確認

掘削作業が設計図書に示す掘削底面に達したときには、乙は、構造物の基礎としての支持力を監督員に報告し、その確認を受けるものとする。なお、監督員が必要として、工法等の変更を通知した場合においては、これに要する費用については、監督員と乙とで協議し定めるものとする。

なお、支持力等の確認に要する費用については関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行なわないものとする。

8 - 6 - 5 地下埋設物

構造物掘削に際して、予期しない地下埋設物に遭遇した場合には、直ちに監督員に連絡し、協議しなければならない。また、緊急やむを得ないと乙が判断した場合は、自ら適切な処置を施すものとし、その処置の内容を監督員に報告しなければならない。この処置に要する費用については、監督員と乙とで協議し定めるものとする。

8 - 6 - 6 構造物埋戻し

構造物埋戻しの施工は、本章8 - 5 - 4によるものとする。

構造物埋戻しの施工開始時期は、本仕様書11 - 2 - 10の規定によるものとし、施工の際には締固め機械の走行又は偏心荷重によって構造物に損傷を与えることのないように注意しなければならない。

8 - 6 - 7 数量の検測

構造物掘削の数量の検測は、図面に示した掘削線から算出した設計数量(m^3)で行うものとする。

8 - 6 - 8 支 払

構造物掘削の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、 1 m^3 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う特記仕様書に示す作業内容の構造物掘削の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
8 - (3) 構造物掘削	
普通部	m^3

8 - 7 基 礎 材

8 - 7 - 1 定 義

基礎材とは、構造物の施工に際してその地盤を栗石、碎石又は砂で置換え、不陸を整形することをいう。

- (1) 基礎材 A とは、栗石を使用するものをいう。
- (2) 基礎材 B とは、碎石又は砂を使用するものをいう。

8 - 7 - 2 材 料

基礎材 A に用いる栗石は、径 $10\sim 15\text{cm}$ の天然石又は破砕石で極端に偏平な石やぜい弱な石を含まないものでなければならない。また、目つぶし材料は、切込砂利又は切込碎石とし、その粒度は最大径 100mm 以下のもので空けきを埋め合わせるものとし、極端に偏平な石、細長い石片、有機物を有害量含まないものとする。

基礎材 B に用いる碎石は、径 100mm 以下の切込砂利、切込碎石又は再生クラッシャーランとし、極端に偏平な石、細長い石片、有機物を有害量含まないものとする。

また砂は、河川砂、海砂、山砂又は再生コンクリート砂とし、粘土、シルト分及び有機物を有害量含まないものでなければならない。

8 - 7 - 3 施 工

基礎材 A は、栗石に目つぶし材を加え、栗石の空隙を埋め合わせた後、締固め機械で十分突固め、所定の厚さに仕上げなければならない。

基礎材 B は、材料を敷ならし、締固め機械で十分突固め、所定の厚さに仕上げなければならない。

8 - 7 - 4 数量の検測

基礎材の数量の検測は、設計数量 (m^3) で行うものとする。

8 - 7 - 5 支 払

基礎材の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ $1m^3$ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う基礎の床ごしらえ、基礎材の敷ならし、目つぶしの施工、締固め等基礎材の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
8 - (4)	基礎材	
	A	m^3
	B	m^3

第9章 のり面工

目 次

9 - 1	適用範囲	9 - 2
9 - 2	適用すべき諸基準	9 - 2
9 - 3	施工計画	9 - 2
9 - 4	のり面の試験施工	9 - 2
9 - 5	再 施 工	9 - 2
9 - 6	張 芝 工	9 - 3
9 - 7	種散布工	9 - 4
9 - 8	種吹付工	9 - 5
9 - 9	植生基材吹付工	9 - 7
9 - 10	植生マット工	9 - 9
9 - 11	コンクリート砕工	9 - 10
9 - 12	コンクリートブロック積工	9 - 11
9 - 13	コンクリートブロック張工	9 - 13
9 - 14	基 礎 工	9 - 14
9 - 15	じゃかご工	9 - 15
9 - 16	ふとんかご工	9 - 16

9 - 1 適用範囲

この章は、のり面保護工として施工する張芝工、種散布工、種吹付工、植生基材吹付工、植生マット工、コンクリート砕工、コンクリートブロック積工、コンクリートブロック張工、基礎工、じゃかご工及びふとんかご工の施工に関する一般的事項を取扱う。工事は、すべて設計図書に従って厳密に施工しなければならない。

9 - 2 適用すべき諸基準

植生のり面施工管理要領

造園施工管理要領

J H S

道路保全要領（路上作業編）

9 - 3 施工計画

本仕様書 1 - 1 7 維持修繕作業計画書に規定する施工計画書に、次の各号に掲げるものを記載しなければならない。

施工方法、施工機械、使用材料、養生方法

9 - 4 のり面の試験施工

施工前ののり面調査結果は、監督員に提出しその確認を受けるものとするが、監督員が必要と認めた場合は、試験施工を実施するものとし、その費用については監督員と乙とで協議し定めるものとする。

9 - 5 再施工

9 - 5 - 1 適用

植生のり面工は施工後、60日経過（「植生のり面施工管理要領」に示す標準施工時期以外においては特記仕様書に示す期間）しても発芽生長しないとき又は、枯死・生育不良の芝生地は、乙の負担で再施工しなければならない。

発芽生長しないとき又は、枯死・生育不良のときの調査及び判定は、監督員と乙が立会いのうえ行うものとする。

9 - 5 - 2 適用の除外

発芽生長しないとき又は、枯死・生育不良が支給材料の性質又は当社若しくは監督員の通知によるものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は通知が不適當であることを知りながら、当社にこれを通知しなかったときは、この限りではない。

また、契約書第17条に規定する天災等によるもので、当社及び乙双方の責に帰することが出来ないものについても適用しない。

9 - 6 張 芝 工

9 - 6 - 1 定 義

張芝工とは、のり面等に芝を張り付けるものをいう。

(1) 張芝Aとは、芝を目地張り（芝の使用量は70%とする。）にするものをいう。

(2) 張芝Bとは、芝をべた張り（使用量は 100%とする。）にするものをいう。

9 - 6 - 2 材 料

張芝工に使用する材料は設計図書に示す場合を除き「造園施工管理要領」によるものとする。

9 - 6 - 3 施 工

張芝を行う部分を不陸整正した上で、芝を張り、ローラ又は土羽板を用いて地盤に密着させ肥料を混合した目土を敷ならすものとする。

張芝Bの場合には芝片1枚につき2本の割合で目串を使用するものとし、ロール芝の場合には芝張Bに準じるものとする。

張芝工の施工完了後、監督員が通知した場合は、除草及び追肥を行うものとする。なお、これに要する費用については、監督員と乙とで協議し定めるものとする。

9 - 6 - 4 数量の検測

張芝工の数量の検測は、設計数量（ m^2 ）で行うものとする。

9 - 6 - 5 支 払

張芝工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m^2 当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行うのり面の整形、かん（灌）水、施工前ののり面調査等張芝工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
9 - (1) 張芝工	
張芝 A	m ²
張芝 B	m ²

9 - 7 種散布工

9 - 7 - 1 定 義

種散布工とは、のり面に種子と高度化成肥料、木質材料、水及び粘着材を混合し、ポンプを使用して散布するものをいう。

9 - 7 - 2 材 料

(1) 種子

種子の種類及び使用量は、特記仕様書に示すものとし、あらかじめ試料を採取して、J H S 603（種子発芽試験方法）による発芽試験を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

なお、現場に搬入された種子は、直ちに使用することとし、直射日光や雨露にさらしたり、積重ねて枯死させないように注意しなければならない。

(2) 肥料

肥料は、本章 9 - 6 - 2 の規定を適用するものとする。

(3) 木質材料、水及び粘着材

木質材料、水及び粘着材は、植物の発芽生育に有害な物質（薬物、強酸、強アルカリ、塩分、油、汚濁物等）を含まないものとする。木質材料等の種類は下記によるものとする。

木質材料 ファイバー（木質セルローズ等）

粘 着 材 高分子合成樹脂（ポリビニルアルコール等）

現場に搬入された木質材料及び粘着材は、変質を来たさない場所で不純物が混入しないよう保護して貯蔵しなければならない。

9 - 7 - 3 施 工

使用材料を均一なスラリー状となるよう、かくはん混合した後、散布距離及びノズル角度を地盤の硬軟に応じて調整し、散布によりのり面を荒らさぬよう均一に散布しなければならない。施工完了後は、かん(灌)水、侵食防止等の保護養生を行うものとする。

種散布工の散布完了後、監督員が通知した場合は、追肥を行うものとする。

なお、これに要する費用については、監督員と乙とで協議し定めるものとする。

9 - 7 - 4 数量の検測

種散布工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

9 - 7 - 5 支 払

種散布工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行うのり面の整形、かん(灌)水、施肥、施工前ののり面調査等種散布工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
9 - (2) 種散布工	m ²

9 - 8 種吹付工

9 - 8 - 1 定 義

(1) 種吹付工とは、のり面に種子と肥料、人工基材、接合剤及び水とを混合し、適した機種により吹付けるものをいう。

1)種吹付 A (人工基材) とは、人工基材が 1 c m 厚相当量のものをいう。

2)種吹付 B (人工基材) とは、人工基材が 2 c m 厚相当量のものをいう。

9 - 8 - 2 配 合

種吹付工に使用する材料の配合は、「植生のり面施工管理要領」の規定に適合するものとする。

9 - 8 - 3 材 料

(1)種子、水

種子、水は、本章 9 - 7 - 2 の規定を適用するものとする。

(2)肥料

肥料は、高度化成肥料及び緩効性窒素化成肥料を用い、次の基準に適合しなければならない。

種 別	成 分			規 格
	窒 素 N	り ん 酸 P(P ² O ⁵)	加 里 K	
高度化成肥料	各成分10%以上で三成分合計40%以上			速効性、粒状
緩効性窒素化成肥料	各成分10%以上で三成分合計40%以上			速効性肥料より窒素分の溶出が遅い肥料、粒状

なお、現場に搬入された肥料は変質を来たさない場所で不純物が混入しないよう、保護して貯蔵しなければならない

(3)接合材

接合材は、植物の発芽生育に有害な物質（薬物、強酸、強アルカリ、塩分、汚濁物等）を含まないものとし、浸透連結型（高分子合成樹脂）を使用するものとする。

接合材は、変質を来たさない場所で不純物が混入しないよう保護して貯蔵しなければならない。

(4)人工基材

1)人工基材は、植物の生育に有害な物質、未成熟な堆肥、雑草・樹木の根等のきょう（夾）雑物を含まないものとする。

2)人工基材は、変質を来たさない場所で不純物が混入しないよう保護して貯蔵しなければならない。

9 - 8 - 4 施 工

施工は、材料をかくはん混合した後、均一に吹付けるものとする。

施工完了後は、かん（灌）水、侵食防止等の保護養生を行うものとする。

種吹付工の吹付け完了後、監督員が通知した場合は、追肥を行うものとする。

なお、これに要する費用については、監督員と乙とで協議し定めるものとする。

9 - 8 - 5 数量の検測

種吹付工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

9 - 8 - 6 支 払

種吹付工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m²当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行うのり面の整形、かん（灌）水、施工前ののり面調査等種吹付工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
9 - (3) 種吹付工	
種吹付 A (人工基材)	m ²
種吹付 B (人工基材)	m ²

9 - 9 植生基材吹付工

9 - 9 - 1 定 義

植生基材吹付工とは、のり面に種子と肥料、生育基材、接合剤及び水等とを混合し、吹付機等を使用して吹付けるものをいう。

9 - 9 - 2 配 合

植生基材吹付工に使用する材料の配合は、「植生のり面施工管理要領」の規定に適合するものとする。

9 - 9 - 3 材 料

(1)種子、水

種子、水は、本章9 - 7 - 2の規定を適用するものとする。

(2)肥料

肥料は、本章9 - 8 - 3の規定を適用するものとする。

(3)接合材

接合材は、本章9 - 8 - 3の規定を適用するものとする。

(4)人工基材

人工基材は、本章9 - 8 - 3の規定を適用するものとする。

(5)金網

金網は、JIS G 3552 (ひし形金網) の規格に適合するものとし、線径及び網目は2.0×50mmとする。

(6)アンカーピン

アンカーピンは、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)の規格に適合するものとし、メインアンカーピンは 16mm (D16) × 400mm、サブアンカーピンは 9mm (D10) × 200mmとする。

9 - 9 - 4 施 工

施工は、材料をかくはん混合した後、均一に吹付けるものとする。

吹付けにあたっては、ノズルを吹付け面から適した間隔を保ち、のり面に直角に吹付けるものとし、のり面の上部より順次下部へ吹付けるものとする。

施工完了後は、かん(灌)水、侵食防止等の保護養生を行うものとする。

植生基材吹付工の吹付完了後、監督員が通知した場合は追肥を行うものとする。

なお、これに要する費用については、監督員と乙とで協議し定めるものとする。

金網を施工する場合には、浮石などは除去し、基盤と吹付基材の密着を確保するものとし、のり面の凹凸に従い、なじみよく張り、吹付厚の中間付近になるようアンカーピンに緊結しなければならない。

また、金網の継目は1目半以上に重ね合わせ、1㎡に1箇所割合で現地盤に固定しなければならない。

9 - 9 - 5 数量の検測

植生基材吹付工の数量の検測は、設計数量(㎡)で行うものとする。

9 - 9 - 6 支 払

植生基材吹付工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行うのり面の整形、かん(灌)水、施工前ののり面調査等植生基材吹付工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目検測の単位

9 - (4) 植生基材吹付工

人工基材 (t = a c m)

㎡

9 - 10 植生マット工

9 - 10 - 1 定 義

植生マット工とは、のり面に種子及び肥料を装着した植生マットを張り付けるものをいう。

9 - 10 - 2 材 料

植生マットは、不織マット、粗目綿布、フェルトマット、紙等で製作した幅50cm以上、長さ10m以上のものでなければならない。植生マットの脱落を防ぐため、とめひもはビニールひもとし、目ぐし及び竹ぐし又は垂鉛引鉄線14番以上を長さ25cmに切り、ヘアピン状に曲げたものとする。

9 - 10 - 3 施 工

施工に先立ち、張付けを行う部分の凹凸を平滑に仕上げ、種子及び肥料を装着した面を下面にして地盤に密着させるものとする。マットの脱落を防ぐため、とめひも、目ぐし等で固定しなければならない。マットは、のり面に対して垂直方向に張り、相互の重なりは羽重ねとし、重ね幅は5cm以上とする。また、のり肩水平部は30cm以上被覆しなければならない。とめひもは縦間隔30cm、横間隔50cmとし、とめひもの交点に目ぐしを打込み、十分に固定しなければならない。

植生マット工の張付け完了後、監督員が通知した場合は、追肥を行うものとする。なお、これに要する費用については、監督員と乙とで協議し定めるものとする。

9 - 10 - 4 数量の検測

植生マット工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

9 - 10 - 5 支 払

植生マット工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行うのり面の整形、かん(灌)水、施肥等植生マット工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
9 - (5) 植生マット工	m ²

9 - 11 コンクリート枠工

9 - 11 - 1 定 義

コンクリート枠工とは、切土又は盛土のり面上に、工場製コンクリートブロック枠を施工するもの（以下「ブロック枠工」という。）をいう。

9 - 11 - 2 材 料

ブロック枠工の部材に使用するコンクリートは、本仕様書第11章の規定を適用するものとし、ブロック枠の寸法は、設計図書のとおりとする。

9 - 11 - 3 施 工

ブロック枠の設置は、設計図書に従ってのり面を平滑に整形した後、枠を正常にかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。枠の支点部分に滑止め用アンカーピンを用いる場合は、滑り止めアンカーピンと枠が十分に固定するように施工しなければならない。

ブロック枠工の枠内に植生工を行う場合には、枠内に土羽土又は土のうを充てんし、十分に突固めた後、特記仕様書の規定に従い、所定の植生工を行うものとする。

9 - 11 - 4 数量の検測

コンクリート枠工の数量の検測は、設計数量（ m^2 ）で行うものとする。

9 - 11 - 5 支 払

コンクリート枠工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、 $1 m^2$ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う整形、コンクリート枠の設置、中詰め、コンクリート枠工の施工に要する工場製コンクリートブロック、滑止め用アンカーピン等コンクリート枠工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
9 - (6) コンクリート枠工	m^2

9 - 12 コンクリートブロック積工

9 - 12 - 1 定 義

コンクリートブロック積工とは、工場製コンクリートブロックによって練積み又は空積みされたもので、のりこう配が1：1より急なものをいう。

9 - 12 - 2 材 料

コンクリートブロック積工に使用するコンクリートブロックは、J I S A 5371附属書4の規格に適合しなければならない。

モルタルの材料及びコンクリートは、本仕様書第11章の規定を適用するものとする。

モルタルは、セメントと細骨材が1：2の容積配合のものとし、コテで敷き広げられる程度のコンシステンシーが得られるよう均一に練り混ぜたものでなければならない。また、水を加えてから45分以上経過したモルタルは、使用してはならない。

目地版は、節の少ない杉板で防腐加工されたものでなければならない。ただし、杉板以外の目地版を使用する場合には、J H S 314(コンクリート目地材料試験方法)によって試験し、その結果が次の規格に適合するものでなければならない。

項 目	規 格
1 / 2 圧縮時の圧縮応力度	9 N/mm ² 以下
復 元 率	65%以上
1 / 2 圧縮時のはみ出し量	4mm以下
曲 げ 強 さ	0.5 N/mm ² 以上

裏込めに用いる栗石は、径6～15cmの天然又は破砕材で、極端に偏平な石やぜい弱な石を含まないものとする。また、10～15cmの栗石を使用する場合は、砂等を用いて充填するものとする。

裏込めに用いる切込砕石(切込砂利)又は再生クラッシャーランは、最大径100mm以下で、極端に偏平な石片、細長い石片、有機物等を有害量含まないものとする。

9 - 12 - 3 施 工

丁張りは、設計図書に従い厳密に設置し、練積みの場合はさらに裏込めコンクリートの背面にも設置しなければならない。

掘削埋戻しの施工は、本仕様書 8 - 6 の規定に従って行うものとする。

コンクリートブロックは、使用前に清掃し、付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。

積上げは、特に指定されない限り谷積みとし、ほぼ水平を保ちながら施工しなければならない。

練積みは、合端を合わせ、コンクリートブロックを固定し、胴込コンクリートを充てんし、十分突固めて合端付近に空げきが生じないように施工しなければならない。また、背面には所定の厚さを正しく保って裏型枠を設置し、裏込めコンクリートを打設して、打設後裏型枠を抜き取らなければならない。

水抜孔は、内径 40～50mm で、2 m² に 1 箇所の割合で設置しなければならない。また、目地は20m間隔に設置することとする。

天端コンクリートは、コテをもって平滑に仕上げなければならない。

9 - 12 - 4 数量の検測

コンクリートブロック積工の数量の検測は、設計数量(m²)で行うものとする。この数量の検測の際には、水抜孔、排水パイプその他径30cm以下の開口部分の控除は行わないものとする。

9 - 12 - 5 支 払

コンクリートブロック積工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行うコンクリートブロック積、その胴込コンクリート、裏込栗石、裏込コンクリート、天端コンクリート、水抜孔の設置、裏型枠等コンクリートブロック積工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

9 - (7) コンクリートブロック積工

コンクリートブロック積み (練) 控 a cm

m²

9 - 13 コンクリートブロック張工

9 - 13 - 1 定 義

コンクリートブロック張工とは、工場製コンクリートブロックによつてのり面に張付けされたもので、のりこう配が1：1又は1：1より緩やかなものをいう。

9 - 13 - 2 材 料

コンクリートブロック張工に使用するコンクリートブロックは、特記仕様書に示す場合を除き、J I S A 5371附属書4の規格に適合しなければならない。コンクリートは、本仕様書第11章の規定を適用するものとする。

コンクリートブロックの控長は、設計図書に示すものとする。

9 - 13 - 3 施 工

コンクリートブロック張工の施工は、本章9 - 12 - 3に準じて行うものとする。

9 - 13 - 4 数量の検測

コンクリートブロック張工の数量の検測は、設計数量(m^2)で行うものとする。

この数量の検測の際には、水抜孔、排水パイプその他径30cm以下の開口部分の控除は行わないものとする。

9 - 13 - 5 支 払

コンクリートブロック張工の支払は、前項の規定に従つて検測された数量に対し、それぞれ1 m^2 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従つて行うコンクリートブロック張り、その胴込コンクリート、裏込栗石、裏込コンクリート、天端コンクリート、水抜孔、目地モルタル等コンクリートブロック張工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

9 - (8) コンクリートブロック張工

コンクリートブロック張り（練又は空）控 a cm m^2

9 - 14 基礎工

9 - 14 - 1 定義

基礎工とは、コンクリート枠、コンクリートブロック積み及びコンクリートブロック張りの基礎をいう。

9 - 14 - 2 材 料

コンクリート基礎工に使用する型枠、コンクリート等は、本仕様書第11章の規定を適用するものとする。

また、コンクリート基礎工に使用する基礎材は、本仕様書 8 - 7 の規定を適用するものとし、再生クラッシャーラン又は再生コンクリート砂を使用するものとするが、あらかじめ監督員の承諾を得て、これ以外の材料を使用することもできるものとする。この場合関連する契約単価の変更は行わないものとする。

9 - 14 - 3 施 工

コンクリート基礎工の掘削、基礎材、型枠及びコンクリートの施工については、本仕様書 8 - 6 及び 8 - 7 並びに第11章の規定に従って行うものとする。

9 - 14 - 4 数量の検測

基礎工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

9 - 14 - 5 支 払

基礎工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う基礎工の掘削、埋戻し、床ごしらえ、基礎材、型枠、コンクリート等基礎工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

9 - (9) 基礎工

コンクリート基礎工

m

注) は、特記仕様書に示す。

9 - 15 ジャかご工

9 - 15- 1 定 義

ジャかご工とは、ジャかごに栗石を詰め、のり面等に張り立てるものをいう。

9 - 15 - 2 材 料

ジャかご工に用いる鉄線かごは、J I S A 5513 (ジャかご) の規格に適合するものとし、中詰用栗石は、径15cm内外のもので、網目より大きな天然石又は破砕石でなければならない。

9 - 15 - 3 施 工

ジャかごは、設計図書に基づき、床ごしらえの割りつけをして、かご頭の位置を定め布設した後、中詰栗石をのり肩及びのり尻がへん平にならないよう十分に充てんし、設計図書に示された断面形状に仕上げなければならない。

かごとかごの連結は、1 mごとにかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。止めぐいを施工する場合のくい建込み、打込み等はジャかごがのり面に固定され、設計図書に示された断面形状に仕上がるよう適切に施工しなければならない。

9 - 15 - 4 数量の検測

ジャかご工の数量の検測は、設計数量 (本) で行うものとする。

9 - 15 - 5 支 払

ジャかご工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行うジャかご工の組立て、据付け、中詰用栗石、連結用鉄線、止めぐい等ジャかご工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

9 - (10) ジャかご工 a cm・b m・c cm 本

注) a は径、b は長さ、c は網目を示す。

9 - 16 ふとんかご工

9 - 16 - 1 定 義

ふとんかご工とは、ふとんかごに栗石を詰め、のり面等に積み上げ、又は敷きつめるものをいう。

9 - 16 - 2 材 料

ふとんかご工に用いる鉄線かごは、J I S A 5513 (じゃかご) の規格に適合するものとし、中詰用栗石は、径15cm内外のもので、網目より大きな天然石又は破砕石でなければならない。

9 - 16 - 3 施 工

ふとんかごは、設計図書に基づき、床ごしらえの割りつけをして、かご頭の位置を定め布設した後、のり肩及びのり尻がへん平にならないよう、中詰栗石を十分に充てんし、設計図書に示された断面形状に仕上げなければならない。

かごとかごの連結は、1 mごとにかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。止めぐいを施工する場合のくい建込み、打込み等はふとんかごがのり面等に固定され、設計図書に示された断面形状に仕上がるよう適切に施工しなければならない。

9 - 16 - 4 数量の検測

ふとんかご工の数量の検測は、設計数量 (枚) で行うものとする。

9 - 16 - 5 支 払

ふとんかご工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行うふとんかごの組立、据付け、中詰用栗石、連結用鉄線、止めぐい等ふとんかごの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

9 - (11) ふとんかご工 a m ・ b m ・ c m ・ d cm

枚

注) a は幅、b は厚さ、c は長さ、d は網目を示す。

第10章 用・排水構造物工

目 次

10 - 1	適用範囲	10 - 2
10 - 2	適用すべき諸基準	10 - 2
10 - 3	用・排水構造物工	10 - 2

10 - 1 適用範囲

この章は、用・排水溝、集水ます等の材料及び施工に関する一般的事項を取扱う。
工事は、すべて設計図書に従って厳密に施工しなければならない。

10 - 2 適用すべき諸基準

用排水構造物標準設計図集
道路保全要領（路上作業編）

10 - 3 用・排水構造物工

10 - 3 - 1 材 料

コンクリート、型わく及び鉄筋は、本仕様書第11章の規定を適用するものとする。

なお、工場製コンクリート製品で、J I S に規定されている工場製品については、その規格に適合するものを使用するものとし、J I S に規定されていない工場製品のコンクリートの配合設計のための基準は、次のとおりとする。

材令28日における 圧縮強度	粗骨材の 最大寸法	スランプの 範囲	単位セメント量
18 N/mm ² 以上	25 mm 以下	10 cm 以下	240 kg/m ³

また、円形水路及びロードガッターをコンクリート成型機を使用して施工する場合には、使用するコンクリートの配合設計のための基準は、次のとおりとする。

種別	材令28日 における 圧縮強度 (N/mm ²)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	スランプ (cm) 注1) 注2)	空気量 (%) 注1) 注3)	セメントの種類	最低 セメント量 (kg/m ³)
ロード ガッター	18	25 20	4.5	6.0	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種 早強ポルトランドセメント	280
円形水路	21	25 20	3.0	6.0	普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種 早強ポルトランドセメント	310

注1) コンクリートの打込み箇所における値である。打込み箇所とはコンクリートを打込んだ直後締固め前の箇所を言う。

注2) スランプの許容差は、±1.0cmとする。

注3) 空気量の許容差は、±1.5%とする。

(1) グレーチング

- 1) グレーチングは、設計図書に示した形状寸法で鋼板を格子状に組み立てたものでなければならない。
- 2) 鋼板は、J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材) の2種の規格に適合しなければならない。
- 3) グレーチングのパネル、受枠とも溶融亜鉛めっき付着量は、J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) の2種H D Z 55の規格に適合しなければならない。

(2) 基礎材

用・排水構造物に使用する基礎材は、本仕様書8 - 7の規定を適用するものとし、再生クラッシャーラン又は再生コンクリート砂を使用するものとするが、あらかじめ監督員の承諾を得て、これ以外の材料を使用することができるものとする。この場合関連する契約単価の変更は行わないものとする。

10 - 3 - 2 施 工

(1) 掘 削

掘削に際しては、掘削断面を必要最小限にとどめ、安定した路床又はのり面を乱さないようにしなければならない。

(2) 設 置

- 1) 用・排水構造物工の基礎材の施工は、本仕様書8 - 7の規定を適用するものとする。
- 2) 用・排水溝の設置は、設計図書又は監督員が通知するこう配で下流側又は低い側から設置するとともに、底部は滑らかで一様なこう配になるよう施工しなければならない。
- 3) 用・排水溝等のコンクリート製品の接合、取付部は、漏水のないように入念に施工しなければならない。
- 4) のり面の縦溝等こう配の急な場所に設置するものについては、すべり止めの効果が十分あげられるような形状に掘削し、まわりの土質を乱さないよう、入念に施工しなければならない。
- 5) 用・排水溝、集水ますなどの現場打コンクリートは、本仕様書第11章の規定により施工しなければならない。特に集水ますのく(軀) 体でふた受けの部分は、凹凸のないよう滑らかに仕上げるものとする。

(3) 埋 戻 し

- 1) 用・排水構造物の埋戻しは、本仕様書 8 - 6 の規定に準じて行うものとする。特に道路に面した側溝、集水ますの埋戻しは、その付近の路床、路盤と同等以上の支持力を得るようにしなければならない。のり面の縦溝の埋戻しは、縦溝のいつ（溢）流、又は雨水によって浸食されないよう行うものとする。

(4) 集水ますの種別

集水ますの単価表の項目の種別は、特記仕様書に示すとおりとする。

10 - 3 - 3 数量の検測

用・排水構造物工の数量の検測は、それぞれの設計数量（m又は箇所）で行うものとする。

10 - 3 - 4 支 払

- (1) 用・排水溝の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う掘削、基礎の施工、コンクリートの打込み、コンクリート製品の設置、埋戻し、締固め、接合部又は取付部の施工等用・排水溝の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。
- (2) 集水ますの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う掘削、基礎の施工、コンクリートの打込み、接合部の施工、埋戻し、締固め等集水ますの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
10 - (1) 用・排水溝	
P u・ a・ b , P u・ a・ b (F)	m
P u (S)・ a・ b , P u (S)・ a・ b (F)	m
P u L・ a・ b , P u L・ a・ b (F)	m
P u L (S1)・ a・ b , P u L (S1)・ a・ b (F)	m
P u L (S2)・ a・ b , P u L (S2)・ a・ b (F)	m

$B f \cdot a \cdot b$, $B f \cdot a \cdot b (F)$	m
$U \cdot a \cdot b$, $U \cdot a \cdot b (F)$	m
$U (S1) \cdot a \cdot b (F)$, $U (S2) \cdot a \cdot b (F)$	m
$\bar{U} 1 \cdot a \cdot b (F)$, $\bar{U} 2 \cdot a \cdot b (F)$	m
$\bar{U} (D1) \cdot a \cdot b (F)$, $\bar{U} (D2) \cdot a \cdot b (F)$	m
$\bar{U} (GL1) \cdot a \cdot b (F)$, $\bar{U} (GS1) \cdot a \cdot b (F)$	m
$\bar{U} (GL2) \cdot a \cdot b (F)$, $\bar{U} (GS2) \cdot a \cdot b (F)$	m
$P o \cdot a \cdot b$, $P o \cdot a \cdot b (F)$	m
$P G \cdot a$, $P G \cdot a (F)$	m
$R G \cdot a \cdot b$		m
$S t \cdot D$, $S t (S) \cdot D$	m
$S t \cdot a \cdot b$, $S f \cdot D$	m
$K () - P u \cdot a \cdot b (t)$, $K () - P u \cdot a \cdot b (t)$	m
$K (1) - B f \cdot a \cdot b (t)$, $K (2) - B f \cdot a \cdot b (t)$	m
$K (1) - P u L \cdot a \cdot b (t)$, $K (2) - P u L \cdot a \cdot b (t)$	m
$K - V \cdot a \cdot b (t)$		m
$P C V (1) \cdot a$, $P C V (2) \cdot a$, $P C V (3) \cdot a$	m
$W w - U (R0) \cdot a \cdot b$, $W w - U (R0) \cdot a \cdot b (F)$	m
$W w - U (R1) \cdot a \cdot b$, $W w - U (R1) \cdot a \cdot b (F)$	m
$W w - U (R2) \cdot a \cdot b$, $W w - U (R2) \cdot a \cdot b (F)$	m
$R C V \cdot a$		m
$W w - S K \cdot a \cdot b$		m
$D v - P u \cdot a \cdot b$		m
$D v - P u \cdot a \cdot b (t)$		m
$D v - B f \cdot a \cdot b (t)$		m

Type A	箇所
Type B	箇所
.....	箇所

- (注) (1) 10-(1)の a、a・b、a・Hは、用・排水構造物の寸法(m)を、DのDは、管径(m)を、(t)のtは張コンクリート厚(cm)を示す。
- (2) 10-(1)は、設計図書に同記号で示している。但し、10-(1)のPu・a・bからK - V・a・b(t)までは、それぞれ設計図書でDs - Pu・a・b ~ Ds - K - V・a・b(t)及びF - D(数値)(F)と示す。
- (3) 10-(2)の単価表の項目の種別、形式及び設計図書に示す記号は特記仕様書に示す。

第11章 コンクリート構造物工

目 次

11 - 1	適用範囲	11 - 2
11 - 2	構造物用コンクリート	11 - 2
11 - 3	型わく工	11 - 7
11 - 4	鉄筋工	11 - 8

11 - 1 適用範囲

この章は、無筋及び鉄筋コンクリート構造物等に使用するコンクリート、鉄筋、型わく等の材料及び施工に関する一般的事項を取扱う。工事は、すべて設計図書に従って厳密に施工しなければならない。

11 - 2 構造物用コンクリート

11 - 2 - 1 適用すべき諸基準

コンクリート施工管理要領

J H S

道路保全要領（路上作業編）

11 - 2 - 2 定 義

構造物用コンクリートとは、無筋及び鉄筋コンクリート構造物に使用するコンクリートの配合、計量、練り混ぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生をいう。

11 - 2 - 3 コンクリートの種別

コンクリートの単価表の項目の種別は、次のとおりとし、各種別の品質基準は、「コンクリート施工管理要領」2 - 3 - 1の規定を適用するものとする。

単価表の 項目	使用区分	使用構造物	材令28日に おける 圧縮強度 (N/mm^2)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	スランブ (cm) 注1)	空気量 (%) 注1)	セメント の種類	最低 セメント 量 (kgf/m^3)
A 1 - 3	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	橋台・橋脚及び擁壁等の躯体部分(地覆壁高欄を含む。)鉄筋コンクリート加PART、その他類似構造物	3 0	2 5 2 0	8	4 . 5	普通 ポルトランドセメント 高炉セメントB種	-
B 1 - 2	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	ケーソン、その他類似の構造物	2 4	2 5 2 0	8	4 . 5	早強 ポルトランドセメント	-
B 1 - 3	鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリートに使用するもの	現場打ち用排水構造物(高さ、幅のいずれかが2mを超えるもの)、その他類似の構造物	2 4	2 5 2 0	8	4 . 5	普通 ポルトランドセメント 高炉セメントB種	-
C 1 - 1	無筋及び鉄筋量の比較的小さい小コンクリート構造物に使用するもの	用・排水構造物、その他類似の構造物	1 8	2 5 2 0	8	4 . 5	普通 ポルトランドセメント 高炉セメントB種	-
C 2 - 1	無筋及び鉄筋量の比較的小さいコンクリート構造物及びトンネルのインバートコンクリートに使用するもの	基礎コンクリート,無筋コンクリート擁壁,トンネルインバート、その他類似の構造物	1 8	4 0	8	4 . 5	普通 ポルトランドセメント 高炉セメントB種	-
D 1 - 1	構造物基礎の敷均しコンクリート,石積み,コンクリートブロック積み等の裏込めコンクリートに使用するもの	構造物基礎の敷均しコンクリート,石積み・コンクリートブロック積み等の裏込め,その他類似の構造物	1 8	4 0 2 5 2 0	-	-	普通 ポルトランドセメント 高炉セメントB種 フライッシュセメントB種	-
H 2 - 1	セメントコンクリート舗装版(小規模人力施工の場合)に使用するもの	セメントコンクリート舗装版(小規模人力施工の場合)	曲げ4 . 5	4 0 2 5 2 0	6 . 5	4 . 5	普通 ポルトランドセメント 高炉セメントB種 舗装用セメント フライッシュセメントB種 中庸熟ポルトランドセメント	-

注 1) コンクリートの打込み箇所における値である。打込み箇所とはコンクリートを打込んだ直後締固め前の箇所を言う。

11 - 2 - 4 材 料

レディーミクストコンクリートに使用する材料は、「コンクリート施工管理要領」2 - 3 - 3の規定を適用するものとする。

11 - 2 - 5 レディーミクストコンクリート

(1) 工場の選定

レディーミクストコンクリートの製造工場の選定は、「コンクリート施工管理要領」2 - 2 - 1の規定を適用するものとする。

乙が J I S マーク表示認定工場又は J I S マーク表示認証工場以外を使用しようとする場合、「コンクリート施工管理要領」2 - 2 - 1及び2 - 3 - 2に基づき、製造設備、品質管理体制等について監督員の検査を受けるものとし、これにかかる費用は乙の負担とする。

(2) レディーミクストコンクリート使用承諾願の提出

乙は、レディーミクストコンクリートの使用に際しては、あらかじめ製造業者名、所在地、レディーミクストコンクリートの使用箇所及び使用概算数量を明記したレディーミクストコンクリート使用承諾願（様式第 6 号、製造業者の製造工場の概要、基準試験報告書を添付したもの。）を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

11 - 2 - 6 コンクリートの運搬及び打込み

(1) 運搬及び打込み

乙は、コンクリートの運搬及び打込みに対しては、「コンクリート施工管理要領」2 - 4 - 1の規定に基づき施工するものとする。

(2) 検 査

コンクリート打込み前に鉄筋、型わく、清掃状況その他について監督員の検査を受けなければならない。この検査は型わく組立後の検査及び鉄筋組立後の検査と同時に行えるものとする。

11 - 2 - 7 養 生

乙は、コンクリートの養生に当たっては、「コンクリート施工管理要領」2 - 4 - 2の規定に基づき施工するものとする。

11 - 2 - 8 寒中コンクリート

(1) 一般

1) 日平均気温が4℃以下となることが予想されるときは、「コンクリート施工管理要領」2 - 4 - 8の規定に基づき、寒中コンクリートの施工を行うものとする。

2) 寒中コンクリートの施工に要する費用は、コンクリート1m³当たりのそれぞれの契約単価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

ただし、甲又は監督員の都合により設計図書の変更を通知し寒中養生が新たに必要となった場合の費用については、監督員と乙とで協議し定めるものとする。

(2) 材料の加熱

材料を加熱する場合は、その装置、方法及び温度についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

11 - 2 - 9 暑中コンクリート

夏期にコンクリートを施工する場合は、高温になるため、コンクリートの品質に著しく害を受けるおそれのあるときは、「コンクリート施工管理要領」2 - 4 - 9の規定に基づき、暑中コンクリートの施工を行うものとする。

11 - 2 - 10 コンクリート構造物への載荷

打設したコンクリート構造物に荷重をかける場合は、コンクリートの強度、構造物の種類、作用荷重の種類と大きさ等を考慮して、構造物が有害なひびわれその他の損傷を受けないようにしなければならない。

11 - 2 - 11 数量の検測

(1) コンクリートの数量の検測は、断面寸法により計算した各種コンクリートの設計数量(m³)で行うものとする。

(2) 次の各号に掲げる種類の容積は、特に通知する場合以外は、コンクリートの検測数量から控除しないものとする。

コンクリート構造物の面取り及び水切り

コンクリート中の内径15cm以下の管類又はこれに相当するもの。

コンクリート中の鉄筋

その他前各号に掲げるものに準ずるもの

11 - 2 - 12 支 払

コンクリートの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行うコンクリートの計量、練り混ぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生、ガードレールポスト孔及び水抜き孔等コンクリートの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
11 - (1) コンクリート	
A 1 - 3	m ³
B 1 - 2	m ³
B 1 - 3	m ³
C 1 - 1	m ³
C 2 - 1	m ³
D 1 - 1	m ³
H 2 - 1	m ³

11 - 3 型わく工

11 - 3 - 1 定 義

型わく工とは、型わくの製作、据付け、取り外しを行うことをいう。

11 - 3 - 2 型わくの種別

型わくの単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	使 用 箇 所
C	擁壁
D	無筋コンクリート構造物，用排水構造物， ブロック積み等の基礎，均しコンクリート 下部工縁端拡幅

11 - 3 - 3 検 査

型わくは、コンクリートを打込む前に監督員の検査を受けなければならない。

11 - 3 - 4 数量の検測

型わくの数量の検測は、本章11 - 2 - 12によって検測されたコンクリート構造物の断面寸法により計算した型わくの設計内のり面積の設計数量（ m^2 ）で行うものとする。

11 - 3 - 5 支 払

型わくの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m^2 当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う型わくの製作、据付け、取外し、支保工等型わくの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
11 - (2)	型わく	
	C	m^2
	D	m^2

11 - 4 鉄筋工

11 - 4 - 1 定 義

鉄筋工とは、鉄筋の加工、運搬、組立て、据付け等を行うことをいう。

11 - 4 - 2 鉄筋の種別

鉄筋の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	使 用 箇 所	継手の種類
A	鉄筋コンクリート構造物	重ね継手

11 - 4 - 3 適用すべき諸基準

コンクリート施工管理要領
道路保全要領（路上作業編）

11 - 4 - 4 材 料

鉄筋は、J I S G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）の規格に適合しなければならない。

11 - 4 - 5 施 工

(1) 鉄筋の加工

鉄筋の加工は、常温で加工するものとする。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、その全作業について監督員の承諾を得なければならない。

(2) 鉄筋の組立て

- 1) 鉄筋の組立てに際しては、点付け溶接を行ってはならない。
- 2) 組立ての完了した鉄筋は、コンクリート打設前に監督員の検査を受けなければならない。なお、型わく設置後に検査が困難な箇所においては、型わくの設置前に監督員の検査を受けるものとする。

11 - 4 - 6 数量の検測

鉄筋の数量の検測は、組立てが完了した鉄筋の設計数量（t 又は k g）で行うものとする。

鉄筋の質量は J I S G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）又は J I S G 3191（熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び質量並びにその許容差）の規定を適用するものとする。

なお、鉄筋の組立、据付けに使用したタイ、クリップ等の質量は、検測しない

ものとする。

11 - 4 - 7 支 払

鉄筋の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 t又は1 kgの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う鉄筋の加工、組立て、据付け等鉄筋の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
11 - (3)	鉄 筋	
	A	t又はkg

第12章 橋 梁 工

目 次

12 - 1	適用範囲	12 - 2
12 - 2	適用すべき諸基準	12 - 2
12 - 3	伸縮装置取替	12 - 2
12 - 4	壁高欄補修	12 - 5
12 - 5	排水装置取替	12 - 6
12 - 6	超速硬コンクリート	12 - 8

12 - 1 適用範囲

この章は、橋梁の伸縮装置取替、壁高欄補修、その他附属物の設置に関する一般事項を取り扱う。

工事は、すべて設計図書に従って厳密に施工しなければならない。

12 - 2 適用すべき諸基準

構造物施工管理要領

コンクリート施工管理要領

調査等共通仕様書

道路保全要領（路上作業編）

維持修繕要領（橋梁編）

12 - 3 伸縮装置取替

12 - 3 - 1 一般

損傷した伸縮装置の撤去並びに新設する伸縮装置の製作・取付けに関する一般事項を取り扱う。ただし、鉄筋は本仕様書第11章の規定によるものとし超速硬コンクリートは本章12 - 6の規定によるものとする。

12 - 3 - 2 伸縮装置取替の種別

伸縮装置取替の単価表の項目の種別は、新たに設置する伸縮装置の構造及び材料により次のとおり区分する。

単価表の項目	構 造 及 び 材 料
伸縮装置取替 A	鋼フィンガージョイントで S M 400 を主材料とするもの
〃 B	鋼フィンガージョイントで 鋳鋼 (F C D 400) を主材料とするもの
〃 D 1	表面がゴム製で突合せ型のもの
〃 D 2	表面が鋼製で突合せ型のもの
伸縮装置取替 E 1	表面がゴム製で荷重支持型のもの
〃 E 2	表面が鋼製で荷重支持型のもの
〃 M 1	埋設ジョイントで遊間調整、ギャッププレート、歴青シート等を設置し、密粒度アスファルトにより舗装を施工するもの

単価表の項目	構 造 及 び 材 料
" M 2	埋設ジョイントで遊間調整、ギャッププレート、歴青シート等を設置し開粒度アスファルト（下層部）密粒度アスファルト（上層部）により舗装を施工するもの

12 - 3 - 3 材 料

伸縮装置に用いる材料は、「構造物施工管理要領」2 - 5 - 3の規定に適合しなければならない。

12 - 3 - 4 製品検査

伸縮装置に用いる製品は、「構造物施工管理要領」2 - 5 - 3に規定する製品検査記録表を監督員に提出しなければならない。

12 - 3 - 5 施 工

(1) 取壊し

取壊しの施工に当たっては、設計図書に従って正確かつ慎重に切断し、除去しなければならない。

(2) 廃材処理

取壊しによって発生した廃材のうち鋼材は、甲に引き渡すものとし、引き渡し場所については、特記仕様書の定めるところによるものとする。

鋼材以外の廃材は、特記仕様書又は監督員の通知に従って運搬処理するものとする。

(3) 伸縮装置

新たに設置する伸縮装置の製作、塗装、据付け、品質管理及び検査は、「構造物施工管理要領」2 - 5 - 3の規定によらなければならない。

12 - 3 - 6 数量の検測

(1) 伸縮装置取替 A , B , D 1 , D 2 , E 1 , E 2

伸縮装置取替 A ~ E 2 の数量の検測は、それぞれの設計数量（kg又はm）で行うものとし、伸縮装置取替 A 及び B に対しては数量（kg）で、伸縮装置取替 D 1 , D 2 , E 1 及び E 2 に対しては橋面にあらわれた地覆内間の数量（m）で行うものとする。ただし、鉄筋、樹脂モルタル、樹脂コンクリート及び超速硬コンクリートの数量の検測は、それぞれの単価表の項目で行うものとする。

(2) 伸縮装置取替 M 1 , M 2

伸縮装置取替 M 1 , M 2 の数量の検測は、それぞれの設計数量（m）で行うものとする。

12 - 3 - 7 支 払

(1) 伸縮装置取替 A , B , D 1 , D 2 , E 1 , E 2

伸縮装置取替 A ~ E 2 の支払は , 前項の規定に従って検測された数量に対し , 伸縮装置 A 及び B は , 1 kg 当たりの契約単価で , 伸縮装置 D 1 , D 2 , E 1 及び E 2 は , 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には , 設計図書に従って行う新設する伸縮装置の製作 , 塗装 , 運搬 , 据付け , 廃材の運搬処理等伸縮装置の取替に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

(2) 伸縮装置取替 M 1 , M 2

伸縮装置取替 M 1 , M 2 の支払は , 前項の規定に従って検測された数量に対し , 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には , 設計図書に従って行う遊間調整 , ギャッププレート , 歴青シート , 舗装 , 廃材の運搬処理等伸縮装置取替に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
12 - (1)	伸縮装置取替	
	A	kg
	B	kg
	D 1	m
	D 2	m
	E 1	m
	E 2	m
	M 1	m
	M 2	m

12 - 4 壁高欄補修

12 - 4 - 1 一 般

損傷した壁高欄の補修に関する一般的事項を取り扱う。

12 - 4 - 2 壁高欄補修の種別

壁高欄補修の単価表の項目の種別は，次のとおり区分する。

単価表の項目	区 分 内 容
壁高欄補修 A	壁高欄のコンクリート表面の損傷防止及び内部鋼材の腐蝕防止並びに損傷部分の補修を目的として，劣化したコンクリート表面のケレン，清掃及び塗膜に有害となる付着物（ホコリ，油脂類，塩分，水分等）の除去を行った後，コンクリート表面に塗装を施工するものをいう。
壁高欄補修 B	壁高欄のコンクリート表面の浮きが見られる部分のはつり，コンクリートはくり部分やはつり落とした部分の周囲の整形並びに露出鋼材のさび落としを行った後，コンクリートの欠損部分に断面修復材を充填した後，コンクリート表面に塗装を施工するものをいう。なお，鋼材の露出部分には防せい（錆）剤を塗布するものとする。

12 - 4 - 3 材 料

(1) 材料の品質

壁高欄補修に使用する材料については，「維持修繕要領（橋梁編）」の規定に適合しなければならない。

なお，乙は，使用する材料の品質を判定できる公的機関の試験成績書を監督員に提出しなければならない。

(2) 塗 色

塗色は，コンクリート色とし特記仕様書に示すとおりとする。

12 - 4 - 4 施 工

壁高欄補修の施工は，「維持修繕要領（橋梁編）」の規定により行わなければならない。

12 - 4 - 5 数量の検測

壁高欄補修の数量の検測は，設計数量（ m^2 又は m ）で行うものとする。

12 - 4 - 6 支 払

壁高欄補修の支払は，前項の規定に従って検測された数量に対し，それぞれ $1 m^2$ 又は $1 m$ 当たりの契約単価で行うものとする。

壁高欄補修 A の契約単価には，設計図書に従って行う素地調整，プライマー，

パテ，主材及び仕上材の塗装，足場工等壁高欄補修 A の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

壁高欄補修 B の契約単価には，設計図書に従って行う不陸整正，防せい（錆）材の塗布（プライマーあるいは断面修復材で兼ねることもできる），プライマー，断面修復，主材及び仕上材の塗装，足場工等壁高欄補修 B の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
12 - (2) 壁高欄補修	
A	㎡
B	m

12 - 5 排水装置取替

12 - 5 - 1 一般

損傷した排水装置の撤去並びに新設する排水装置の製作及び取付けに関する一般的事項を取り扱う。

12 - 5 - 2 排水装置の種別

排水装置の単価表の項目の種別は，次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
排水ます	ねずみ鋳鉄品又はこれと同等以上のものを主材料とするもの
排水管 A	硬質塩化ビニル管を主材料とするもの
排水管 B	鋼管及び鋳鋼管を主材料とするもの

12 - 5 - 3 排水装置の材料

排水装置の材料は，J I S G 5501（ねずみ鋳鉄品），J I S K 6741（硬質塩化ビニル管），J I S G 3452（配管用炭素鋼管），J I S G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管），J I S G 3444（一般構造用炭素鋼管），その他関連 J I S の規格及び「構造物施工管理要領」2 - 5 - 4 に規定に適合するものでなければならない。

12 - 5 - 4 製品検査

排水装置に用いる製品は，「構造物施工管理要領」に規定する製品検査記録表を監督員に提出しなければならない。

12 - 5 - 5 排水装置の防せい

(1) 塗装は，「構造物施工管理要領」2 - 3 - 7 の規定によるものとする。塗装

色は、排水ますについては伸縮装置と同一色とし、排水管 B についてはその橋げたと同一色とする。

- (2) 鋼材の溶融亜鉛めっきの亜鉛付着量は、J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) の 2 種 H D Z 55 の規格に適合しなければならない。

ただし、厚さ 3.2mm 未満の鋼材及びボルト・ナットの亜鉛付着量は、2 種 H D Z 35 の規格に適合しなければならない。

12 - 5 - 6 施 工

- (1) 既設排水装置の撤去

損傷や老化により排水機能に支障をきたしている排水装置を取り壊し、撤去する場合は、装置の取付部を傷つけないよう正確かつ慎重に取りはずさなければならない。

- (2) 廃材処理

廃材処理は、本章 12 - 3 - 5 (2) の規定によるものとする。

- (3) 新設排水装置

新設する排水装置は、設計図書に従って漏水等のないよう正確に施工しなければならない。

12 - 5 - 7 数量の検測

排水装置取替の数量の検測は、施工数量で行うものとし、排水ますに対してはその数量 (kg) で行い、排水管 A に対しては各直径ごとのチーズ管、ベント管、伸縮継手及び硬質ビニル製のますを含めた流水線延長 (m) で、排水管 B に対してはその数量 (kg) でそれぞれ行うものとする。

12 - 5 - 8 支 払

排水装置取替の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、排水ます及び排水管 B は 1 kg 当たりの契約単価で、排水管 A は 1 m 当たりの契約単価でそれぞれ行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う既設排水装置の撤去・運搬処理、新設排水装置の製作・運搬・塗装・取付け等排水装置取替に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
12 - (3)	排水装置取替	
	排水ます	kg
	排水管 A	m
	排水管 B	kg

12 - 6 超速硬コンクリート

12 - 6 - 1 一般

伸縮装置・支承の設置及びセメントコンクリート舗装版・橋梁床版の補修等に使用する超速硬コンクリートに関する一般的事項を取り扱う。

12 - 6 - 2 材料及び配合

(1) 超速硬コンクリート

1) セメント及び混和剤

セメント，高性能減水剤及び凝結遅延剤は，使用に先立ち規格証明書を監督員に提出しなければならない。

2) コンクリート材料及びその貯蔵は，土木学会「コンクリート標準示方書（施工編）」6章の規定を適用するものとする。

3) 品質規格

コンクリートは，次に示す品質規格を満足するものでなければならない。

材令3時間における 圧縮強度 (N/mm ²)	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプの範囲 (cm)
24	25	10~14

12 - 6 - 3 施工

(1) 超速硬コンクリート

1) 計量及び練混ぜ

計量及び練混ぜは，連続ミキサー車又は現場練りとする。乙は，計量方法，計量装置及びミキサー性能を記載した計画書を監督員に提出しなければならない。

2) 打ち込み

打ち込みは，土木学会「コンクリート標準示方書（施工編）」10章の規定を適用するものとする。

3) 養生

養生は、シート養生又は被膜養生のいずれかの方法で行うものとし、気温が10 以下の場合は、給熱養生を行わなければならない。

(2) 既設コンクリート等の取壊し

既設コンクリート等の取壊しの施工に当たっては、設計図書に従って正確かつ慎重に取り壊さなければならない。

なお、取壊しにより発生したコンクリート等の廃材は、特記仕様書又は監督員の通知に従って運搬処理するものとする。

12 - 6 - 4 交通開放

交通開放は、監督員が特に通知した場合を除いて圧縮強度 $24\text{N}/\text{mm}^2$ 以上で、かつ、コンクリート打設後3時間以上経過した後行うものとする。

12 - 6 - 5 数量の検測

超速硬コンクリートの数量の検測は、設計数量 (m^3) で行うものとする。

なお、コンクリート中の鉄筋及びその他これに準ずるものの数量は、検測数量から控除しないものとする。

12 - 6 - 6 支払

超速硬コンクリートの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、 1m^3 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う材料の計量・練混ぜ・打設・仕上げ・養生、既設コンクリート等の取壊し、廃材の運搬処理等超速硬コンクリートの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
12 - (6) 超速硬コンクリート	m^3

第13章 舗装工

目次

13 - 1	適用範囲	13 - 2
13 - 2	適用すべき諸基準	13 - 2
13 - 3	気象条件	13 - 2
13 - 4	アスファルト舗装工	13 - 2

13 - 1 適用範囲

この章は、アスファルトコンクリート舗装工事の施工に関する一般的事項を取扱う。

工事はすべて設計図書に従って厳密に施工しなければならない。

13 - 2 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

舗装施工管理要領

J H S

13 - 3 気象条件

アスファルトコンクリート舗装工事は、施工面が清浄で、かつ、湿ったり凍結してないときに施工しなければならない。また、作業中に雨が降り出した場合は、直ちに作業を中止し、監督員の通知に従わなければならない。

監督員が特に通知した場合以外は、気温が5 以下の時に施工してはならない。

13 - 4 アスファルト舗装工

13 - 4 - 1 種 別

(1) アスファルト舗装工の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
打 換 工	既設舗装を取り除き、既設路面の高さまでアスファルト混合物を舗設するもの
段 差 修 正 工	構造物等と土工部との間に生じた段差アスファルト混合物を舗設するもの
レベリング工	道路の縦断方向に生じた不等沈下等にアスファルト混合物を舗設するもの
わだち整正工	既設舗装面に生じたわだち堀れを路面切削機により切削修正するもの

(2) アスファルト舗装工に使用するアスファルト混合物の種別は、次のとおりとし、特記仕様書に示すとおりとする。

1) アスファルト表層 A、基層 A 及び安定処理 A

アスファルト表層 A、基層 A 及び安定処理 A に使用する材料及び混合物は、本章 13 - 4 - 2 及び 13 - 4 - 3 の規定によるものとする。

2) アスファルト表層 B、基層 B 及び安定処理 B

アスファルト表層 B、基層 B 及び安定処理 B に使用する材料及び混合物は、本章 13 - 4 - 2 及び 13 - 4 - 3 の規定によらず、日本道路協会「舗装設計施工指針」の規定によるものとし、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

13 - 4 - 2 材 料

(1) アスファルト

使用するアスファルトの種類は特記仕様書に示すとおりとし「舗装施工管理要領」の規格に適合しなければならない。

なお、使用量に変更が生じて、単価表の項目の単価の変更は行わないものとする。

(2) 骨 材

アスファルト混合物に使用する骨材は、堅硬で耐久的な碎石、砂利、砂、石粉（フィラー）及びその他の材料又はそれらの混合物で粘土塊、有機物、ごみ及びその他の有害物を有害量含んでいてはならない。骨材は、「舗装施工管理要領」の基準に適合しなければならない。

粗 骨 材

粗骨材とは、2.36mmふるいに残留するすべての骨材をいう。

粗骨材としては、碎石又は砂利を使用する。砂利は、31.5mmふるいに90%以上残留する砂利を破砕して生産したものでなければならない。

細 骨 材

細骨材とは、2.36mmふるいを通過するすべての骨材をいう。細骨材としては、砂、砕砂又はそれらの混合砂を使用するものとする。砕砂は、すべて前記の粗骨材の規定に適合する碎石又は砂利を破砕して生産したものでなければならない。

(3) 石粉（フィラー）

石粉（フィラー）は、石灰石粉、ポルトランドセメントとする。その他の材料を使用する場合は、監督員の承諾を得るものとし、「舗装施工管理要領」の基準に適合しなければならない。

(4) 材料の承諾

アスファルト表層 A、基層 A 及び安定処理 A に使用するアスファルト及び骨材は、監督員の承諾を得なければならない。

13 - 4 - 3 混合物

アスファルト表層 A、基層 A 及び安定処理 A 用混合物は、定置式アスファルトプラントで製造する生アスファルトコンクリートとし、次の規定に適合しなければならない。

(1) 骨材の粒度

アスファルト表層 A、基層 A 及び安定処理 A 用混合物に使用する骨材の配合設計粒度は、「舗装施工管理要領」によるものとする。

表層タイプ A・B・C・G 及び安定処理タイプ、タイプ の使用は特記仕様書に示すとおりとする。

(2) マーシャル試験基準値

アスファルト表層 A、基層 A 及び安定処理 A 用混合物は、J H S 202（アスファルト混合物に対するマーシャル試験方法）により試験したとき「舗装施工管理要領」に示す基準に適合しなければならない。

供試体の突固め回数は、特記仕様書に示すものとする。

項 目	表 層			基 層	安 定 処 理	
	タイプ A	タイプ B・C	タイプ G		タイプ	タイプ
安 定 度(kg)	100以上	600以上	600以上	600以上	400以上	300以上
フロー値(1/100cm)	20～40	20～40	20～40	15～40	15～45	15～45
空 隙 率(%)	3～5	3～5	3～7	3～6	3～10	3～12
飽 和 率(%)	70～85	75～85	65～85	65～80	-	-
水浸マーシャル(%)	75以上	75以上	75以上	75以上	75以上	50以上
残留安定度						

13 - 4 - 4 プラント

(1) 乙は、工事の施工に際し、プラントの位置、規模等を記載した計画書を監督員に提出しなければならない。

プラントは、40t/h以上の能力を有するもので、同一混合物に対し、原則と

して1基使用するものとし、複数使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

- (2) レベリング工に使用するプラントの計量器は自動計量記録装置付とし、その記録装置は下記機能を有するものでなければならない。
- 1) 1バッチ1行に記録する横打ち印字式とする。
 - 2) 印字すべき項目

(イ) 混合時間	(ロ) バッチ番号	(ハ) 骨材計量値
(ニ) フィラー計量値	(ホ) アスファルト計量値	
(ヘ) 混合物の種別	(ト) 材料種別毎集計	
 - 3) 自動記録装置に印字される最小値は、計量器秤量の1/200以下でなければならない。

13 - 4 - 5 試験練り及び試験舗装

乙は、工事の施工に際し、監督員が特に通知した場合以外は、本章の規定に適合する材料、混合物及び施工機械を用いて監督員の立会いのもとに試験練り及び試験舗装を行わなければならない。

試験舗装は、150m²程度とし、所定の締固め度並びに厚さ及び仕上がり高さを得るため、また、材料の分離を最小限にとどめ、良好なアスファルト表層工、基層工及び安定処理工を仕上げるために必要な敷ならし、締固め方法等を検討することを目的として行うものである。

試験舗装を行う場所及び混合物の配合については、監督員と協議した後、試験舗装の計画書を提出し、試験舗装の結果について監督員に報告し、本施工に反映しなければならない。

これらの試験舗装の施工に必要な費用は、関連する単価表の項目に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

13 - 4 - 6 現場配合

乙は、骨材及びアスファルトの代表的な試料を用いて行った試験練り及び試験舗装の結果を監督員に報告し、混合物の種別それぞれについて骨材粒度、アスファルト量、混合物の混合時間、ミキサー排出時の温度等について、その通知を受けものとする。

乙は、監督員の通知があるまで混合物の製造を開始してはならない。

現場配合からのずれは、次の(1)及び(2)の範囲内でなければならない。

施工中に混合物を改善する必要がある場合には、監督員が現場配合の変更を

通知することがある。この場合、単価表の項目の単価の変更は、行わないものとする。

(1) アスファルト表層及び基層

項	目	現場配合からのずれ
骨材の通過重量 百分率 (%)	ふるい目	
	4.75(mm)	± 5
	2.36(mm)	± 4
	600(μm)300(μm)150(μm) 75(μm)	± 3 ± 1.5
アスファルト量 (%)		± 0.3
混合物の温度 ()		± 14

(2) アスファルト安定処理

項	目	現場配合からのずれ
骨材の通過重量 百分率 (%)	ふるい目	
	4.75(mm)	± 8
	75(μm)	± 3
アスファルト量 (%)		± 0.3
混合物の温度 ()		± 14

13 - 4 - 9 舗装廃材の処理

アスファルトコンクリート舗装工事の切削及び掘削により発生した廃材の処理場所は、特記仕様書に示すものとする。指定した処理場所以外に乙が処理場所を選定する場合、又は変更する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

13 - 4 - 10 舗 設

- (1) 乙は、舗設する時のアスファルト混合物の温度が、特に監督員の通知があった場合を除き、現場配合の規定温度より20 以上低い場合には、その混合物を廃棄しなければならない。
- (2) レベリング工施工の場合は、乙は、特記仕様書に示すか、監督員が特に通知する場合を除き、交通規制後、舗設に先立ち、監督員の通知に従って横断測量を主とした準備測量を実施するものとする。

監督員は、この測定成果に基づき、乙と協議のうえ、設計数量 (t) を確定するものとする。

13 - 4 - 11 締 固 め

締固めについては、J H S 202(アスファルト混合物に対するマーシャル試験方法) 供試体密度に対し、次の基準に適合しなければならない。

項 目	アスファルト混合物
現場締固め度	96%以上

13 - 4 - 12 仕 上 げ

仕上げ面は、次の基準に適合しなければならない。

項 目	基 準 値	備 考
巾 員	設計値以上	
設計仕上がり面からのずれ	± 4 mm以内	1 施工日当たりのずれの平均は、マイナスとなってはならない。
任意 2 点における設計仕上がり面からのずれの差	4 mm以下	1 断面中の任意の 2 点
平坦性及びすべり抵抗	舗装施工管理要領による	

13 - 4 - 13 瀝 青 材

(1) 材 料

瀝青材料は、使用に先立ち監督員の承諾を得なければならない。

プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料は、次に示す種類又はこれと同等品以上のものとする。

項 目	材 料
プライムコート	P K - 3 (J I S K 2208)
タックコート	P K - 4 (") P K R - T (日本アスファルト乳剤協会規格)

(2) 使用量及び散布温度

プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材の標準使用量及び散布温度は、次のとおりとするが、散布量については、あらかじめ監督員の通知を受けなければならない。

項 目	材 料	標準散布量 (l / m^2)	散 布 温 度
プライムコート	P K - 3	0.5 ~ 1.0	常温 (加熱する必要のある場合は 監督員の通知する温度)
タックコート	P K - 4	0.1 ~ 0.3	
	P K R - T	0.4	

(3) 施 工

1) プライムコート及びタックコートを施工する施工面は、浮石、ごみその他の異物を完全に除去しなければならない。

2) 瀝青材は、散布全面にわたって均一に散布しなければならない。

瀝青材散布後、上層のアスファルト混合物を施工するまでの間は、プライムコート及びタックコートの乾燥定着に必要な時間、損傷されないように養生し、良好な状態に維持しなければならない。

13 - 4 - 14 交通開放

舗設完了後は、監督員が特に通知した場合を除いて、舗設表面温度が40 程度に下がるまで養生するものとし、養生後監督員の通知に従って交通開放するものとする。

13 - 4 - 15 数量の検測

(1) 打換工及び段差修正工の数量の検測は、それぞれの設計数量 (m^2) で行うものとする。

(2) レベリング工の数量の検測は、設計体積に日平均現場密度を乗じた数量を基に算出した混合物の設計数量 (t) で行うものとする。ただし、本章13 - 4 - 4 (2) に規定する自動計量記録装置の記録結果の数量に100 / 103を乗じた 数量が、設計数量よりも少ない場合には、自動計量記録装置の記録結果の数量に100 / 103を乗じた数量 (t) で行うものとする。

(3) わだち整正工の数量の検測は、設計数量 (m^2) で行うものとする。

13 - 4 - 16 支 払

打換工、段差修正工、レベリング工及びわだち整正工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ $1 m^2$ 又は $1 t$ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、施工面の清掃準備、在来舗装の切断・切削、舗装廃材の処理、仮すり付け、混合物の製造・運搬・舗設、配合設計、瀝青材散布、検査等アスファルト舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成

するために必要なすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
13 - (1)	打換工	m ²
13 - (2)	段差修正工	m ²
13 - (3)	レベリング工	
	アスファルト表層 A 混合物	t
	アスファルト表層 B 混合物	t
	アスファルト基層 A 混合物	t
	アスファルト基層 B 混合物	t
	アスファルト安定処理 A 混合物	t
	アスファルト安定処理 B 混合物	t
13 - (4)	わだち整正工	m ²

第14章 造 園 工

目 次

14 - 1	適用範囲	14 - 2
14 - 2	適用すべき諸基準	14 - 2
14 - 3	維持修繕作業計画書	14 - 2
14 - 4	施工箇所の事前調査	14 - 2
14 - 5	枯補償	14 - 2
14 - 6	植栽工	14 - 3

14 - 1 適用範囲

この章は造園工として施工する、植栽工（植栽基盤整備工、植樹工、移植工、生垣工、支柱工、根廻工、幹巻工、マルチング工をいう。）の、施工に関する一般的事項を取扱うものとする。工事は、すべて設計図書に従って厳密に施工しなければならない。

14 - 2 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

道路保全要領（植栽編）

造園施工管理要領

造園施設標準図集

J H S

14 - 3 維持修繕作業計画書

本仕様書 1 - 17 - 1 の規定に定める維持修繕作業計画書に、次の各号に掲げるものを記載しなければならない。

材料調達計画、材料検査計画、施工方法、施工機械、養生方法、品質管理計画

14 - 4 施工箇所の事前調査

乙は、施工に先立ち各施工箇所の地形、土壌条件（地質、土壌、土質等）、湧水又は地下水の有無、排水の状況、施工時の気象条件、関連工事の工程、搬入路、材料置場、交通規制等の周辺事情、設計図と現地の相違点等の調査を行い、その結果を監督員に報告し、協議するものとする。

14 - 5 枯補償

(1) 適用

乙は、植樹した樹木類が工事完成引渡後 1 年以内に植樹した時の状態で樹木類が枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね 3 分の 2 以上となった時、又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね 3 分の 1 以上の主幹が枯れた状態をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった時に

は、乙の負担において植え替えるものとする。樹木類の枯死又は形姿不良の調査及び判定は、枯補償請求機関と乙が立会いのうえ行うものとする。ここでいう樹木類とは、樹木（支給樹木及び移植木を除く。）及び地被類（一年草の花壇用草花は除く。）をいい、枯補償請求機関とは監督員が通知する枯補償の請求及び監督を行う機関をいう。

(2) 適用の除外

樹木類の枯死又は形姿不良が支給材料の性質又は当社若しくは監督員の通知によるものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は通知が不適當であることを知りながら当社にこれを通知しなかったときは、この限りではない。

また、契約書第17条に規定する天災等によるもので、当社及び乙双方の責に帰することが出来ないもの、及び引渡し後の乙の責に帰さないものについても適用しない。

(3) 材 料

枯補償に使用する材料は、当該工事で使用した材料と同等若しくはそれ以上のものとする。

(4) 施 工

枯損木等の植替えに際しては、共通仕様書14-7-2「植樹工」の規定に準じて行うものとする。また、乙は、枯補償を実施するに先だち「枯補償施工計画書」を作成し、枯補償請求機関の監督員に提出するものとする。作成にあたっては、本仕様書1-17「維持修繕作業計画書」に準ずるものとする。

(5) 枯補償の完了

乙は、植替え作業が完了した時は、速やかに「枯補償完了届」を枯補償請求機関に提出するものとする。枯補償の完了確認は、枯補償請求機関と乙の双方により現地立会いのうえ行うものとする。

14 - 6 植 栽 工

14 - 6 - 1 植栽基盤整備工

(1) 定 義

植栽基盤整備工とは、植栽箇所又は芝の張付け箇所において、植物の健全な生育に資することを目的として土壌の性質を改善することをいう。

(2) 種 別

植栽基盤整備工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分	標準図集 No
客土工(現場発生材)	植栽地に現場発生材により客土するもの	—
客土工(購入材)	植栽地に購入材により客土するもの	—
基盤改良工 A	植栽地の土壌を0.6mの深さまで耕耘又は指定された土壌改良材を均一に混合するもの	K K - A (1)
基盤改良工 A (2層)	植栽地の土壌を0.6mの深さまで耕耘又は指定された土壌改良材を均一に混合した後、さらに表層0.2mに指定の土壌改良材を均一に混合するもの	K K - A (2)
基盤改良工 B	植栽地の土壌を0.3mの深さまで耕耘又は指定された土壌改良材を均一に混合するもの	K K - B (1)
基盤改良工 B (2層)	植栽地の土壌を0.3mの深さまで耕耘又は指定された土壌改良材を均一に混合した後、さらに表層0.2mに指定の土壌改良材を均一に混合するもの	K K - B (2)
基盤改良工 C	植栽地の土壌を0.2mの深さまで耕耘又は指定された土壌改良材を均一に混合するもの	K K - C
基盤改良工 D	植栽地の土壌を0.9mの深さまで耕耘又は指定された土壌改良材を均一に混合するもの	K K - D (1)
基盤改良工 D (2層)	植栽地の土壌を0.9mの深さまで耕耘又は指定された土壌改良材を均一に混合した後、さらに表層0.2mに指定の土壌改良材を均一に混合するもの	K K - D (2)

(3) 材 料

植栽基盤整備工に使用する材料は、「造園施工管理要領」によるものとする。

乙は、植栽基盤整備工に使用する現場発生材に、植物の生育に有害な粘土、れき、ごみ、雑草等が混入していた場合は、速やかに監督員に報告し、その通知を受けるものとする。

植栽基盤整備工に使用する購入材は現場納入時に監督員の検査を受けるもの

とする。

土壌改良材は、設計図書に示された材料を使用するものとする。

有機質系土壌改良材は現場納入時に監督員の検査を受けるものとする。

支給堆肥は、当社で製造した堆肥を当社が指定した場所で引渡しを受けるもので、支給堆肥引渡し後は乙の責任により保管するものとする。

(4) 施 工

1) 客土工の施工は、材料を敷均した後図面に示す所定の断面に仕上げるものとする。

2) 基盤改良工の施工は、所定の改良深さまで土壌を耕耘するとともに、指定された土壌改良材がある場合は、所定の改良深さまで土壌と土壌改良材を混合するものとする。施工に際して湧水が認められた場合は、直ちに監督員に報告しその通知を受けるものとする。また、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告しその通知を受けるものとする。なお、復旧に要する費用は乙の負担とする。

(5) 数量の検測

植栽基盤整備工の数量の検測は、設計数量（ m^3 又は m^2 ）で行うものとする。

(6) 支 払

植栽基盤整備工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ $1 m^3$ 又は $1 m^2$ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の通知に従って行う植栽基盤整備工の材料（支給材料を除く）、掘削、運搬、耕耘、敷均し等植栽基盤整備工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

14 - (1) 植栽基盤整備工

客土工（現場発生材）	m^3
客土工（購入材）	m^3
基盤改良工 A	m^2
基盤改良工 A（2層）	m^2
基盤改良工 B	m^2

基盤改良工	B (2 層)	m ²
基盤改良工	C	m ²
基盤改良工	D	m ²
基盤改良工	D (2 層)	m ²

14 - 6 - 2 植 樹 工

(1) 定 義

植樹工とは、植栽箇所に樹木類、地被類、草花類等を植付けることをいう。

(2) 材 料

植栽工に使用する材料は、「造園施工管理要領」によるものとする。

植樹工に使用する樹木類、地被類及び草花類は、設計図書に定められた樹種又は品種及び形状寸法を有するものとする。

植樹工に使用する樹木類、地被類及び草花類の形状寸法は、樹高、枝張り幅、幹周、ポット径及び株立ち本数等によって設計図書に指定するものとし、設計図書に記載されている樹高、枝張り幅、幹周、ポット径の寸法は、すべて最小寸法を示し、株立ち数は最小本数を示すものとする。植樹工に使用する樹木類、地被類及び草花類は、現場搬入時に監督員の検査を受けるものとするが、特殊な樹種や特殊な形状寸法の樹木の場合には、監督員の通知により栽培地の検査を行うことがある。

特に活着の容易な落葉樹及び苗木で、ふるい根を使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

当社が支給する樹木類、地被類、草花類及びユニット植物は、当社が指定する場所で引渡しを受けるものとし、引渡し後は乙の責任により保管するものとする。

なお、ユニット植物とは、土壌を充填した袋（約20cm×30cm程度）に植栽された植物材料をいう。

植樹工に使用する客土及び土壌改良材は、本章14 - 6 - 1 (3)の規定を適用するものとし、植樹工に使用する客土、肥料及び土壌改良材の使用区分及び使用量は設計図書に示すものとする。

(3) 施 工

植樹工の施工は、指定された樹木類、地被類、草花類を所定の位置に植付けるとともに、指定された客土、肥料、土壌改良材がある場合は、所定量を植穴に施用するものとする。またユニット植物については、所定の位置に丸釘で固定するものとする。

配植に際しては、植栽位置について監督員と立会の上確認するものとする。

客土、肥料、土壌改良材の使用区分及び使用量は、設計図書によるものとする。

植穴の掘削に際して湧水が認められた場合は、直ちに監督員に報告し協議するものとする。

また、植付けに際しては地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告し協議するものとする。

なお、復旧に要する費用は乙の負担とする。土極めを行う場合は、監督員と協議するものとする。

(4) 数量の検測

植樹工の数量の検測は、設計数量（本・株・袋又は m^2 ）で行うものとする。

(5) 支 払

植樹工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本、1株、1袋又は $1m^2$ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う植樹工の材料（支給材を除く）掘取り、荷造り、運搬、仮植え、植付け、手入れ、かん（灌）水、保護養生等植樹工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
14 - (2) 植樹工	
樹木名 T y p e	本、株又は袋
地被類 地被類名	m^2 当たり植付け本数 m^2
注) Type 及び地被類名	m^2 当たりの植付け本数 は設計図書による。

14 - 6 - 3 移 植 工

(1) 定 義

移植工とは、敷地内の樹木を他の敷地に移植することをいう。

(2) 材 料

移植工に使用する材料は、「造園施工管理要領」によるものとし、移植工に使用する客土及び土壌改良材は本章 14 - 6 - 1 (3) の規定を適用するものとする。

なお、移植工に使用する客土、肥料及び土壌改良材の使用区分及び使用量は、設計図書に示すものとする。

(3) 施 工

移植工の施工は、指定された樹木類又は地被類を所定の位置に植付けるとともに、指定された客土、肥料、土壌改良材がある場合は、所定量を植穴に施用するものとする。

掘取りは、根の発育状態に応じて大きめに掘り下げた後、所定の大きさに鉢を仕上げるものとする。

配植、植穴の掘削及び植付けは、本章 14 - 6 - 2 (3) の規定を適用するものとする。

(4) 数量の検測

移植工の数量の検測は、設計数量（本又は株）で行うものとする。

(5) 支 払

移植工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 本又は 1 株当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う移植工の樹木の掘取り、荷造り、運搬、仮植え、植付け、かん(灌)水、保護養生等移植工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
14 - (3) 移植工	
樹木名 Type	本又は株

注) Type は設計図書による。

14 - 6 - 4 生垣工

(1) 定 義

生垣工とは、支柱を設置し、樹木を植え、生垣をつくることをいう。

(2) 種 別

生垣工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	造園施設標準図集
生垣工 H-0.6 (樹木名)	I G - H - 0.6
生垣工 H-0.9 (樹木名)	I G - H - 0.9
生垣工 H-1.2 (樹木名)	I G - H - 1.2

(3) 材 料

生垣工に使用する材料は、「造園施工管理要領」によるものとし、生垣工に使用する客土及び土壌改良材は本章14-6-1(3)の規定を樹木材料については14-6-2(2)の規定をそれぞれ適用するものとする。

なお、生垣工に使用する客土、肥料及び土壌改良材の使用区分及び使用量は、設計図書に示すものとする。

(4) 施 工

生垣工の施工は、丸太を所定の深さまで打ち込み、立子及び胴縁を取り付けるとともに、指定された樹木類を所定の位置に植付け、胴縁と樹木を固定するものとする。また、指定された客土、肥料、土壌改良材がある場合は、所定量を植穴に施用するものとする。

生垣工の植樹については、本章14-6-2(3)の規定を適用するものとし、植穴を留柱中心線上に掘削した後、設計図書に示す樹木を植付け、樹幹と胴縁真竹との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう割りかけ結束するものとする。

(5) 数量の検測

生垣工の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。

(6) 支 払

生垣工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う生垣工の材料、組立て、結束、植

付け、かん(灌)水、保護養生等生垣工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目検測の単位

14 - (4) 生垣工

H-0.6 (樹木名) m

H-0.9 (樹木名) m

H-1.2 (樹木名) m

14 - 6 - 5 支柱工

(1) 定義

支柱工とは、丸太、真竹又は鋼製品を用いて、植栽した樹木に支柱を設置することをいう。

(2) 種別

支柱工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	造園施設標準図集
富士型支柱 F 2 - 0.9 ()	F 2 - 0.9 ()
富士型支柱 F 2 - 1.0 ()	F 2 - 1.0 ()
富士型支柱 F 2 - 1.2 ()	F 2 - 1.2 ()
富士型支柱 F 3 - 1.0 ()	F 3 - 1.0 ()
富士型支柱 F 3 - 1.2 ()	F 3 - 1.2 ()
富士型支柱 F W - A ()	F W - A ()
富士型支柱 F W - B	F W - B
三本支柱 (X型)	X - 3
四本支柱 (X型)	X - 4
竹三本支柱 T 3 - A	T 3 - A
竹三本支柱 T 3 - B	T 3 - B
竹三本支柱 T 3 - C	T 3 - C
竹一本支柱 T 1	T 1
長丸太支柱 M S 3 - A	M S 3 - A
長丸太支柱 M S 3 - B	M S 3 - B
長丸太支柱 M S 3 - C	M S 3 - C
長丸太支柱 M S 3 - D	M S 3 - D
長丸太支柱 M S 3 - E	M S 3 - E
長丸太支柱 M S 4 - A	M S 4 - A
長丸太支柱 M S 4 - B	M S 4 - B

単価表の項目	造園施設標準図集
布掛支柱 NS - A	NS - A
布掛支柱 NS - B	NS - B
布掛支柱 NS - C	NS - C
布掛支柱 NS - D	NS - D
弾性支柱	DS

注) 富士型支柱の () は添木の有無 (有る場合は種別) を示す。
 (M) : 梢丸太 (T) : 真竹 (N) : 無し

(3) 材 料

支柱工に使用する材料は「造園施工管理要領」によるものとする。

(4) 施 工

支柱工の施工は、指定形式のものについて、丸太、真竹等を所定の深さまで打ち込み、横木、胴縁等を取り付け、所定の位置で丸太、真竹等と樹木類を固定するものとする。

(5) 数量の検測

支柱工の数量の検測は、設計数量 (組又はm) で行うものとする。

(6) 支 払

支柱工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1組又は1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う支柱工の材料、立込み、組立て、結束等支柱工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
14 - (5) 支柱工	
富士型支柱 F 2 - 0.9 ()	組
富士型支柱 F 2 - 1.0 ()	組
富士型支柱 F 2 - 1.2 ()	組
富士型支柱 F 3 - 1.0 ()	組
富士型支柱 F 3 - 1.2 ()	組
富士型支柱 F W - A ()	組
富士型支柱 F W - B	組
三本支柱 (X型)	組
四本支柱 (X型)	組
竹三本支柱 T 3 - A	組
竹三本支柱 T 3 - B	組
竹三本支柱 T 3 - C	組
竹一本支柱 T 1	組

長丸太支柱	M S 3 - A	組
長丸太支柱	M S 3 - B	組
長丸太支柱	M S 3 - C	組
長丸太支柱	M S 3 - D	組
長丸太支柱	M S 3 - E	組
長丸太支柱	M S 4 - A	組
長丸太支柱	M S 4 - B	組
布掛支柱	N S - A	m
布掛支柱	N S - B	組
布掛支柱	N S - C	m
布掛支柱	N S - D	組
弾性支柱		組

14 - 6 - 6 根 廻 工

(1) 定 義

根廻工とは、設計図書に示された樹木が移植に耐えるよう根廻しすることをいう。

(2) 材 料

根廻工に使用する材料は、「造園施工管理要領」によるものとする。

(3) 施 工

根廻工の施工は、根鉢周囲を掘削し、3～4本の側根の皮を環状にはぎ、その他の根を切断した上で、掘削土を埋め戻すものとする。

根廻工を行う樹木類の根鉢の大きさは、根元直径の5～6倍とする。

(4) 数量の検測

根廻工の数量の検測は、設計数量（本又は株）で行うものとする。

(5) 支 払

根廻工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本又は1株当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には設計図書に従って行う根廻工の掘削、かん(灌)水、保護養生等根廻工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

14 - (6) 根廻工

樹木名 Type

本又は株

注) Type は設計図書による。

14 - 6 - 7 幹 巻 工

(1) 定 義

幹巻工とは、樹木にこも、わら縄、幹巻用テープを用いて幹巻をすることをいう。

(2) 材 料

幹巻工に使用する材料は、「造園施工管理要領」によるものとする。

(3) 施 工

幹巻工の施工は、樹高の2 / 3以上の高さまで幹巻材料を巻くものとし、幹巻用テープを使用する場合は、テープ幅の半分が重なるよう巻くものとする。

(4) 数量の検測

幹巻工の数量の検測は、設計数量（本又は株）で行うものとする。

(5) 支 払

幹巻工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本又は1株当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う幹巻工の幹巻、保護養生等幹巻工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
14 - (7) 幹巻工	
Type	本又は株
注) Type は設計図書による。	

14 - 6 - 8 マルチング工

(1) 定 義

マルチング工とは、植栽した植物への周辺雑草の被圧防止等を目的として、所定の資材によって地表面を被覆することをいう。

(2) 種 別

マルチング工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	造園施設標準図集
シートマルチング(ロール) Type	S M R -
シートマルチング(マット) Type	S M M -
ボードマルチング	B M
チップマルチング(t = cm)	C M

(3) 材 料

マルチング工に使用する材料は、「造園施工管理要領」によるものとする。

当社が支給する堆肥又はチップは、当社が指定した場所で引渡しを受けるもので、引渡し後は乙の責任により保管するものとする。

(4) 施 工

マルチング工の施工は、指定されたマルチング用資材を所定の位置に敷設するものとし、シートマルチング及びボードマルチングは固定ピン等でマルチング用資材を固定するものとする。シートマルチング(ロール)は植栽する樹種や間隔に応じて、現場で切り込み等加工を行うものとする。

チップマルチングの施工は、樹木等の根鉢内にチップ材を指定の厚さ及び寸法に敷均し、厚さは、降雨等の影響を受け圧密した後の寸法とする。

固定ピンの施工に際しては地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告し協議するものとする。なお、復旧に要する費用は乙の負担とする。

(5) 数量の検測

マルチング工の数量の検測は、設計数量(m^2 又は箇所)で行うものとする。

(6) 支 払

マルチング工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ $1 m^2$ 又は1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行うマルチング工の材料、布設、保護養生等マルチング工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

14 - (9) マルチング工

シートマルチング(ロール) Type

m^2

シートマルチング (マット) T y p e	箇所
ボ - ドマルチング	m ²
チップマルチング (t = c m)	m ²

14 - 6 - 9 支給材運搬工

(1) 定 義

支給材運搬工とは、設計図書に従って、当社が製造する支給緑化資材を製造場所から現場まで運搬することをいう。

(2) 施 工

運搬に当たっては、荷崩れ等を起こさないよう注意するものとし、特記仕様書に示す場所から運搬を行うものとする。なお、運搬した支給材について、当社から引渡しを受けた後は乙の責任により保管するものとする。

(3) 数量の検測

支給材運搬工の数量の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。

(4) 支 払

支給材運搬工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う支給材の運搬、取卸し等支給材運搬工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

14 - (15) 支給材運搬工

支給材運搬 ()

m³

注) は支給緑化資材の種別 (堆肥、チップ等) で設計図書による。

第15章 交通安全施設工

目 次

15 - 1	適用範囲	15 - 2
15 - 2	適用すべき諸基準	15 - 2
15 - 3	防護柵工	15 - 2
15 - 4	立入防止柵工	15 - 12
15 - 5	げん(眩)光防止施設工	15 - 16
15 - 6	落下物防止柵工	15 - 19

15 - 1 適用範囲

この章は、防護柵、立入防止柵、げん（眩）光防止施設及び落下物防止柵の施工に関する一般的事項を取扱う。

工事は、すべて設計図書に従って、厳密に施工しなければならない。

15 - 2 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

交通安全施設及び交通管理施設標準図集

防護柵標準設計図集

日本道路協会 防護柵の設置基準

15 - 3 防護柵工

15 - 3 - 1 定 義

防護柵工とは、カードレール・ガードケーブル・ボックスビーム・中央分離帯開口部防護柵等の材料、運搬、基礎工（ガードケーブル）及び設置を行うことをいう。

15 - 3 - 2 種 別

(1) 防護柵の施工による種別は次のとおりとする。

種 別	区 分 内 容
防護柵新設工	防護柵を新たに設置するもの
防護柵改良工	既設の防護柵の全部又は一部を新しい材料等により改良するもの

(2) ガードレール

ガードレールの単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	標準図集の記号	支柱間隔(m)
Gr-SS-2E	Gr-SS-2E	2
Gr-SA-3E	Gr-SA-3E	3
Gr-SB-2E	Gr-SB-2E	2
Gr-SC-4E	Gr-SC-4E	4
Gr-SS-1B	Gr-SS-1B	1
Gr-SA-1.5B	Gr-SA-1.5B	1.5
Gr-SB-1B	Gr-SB-1B	1
Gr-SC-2B	Gr-SC-2B	2
Gr-A-4E	Gr-A-4E	4
Gr-A-2E	Gr-A-2E	2
Gr-A-2B	Gr-A-2B	2
Gr-B-4E	Gr-B-4E	4
Gr-B-2B	Gr-B-2B	2
Gr-C-4E	Gr-C-4E	4
Gr-C-2B	Gr-C-2B	2
Gr-SSm-2E	Gr-SSm-2E	2
Gr-SAm-2E	Gr-SAm-2E	2
Gr-SBm-2E	Gr-SBm-2E	2
Gr-SCm-2E	Gr-SCm-2E	2
Gr-SBm-2E(D)	Gr-SBm-2E(D)	2
Gr-SBm-2E(S)	Gr-SBm-2E(S)	2
Gr-SCm-4E(S)	Gr-SCm-4E(S)	4
Gr-SSm-1B	Gr-SSm-1B	1
Gr-SAm-1B	Gr-SAm-1B	1
Gr-SBm-1B	Gr-SBm-1B	1
Gr-SCm-1B	Gr-SCm-1B	1
Gr-Am-4E	Gr-Am-4E	4
Gr-Am-4E(D)	Gr-Am-4E(D)	4
Gr-Am-2B	Gr-Am-2B	2
Gr-Bm-4E	Gr-Bm-4E	4
Gr-Bm-2B	Gr-Bm-2B	2
Gr-SBm-Mo	Gr-SBm-Mo	2
Gr-SBm-Mo(D)	Gr-SBm-Mo(D)	2
Gr-SCm-Mo	Gr-SCm-Mo	2
Gr-Am-Mo	Gr-Am-Mo	4
Gr-Am-Mo(D)	Gr-Am-Mo(D)	4

(3) ガードケーブル

ガードケーブル及び端末の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	標準図集の記号	支柱間隔(m)
Gc-A-7E	Gc-A-7E	7
Gc-A-4B	Gc-A-4B	4
Gc-B-7E	Gc-B-7E	7
Gc-B-4B	Gc-B-4B	4

単価表の項目	標準図集の記号
端末 Gc-A-T1	Gc-A-T1
端末 Gc-A-T2	Gc-A-T2
端末 Gc-B-T1	Gc-B-T1
端末 Gc-B-T2	Gc-B-T2
端末 Gc-A-IT1	Gc-A-IT1
端末 Gc-A-IT2	Gc-A-IT2
端末 Gc-B-IT1	Gc-B-IT1
端末 Gc-B-IT2	Gc-B-IT2

(4) ボックスビーム

ボックスビームの単価表の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	標準図集の記号
Gb-Am - 2E	Gb-Am - 2E
Gb-Am - 2B	Gb-Am - 2B
Gb-Bm - 2E	Gb-Bm - 2E
Gb-Bm - 2B	Gb-Bm - 2B

(5) 中央分離帯開口部防護柵

中央分離帯開口部防護柵の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
A	ガードレールを設置するもの
B	ボックスビームを設置するもの

15 - 3 - 3 材 料

(1) ガードレール

1) ガードレールに使用する材料は、次の規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき 諸基準	内 容	種類・ 規格	備 考
ビーム、ブラケット、間隔材及びその他の付属品	JIS G 3101	一般構造用 圧延鋼材	SS490	SAm, SBmのビーム 但し, (s)は除く
			SS400	ブラケット, SAm, SBmの支柱部間隔材 及び上記以外のビーム
	JIS G 3466	一般構造用 角形鋼管	STKR400	中間部間隔材
	JIS G 3444 または JIS G 3454	一般構造用炭 素鋼管また は圧力配管用 炭素鋼鋼管	STK400 または STPG410	上段ビーム
JIS G 3445 または JIS G 3101	機械構造用炭 素鋼鋼管また は一般構造用 圧延鋼材	STKM13A または SS400	インナースリーブ	
支 柱	JIS G 3444	一般構造用 炭素鋼管	STK400	円形支柱の場合
	JIS G 3466	一般構造用 角形鋼管	STKR400	角形支柱の場合
ボルト、ナット	JIS B 1180	六角ボルト に準拠	4.6(M20)	ブラケット取付 用
			6.8(M16)	ビーム取付・ビ ーム継手用
			6.8(M20)	SS, SA, SB, SC, SSm のビーム取付・継 手用SS, SAの上段 ビーム取付・継手 用
JIS B 1181	六角ナットに準 拠			
支柱ケース	JIS G 3444	一般構造用炭 素鋼管	STK400	中央分離帯開口部

2) 基礎に使用するコンクリートは、本仕様書第11章の規定を適用するものとする。

(2) ガードケーブル

1) ガードケーブルに使用する材料は、次の規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき 諸基準	内 容	種 類 ・ 規 格
ロープ	JIS G 3525	ワイヤロープに準拠	ストランド数が3本 1ストランドの素線数が 7本で普通Zより 太さは外接円直径18mm
中間支柱及び 端末支柱	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼管	STKR 400
間隔保持材	JIS G 3444 または JIS G 3101	一般構造用炭素鋼管 または一般構造用圧延 鋼材	STK 400またはSS 400
ブラケット及び その付属品	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS 400
ボルト、ナット	JIS B 1180	六角ボルトに準拠	4.6 (M12 , M10)
	JIS B 1181	六角ナットに準拠	

2) 無筋及び鉄筋コンクリート材料については、本仕様書第11章の規定を適用するものとする。

3) 端末支柱の基礎ぐいは、本仕様書16 - 3 - 2の規定を適用するものとする。

(3) ボックスビーム

ボックスビームに使用する材料は、次の規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき 諸基準	内 容	種 類 ・ 規 格
ビーム	JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	STKR 400
支柱、パドル、 継手及びその他 の付属品	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS 400
ボルト、ナット	JIS B 1180	六角ボルトに準拠	6.8 (M16 , M20)
	JIS B 1181	六角ナットに準拠	

(4) 中央分離帯開口部防護柵

中央分離帯開口部防護柵に使用する材料は、前(1)又は(3)の規格に適合するものとし、支柱ケースは、次の規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき 諸基準	内 容	種類・ 規格	備 考
支柱ケース	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼管	STK 400	ガードレールを 使用する場合
	JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	STKR 400	ボックスビーム を使用する場合

15 - 3 - 4 防せい(鍍)処理

(1) 防せい(鍍)処理は、以下の規定に基づきSS、SA、SB、SC、A及びBタイプについては加工後、溶融亜鉛めっきを施すものとする。ただし、Cタイプについては塗装仕上げとする。

(2) 亜鉛めっきを使用して行う場合の防せい(鍍)処理は、次の規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき 諸基準	内 容	種類・規格	備 考
溶融亜鉛 めっき作業	JIS H 8641	溶融亜鉛めっき		
亜鉛付着量			2種HDZ 55	支柱、ビーム、 ブラケット、間隔 材継手及びパドル に適用する
			2種HDZ 35	上記以外の部材に 適用する (ガードケーブル のロープは除く)
	素線に対して 300g / m ² 以上	ガードケーブル のロープ		

1) 支柱の切断面及びキャップと支柱の継目は、溶融亜鉛めっきのかわりに高濃度亜鉛系塗料の塗布によってもよい。また、ロープの両切断面は無処理でよい。

2) ガードケーブルの着脱式端末支柱用アンカーボルト及びナットは、無処理とする。

(3) 塗装仕上げは溶融亜鉛めっきを施したうえ、工場において行うものとする。この場合、めっき面に燐酸塩処理等の下地処理を行うものとする。

塗装仕上げを行う場合の防せい(錆)処理は、次の規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき 諸基準	内 容	種類・ 規格	備 考
ビーム、ブラケット及び支柱の亜鉛の付着量	JIS G 3302	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	Z 27	熱硬化性アクリル樹脂塗料、熱硬化性ポリエステル塗料又は同等以上の塗料塗膜厚は20 μ 以上
支柱の埋込み部分(内外面)		油ワニス	黒ワニス	亜鉛めっきを施した後に塗装する

(4) ボルト、ナット、索端金具及び継手は、前(2) に準じて溶融亜鉛めっきを施すものとする。

なお、ねじ部は、めっき後、ねじさらい又は遠心分離をしなければならない。

15 - 3 - 5 施 工

(1) 防護柵、中央分離帯開口部防護柵は設計図書に従って正しい位置及び線形が得られるよう設置しなければならない。

ガードケーブルの初期張力は、Aタイプについては20KN、Bタイプは9.8KNとする。

(2) 鋼材については、現場において加熱又は溶接を行ってはならない。現場における穴あけ、切断及びきりもみは、周囲の鋼材に悪影響を及ぼさない場合のみ監督員の承諾を得て行うことができる。

(3) 支柱は、オーガーボーリング打込機等を用いてしっかりと建て込まなければならない。この場合、地下埋設物に十分留意するとともに、既設舗装に悪影響を及ぼさないよう細心の注意をもって行わなければならない。

(4) 支柱の周囲は、地表面まで埋戻さなければならない。埋戻しは、既設部分と同程度の材料で十分突固めて仕上げなければならない。既設部分を破損した場合は、乙の責において原形に復旧しなければならない。

15 - 3 - 6 数量の検測

(1) 防護柵

1) ガードレール

ガードレールの新設工及び改良工の数量の検測は、それぞれの設計数量（m）で行うものとする。ただし、延長はビームの端末から端末までをビームに沿って測定する。

2) ガードケーブル

ガードケーブルの新設工及び改良工の数量の検測は、それぞれの設計数量（m）で行うものとする。ただし、延長は端末支柱の中心から中心までを、中間支柱の中心を結ぶ線に沿って測定する。

3) ガードケーブル端末取付部

ガードケーブル端末取付部の新設工及び改良工の数量の検測は、それぞれの設計数量（箇所）で行うものとする。

4) ボックスビーム

ボックスビームの新設工及び改良工の数量の検測は、それぞれの設計数量（m）で行うものとする。ただし、延長はビームの端末から端末までをビームに沿って測定する。

(2) 中央分離帯開口部防護柵

中央分離帯開口部防護柵の新設工及び改良工の数量の検測は、それぞれの設計数量（m）で行うものとする。ただし、延長はビームの端末から端末までをビームに沿って測定する。

15 - 3 - 7 支 払

防護柵工の支払は、前項の規定に従って検測されたガードレール、ガードケーブル、ガードケーブルの端末、ボックスビーム及び中央分離帯開口部防護柵の数量に対し、それぞれ1m又は1箇所の契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行うガードレール、ガードケーブル、ガードケーブル端末及び中間端末（基礎工及び基礎ぐいを含む）ボックスビーム及び中央分離帯開口部防護柵の設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
15 - (1)	ガードレール新設工	
	Gr - S S - 2 E	m
	Gr - S A - 3 E	m
	Gr - S B - 2 E	m
	Gr - S C - 4 E	m
	Gr - S S - 1 B	m
	Gr - S A - 1 . 5 B	m
	Gr - S B - 1 B	m
	Gr - S C - 2 B	m
	Gr - A - 4 E	m
	Gr - A - 2 E	m
	Gr - A - 2 B	m
	Gr - B - 4 E	m
	Gr - B - 2 B	m
	Gr - C - 4 E	m
	Gr - C - 2 B	m
	Gr - S S m - 2 E	m
	Gr - S A m - 2 E	m
	Gr - S B m - 2 E	m
	Gr - S C m - 2 E	m
	Gr - S B m - 2 E (D)	m
	Gr - S B m - 2 E (S)	m
	Gr - S C m - 4 E (S)	m
	Gr - S S m - 1 B	m
	Gr - S A m - 1 B	m
	Gr - S B m - 1 B	m
	Gr - S C m - 1 B	m
	Gr - A m - 4 E	m
	Gr - A m - 4 E (D)	m
	Gr - A m - 2 B	m
	Gr - B m - 4 E	m
	Gr - B m - 2 B	m
	Gr - S B m - M o	m

	Gr - SBm - Mo (D)	m
	Gr - SCm - Mo	m
	Gr - Am - Mo	m
	Gr - Am - Mo (D)	m
15 - (2)	ガードレール改良工	
	A	m
	B	m
	...	m
15 - (3)	ガードケーブル新設工	
	Gc - A - 7 E	m
	Gc - A - 4 B	m
	Gc - B - 7 E	m
	Gc - B - 4 B	m
15 - (4)	ガードケーブル改良工	
	A	m
	B	m
	...	m
15 - (5)	ガードケーブル端末新設工	
	端 末 Gc - A - T 1	箇所
	端 末 Gc - A - T 2	箇所
	端 末 Gc - B - T 1	箇所
	端 末 Gc - B - T 2	箇所
	端 末 Gc - A - I T 1	箇所
	端 末 Gc - A - I T 2	箇所
	端 末 Gc - B - I T 1	箇所
	端 末 Gc - B - I T 2	箇所
15 - (6)	ガードケーブル端末改良工	
	A	箇所
	B	箇所
	...	箇所
15 - (7)	ボックスビーム新設工	
	Gb - Am - 2 E	m
	Gb - Am - 2 B	m
	Gb - Bm - 2 E	m
	Gb - Bm - 2 B	m

15 - (8)	ボックスビーム改良工	
	A	m
	B	m
	...	m
15 - (9)	中央分離帯開口部防護柵新設工	
	A	m
	B	m
	...	m
15 - (10)	中央分離帯開口部防護柵改良工	
	A	m
	B	m
	...	m

(注) 15-(2)、15-(4)、15-(6)、15-(8)、15-(10)のA、B等の種別は、特記仕様書又は設計図書等に示す。

15 - 4 立入防止柵工

15 - 4 - 1 定 義

立入防止柵工とは、立入防止柵及び立入防止柵の出入口の材料、溶融亜鉛めっき処理、運搬、基礎工及び設置を行うことをいう。

15 - 4 - 2 種 別

(1) 立入防止柵及び立入防止柵の出入口の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
立入防止柵新設工	立入防止柵を新たに設置するもの
立入防止柵の出入口新設工	立入防止柵の出入口を新たに設置するもの
立入防止柵改良工	既設の立入防止柵の全部又は一部を新しい材料等により改良するもの
立入防止柵の出入口改良工	既設の立入防止柵の出入口の全部又は一部を新しい材料等により改良するもの

(2) 立入防止柵及び立入防止柵の出入口の形状による種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	基礎区分
一般型非積雪地用	鋼管ぐい基礎(L=600)
急傾斜型	鋼管ぐい基礎(L=500)
一般型積雪地用 S 1(1)	鋼管ぐい基礎(L=1900)
一般型積雪地用 S 1(2)	鋼管ぐい基礎(L=2100)
一般型積雪地用 S 1(3)	鋼管ぐい基礎(L=2200)
一般型積雪地用 S 2(1)	鋼管ぐい基礎(L=1500)
一般型積雪地用 S 2(2)	鋼管ぐい基礎(L=1700)
一般型積雪地用 S 2(3)	鋼管ぐい基礎(L=1800)
一般型積雪地用 S 3(1)	鋼管ぐい基礎(L=1200)
一般型積雪地用 S 3(2)	鋼管ぐい基礎(L=1400)
一般型積雪地用 S 3(3)	鋼管ぐい基礎(L=1500)
一般型積雪地用 S 4(1)	鋼管ぐい基礎(L=900)
一般型積雪地用 S 4(2)	鋼管ぐい基礎(L=1000)
一般型積雪地用 S 4(3)	鋼管ぐい基礎(L=1100)

15 - 4 - 3 材 料

(1) 立入防止柵工に使用する材料は、標準図集に示す規格に適合するものとする。

15 - 4 - 4 防せい(錆)処理

(1) 立入防止柵工の防錆処理は、標準図集に示す規格に適合するものとする。

15 - 4 - 5 数量の検測

(1) 立入防止柵の新設工及び改良工の数量の検測は、それぞれの設計数量(m)で行うものとする。

(2) 立入防止柵の出入口の新設工及び改良工の数量の検測は、それぞれの設計数量(箇所)で行うものとする。

15 - 4 - 6 支 払

立入防止柵及び立入防止柵の出入口の新設工及び改良工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m又は1箇所当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う立入防止柵及び立入防止柵の出入口の設置、既設立入防止柵の撤去等立入防止柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
15 - (11) 立入防止柵新設工	
一般型非積雪地用	m
急傾斜型	m
一般型積雪地用 S 1(1)	m
一般型積雪地用 S 1(2)	m
一般型積雪地用 S 1(3)	m
一般型積雪地用 S 2(1)	m
一般型積雪地用 S 2(2)	m
一般型積雪地用 S 2(3)	m
一般型積雪地用 S 3(1)	m
一般型積雪地用 S 3(2)	m
一般型積雪地用 S 3(3)	m
一般型積雪地用 S 4(1)	m
一般型積雪地用 S 4(2)	m
一般型積雪地用 S 4(3)	m
15 - (12) 立入防止柵改良工	
一般型非積雪地用	m
急傾斜型	m
一般型積雪地用 S 1(1)	m
一般型積雪地用 S 1(2)	m
一般型積雪地用 S 1(3)	m
一般型積雪地用 S 2(1)	m
一般型積雪地用 S 2(2)	m
一般型積雪地用 S 2(3)	m
一般型積雪地用 S 3(1)	m
一般型積雪地用 S 3(2)	m
一般型積雪地用 S 3(3)	m
一般型積雪地用 S 4(1)	m

一般型積雪地用 S 4(2)	m
一般型積雪地用 S 4(3)	m
15 - (13) 立入防止柵の出入口新設工	
一般型非積雪地用 n	箇所
急傾斜型	箇所
一般型積雪地用 S 1(1)	箇所
一般型積雪地用 S 1(2)	箇所
一般型積雪地用 S 1(3)	箇所
一般型積雪地用 S 2(1)	箇所
一般型積雪地用 S 2(2)	箇所
一般型積雪地用 S 2(3)	箇所
一般型積雪地用 S 3(1)	箇所
一般型積雪地用 S 3(2)	箇所
一般型積雪地用 S 3(3)	箇所
一般型積雪地用 S 4(1)	箇所
一般型積雪地用 S 4(2)	箇所
一般型積雪地用 S 4(3)	箇所
15 - (14) 立入防止柵の出入口改良工	
一般型非積雪地用	箇所
急傾斜型	箇所
一般型積雪地用 S 1(1)	箇所
一般型積雪地用 S 1(2)	箇所
一般型積雪地用 S 1(3)	箇所
一般型積雪地用 S 2(1)	箇所
一般型積雪地用 S 2(2)	箇所
一般型積雪地用 S 2(3)	箇所
一般型積雪地用 S 3(1)	箇所
一般型積雪地用 S 3(2)	箇所
一般型積雪地用 S 3(3)	箇所
一般型積雪地用 S 4(1)	箇所
一般型積雪地用 S 4(2)	箇所
一般型積雪地用 S 4(3)	箇所

15 - 5 げん(眩)光防止施設工

15 - 5 - 1 定 義

げん(眩)光防止施設工とは、げん(眩)光防止網・しゃ光ネット・げん(眩)光防止板等の材料、鋼材の溶融亜鉛めっき処理、運搬及び設置を行うことをいう。

15 - 5 - 2 種 別

げん(眩)光防止施設工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

(1) げん(眩)光防止網

単価表の項目	区 分 内 容
A1	ガードレールの支柱に取付けるもの
A2	ボックスビームに取付けるもの
A3	ガードケーブルの支柱に取付けるもの

(2) しゃ光ネット

単価表の項目	区 分 内 容
A	ガードレールの支柱に取付けるもの
B	ガードケーブル(片面型)の支柱に取付けるもの
C	ガードケーブル(両面型)の支柱に取付けるもの
D	ボックスビームに取付けるもの

(3) げん(眩)光防止板

単価表の項目	区 分 内 容
T Y P E A i	ガードレールの支柱に取付けるもの
" B i	ガードレールの土工区間で支柱を打ち込みこれに取付けるもの
" C i	ガードレールの構造物区間(橋梁・高架部)に設置するもの
" D i	ガードケーブルの支柱に取付けるもの
" E i	ガードケーブルの土工区間で支柱を打ち込みこれに取付けるもの
" F i	ボックスビームに取付けるもの
" H i	ガードケーブルのロープに取付けるもの
" A s	ガードレールの支柱に取付けるもの(積雪寒冷地タイプ)
" B s	ガードレールの土工区間で支柱を打ち込みこれに取付けるもの(積雪寒冷地タイプ)
" C s	ガードレールの構造物区間(橋梁・高架部)に設置するもの(積雪寒冷地タイプ)
" D s	ガードケーブルの支柱に取付けるもの(積雪寒冷地タイプ)

単価表の項目	区 分	内 容
" E s		ガードケーブルの土工区間で支柱を打ち込みこれに取付けるもの(積雪寒冷地タイプ)
" F s		ボックスビームに取付けるもの(積雪寒冷地タイプ)
" H s		ガードケーブルのロープに取付けるもの(積雪寒冷地タイプ)

15 - 5 - 3 材 料

(1) げん(眩)光防止網(エキスパンドメタル)

げん(眩)光防止網(エキスパンドメタル)を使用するげん(眩)光防止施設工の材料は、標準図集に示す規格に適合するものとする。

(2) シャ光ネット

シャ光ネットを使用するげん(眩)光防止施設工の材料は、標準図集に示す規格に適合するものとする。

(3) げん(眩)光防止板

げん(眩)光防止板を使用するげん(眩)光防止施設工の材料は、標準図集に示す規格に適合するものとする。

15 - 5 - 4 防せい(錆)処理

各部材の防せい(錆)処理は、標準図集に示す規格に適合するものとする。

15 - 5 - 5 数量の検測

げん(眩)光防止施設工の数量の検測は、設計数量(m又は基)で行うものとする。

15 - 5 - 6 支 払

げん(眩)光防止施設工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m又は1基の契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行うげん(眩)光防止施設の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

15 - (15) げん(眩)光防止施設工

げん(眩)光防止網 A1 m

げん(眩)光防止網 A2 m

げん(眩)光防止網	A3	m
しゃ光ネット	A	m
しゃ光ネット	B	m
しゃ光ネット	C	m
しゃ光ネット	D	m
げん(眩)光防止板	Ai	基
げん(眩)光防止板	Bi	基
げん(眩)光防止板	Ci	基
げん(眩)光防止板	Di	基
げん(眩)光防止板	Ei	基
げん(眩)光防止板	Fi	基
げん(眩)光防止板	Hi	基
げん(眩)光防止板	AS	基
げん(眩)光防止板	BS	基
げん(眩)光防止板	CS	基
げん(眩)光防止板	DS	基
げん(眩)光防止板	ES	基
げん(眩)光防止板	FS	基
げん(眩)光防止板	HS	基

15 - 6 落下物防止柵工

15 - 6 - 1 定 義

落下物防止柵工とは、落下物防止柵の材料、溶融亜鉛めっき処理、運搬及び設置を行うことをいう。

15 - 6 - 2 落下物防止柵の種別

落下物防止柵の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単 価 表 の 項 目	区 分 内 容	
落下物防止柵	A 1	既設跨道橋の壁式防護柵区間に設置するもの
	A 2	新設跨道橋の壁式防護柵区間に設置するもの
	B	跨道橋のハンドレール併用壁式防護柵区間に設置するもの
	C 1	既設跨道橋の高欄・壁式防護柵併用方式区間に設置するもの
	C 2	新設跨道橋の高欄・壁式防護柵併用方式区間に設置するもの
	D	跨道橋の高欄方式区間に設置するもの
	E 1	設置対象施設が新幹線で、コンクリート防護柵、金属・コンクリート複合高欄区間に設置するもの
	E 3	設置対象施設が新幹線で、ガードレール区間又はガードケーブル区間に設置するもの
	F 1	設置対象施設が新幹線以外の鉄道で、コンクリート防護柵、金属・コンクリート複合高欄区間に設置するもの
	F 3	設置対象施設が新幹線以外の鉄道で、ガードレール区間又はガードケーブル区間に設置するもの
	G 1-1	対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（外付け）区間に設置するもの
	G 1-2	対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの
	G 1-3	対象施設が道路及び民家で、金属・コンクリート複合剛性高欄（支柱取付け）区間に設置するもの
G 1-4	対象施設が道路及び民家で、金属・コンクリート複合たわみ性高欄（支柱取付け）区間に設置するもの	

15 - 6 - 3 材 料

落下物防止柵を使用する落下物防止柵工の材料は、標準図集に示す規格に適合するものとする。

15 - 6 - 4 防せい (錆) 処理

落下物防止柵工の防せい (錆) 処理は、標準図集に示す規格に適合するものとする。

15 - 6 - 5 数量の検測

落下物防止柵の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

15 - 6 - 6 支 払

落下物防止柵の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価は、設計図書に従って行う落下物防止柵の設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
15 - (16)	落下物防止柵	
	A 1	m
	A 2	m
	B	m
	C 1	m
	C 2	m
	D	m
	E 1	m
	E 3	m
	F 1	m
	F 3	m
	G 1-1	m
	G 1-2	m
	G 1-3	m
	G 1-4	m

第16章 交通管理施設工

目 次

16 - 1	適用範囲	16 - 2
16 - 2	適用すべき諸基準	16 - 2
16 - 3	標識工	16 - 2
16 - 4	路面標示工	16 - 22
16 - 5	視線誘導標工	16 - 23
16 - 6	距離標工	16 - 26

16 - 1 適用範囲

この章は、標識工、路面標示工、視線誘導標工、距離標工の施工に関する一般的事項を取扱う。

工事は、すべて設計図書に従って厳密に施工しなければならない。

16 - 2 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

標識標準設計図集

都市間高速道路の標識デザインマニュアル

レーンマーク施工管理要領

管路工事施工管理要領

交通安全施設及び交通管理施設標準図集

道路標識、区画線及び道路 平成12年12月26日総理府

標示に関する命令 建設省令第10号

16 - 3 標 識 工

16 - 3 - 1 標識の基礎工

(1) 定 義

標識の基礎工とは、標識基礎の材料、運搬及び施工を行うことをいう。

(2) 基礎工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	標識標準図集の基礎詳細図
標識基礎工 F 1	F 350 × 350 × H
F 2	F 500 × 500 × H
F 3	F 600 × 600 × H
F 4	F 700 × 700 × H
F 5	D F 01 ~ D F 02
F 6	D F 12 ~ D F 14
F 7	D F 03 ~ D F 04
F 8	D F 05
F 9	D F 15
F 10	D F 06
F 11	D F 07 ~ D F 08
F 12	D F 09 ~ D F 11
F 13	D F 200
F 14	D F 201
F 15	D F 202

単価表の項目	標識標準図集の基礎詳細図
標識基礎工 F 16	D F 203
F 17	D F 204
F 18	D F 205
F 19	D F 206
F 20	D F 207
F	設計図書に示す (遠方照明柱用 800×800×1,000)

(注) Hは、基礎の高さを表す。 (3) 掘削及び埋戻し

掘削に当たっては、のり面、舗装等の既設物に損傷を与えないよう施工するものとする。

掘削埋戻しについては、本仕様書 8 - 6 の規定を適用するものとする。

(4) 基礎材

基礎材は、本仕様書 8 - 7 の規定を適用するものとする。

(5) 基礎ぐい

1) 標識の基礎ぐいに使用する材料は、次の規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき諸基準	内 容	種類・規格
基礎ぐい	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼管	STK400
	JIS A 5525	鋼管ぐい	SKK400
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS400
アンカーボルト及び 付属品	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS400
アンカーボルト及び 付属品の形状・寸法	JIS G 3191	熱間圧延棒鋼とバー コイルの形状、寸法及び 重量並びにその許容差	
アンカーボルト及び 付属品の形状・寸法	JIS G 3192	熱間圧延形鋼の形状、 寸法、質量、重量及び その許容差	
	JIS G 3193	熱間圧延鋼板及び鋼帯 の形状、寸法、質量及 びその許容差	
ボルト頭部及びナツ トの防せい(鍍)処理	JIS H 8641	溶融亜鉛めっき	2種HDZ 35

2) 打込み中、極度の偏心、傾斜、破壊又は割れ目が生じた時は、乙は、直ちに原因を調査し、その処置について監督員と協議しなければならない。

3) 設計深度に達する前に打込み不能となった場合、乙は、直ちに原因を調査し、その処置について監督員と協議しなければならない。

なお、監督員の通知があるまで、くい頭を切断してはならない。

(6) コンクリート

標識工の基礎コンクリートの施工に際しては、本仕様書第11章の該当各項目の規定を適用するものとする。

(7) アンカーボルト据付け

標識柱を基礎工にボルトで取付けるものについては、設計図書に従ってアンカーボルト及びその付属金具を設置しなければならない。

16 - 3 - 2 標識柱の製作及び設置工

(1) 定 義

標識柱の製作及び設置工とは、標識柱の材料、溶触亜鉛めっき処理、製作、組立、運搬及び設置を行うことをいう。

(2) 種 別

標識柱の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の 項 目	区 分	標 識 標 準 図 集	点検足場 の有無
標識柱A1	H鋼 複柱(H150～H300)埋込み式	DS01～DS05 DS200～DS203	無 し
B1	H鋼 複柱(H100～H125)埋込み式	DS06～DS07	〃
C1	H鋼 単柱 埋込み式	DS66～DS69 DS212	〃
D1	鋼管 単柱 埋込み式	O 02	〃
E1	H鋼又は鋼管 単柱 高欄取付式	DS82	〃
F1	鋼管 単柱 オーバ-ハング柱(F) ベ-スプレート式	DS08～DS56 DS204～DS211	〃
T1	鋼管 単柱 オーバ-ハング柱(T) ベ-スプレート式	DS57～DS65	〃
V1	オーバ-ブリッジ取付け	DS83～DS84	〃
N1	門型柱(1スパン 20m未満)	DS70～DS73 DS75～DS81	〃 〃

単価表の 項 目	区 分	標 識 標 準 図 集	点検足場 の有無
M1	門型柱 (1 スパン 20m以上)	DS74	〃
A2	H鋼 複柱 (H150 ~ H300) 埋込み式	DS01 ~ DS05 DS200 ~ DS203	有 り
B2	H鋼 複柱 (H100 ~ H125) 埋込み式	DS06 ~ DS07	〃
F2	鋼管 単柱 オ-バ-ハング 柱(F) べ-スプレート式	DS08 ~ DS56 DS204 ~ DS211	〃
T2	鋼管 単柱 オ-バ-ハング 柱(T) べ-スプレート式	DS57 ~ DS65	〃
	鋼管ベースプレート式(遠方照明柱)	設計図書に示 す	〃

(3) 材 料

標識柱等に使用する材料は、次の規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき諸基準	内 容	種類 ・ 規格
標識柱	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS400
	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼管	STK400
	JIS G 3351	エキスパンドメタル	
	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	
外部照明灯 (A) の支持鋼材	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼管	STK400
	JIS G 3446	機械構造用ステンレス鋼管	SUS304 TKA

(4) 施 工

標識柱の施工は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)」15.3及び15.4の規定に従って行わなければならない。

(5) 防せい(錆)処理

- 1) 標識柱の防せい(錆)処理は、溶融亜鉛めっきを施すものとする。
- 2) 防せい(錆)処理は、次の基準に適合しなければならない。

項 目	適用すべき 諸基準	内 容	種類・規格	備 考
溶融亜鉛めっき 作業	JIS H 8641	溶融亜鉛めっき		
亜鉛付着量			2種HDZ 55	厚さ 3.2mm以上
			2種HDZ 35	厚さ 3.2mm未満

なお、ねじ部は、めっき後ねじさらい又は遠心分離をしなければならない。

- 3) めっき後加工したものは、ジンクリッチ塗料で下記に示す方法により現場仕上げを行うものとする。

鋼材表面の水分、油分等の付着物は、入念に清掃し、除去するものとする。

塗料は、亜鉛末の無機質塗料とし、塗装は2回塗りとする。その際の標準塗布量は2回塗りで400～500 g / m²、膜厚は40～50 μmとする。

塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に行わなければならない。

16 - 3 - 3 反射式標識板工

(1) 定 義

反射式標識板工とは、反射式標識板の材料、加工、組立運搬及び設置を行うことをいう。

(2) 種 別

反射式標識板の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
反射式標識板 A	反射式案内標識板
反射式標識板 B	反射式規制、警戒、指示、補助標識板
反射式標識板 C	広角反射式案内標識板
反射式標識板 D	プリズム型反射式案内標識板

(3) 材料及び取付け部品の寸法及び形状

標識板の材料及び取付け部品の寸法及び形状は、次の規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき 諸基準	内 容	種類・規格	備 考
板	JIS H 4000	アルミニウム及びアルミニウム 合金の板及び条	A 5052 P	板厚2mm以上
押出形材	JIS H 4100	アルミニウム及びアルミニウム 合金押出形材	A 6063 S	
止金具	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS400	
ボルト・ナット	JIS B 1051 JIS B 1052	鋼製ボルト 鋼製ナット		ナットについては、ゆるみ止め ナット
ボルト・ナット、止金 具防せい(錆) 処理	JIS H 8641	溶融亜鉛めっき	2 種HDZ35	

(4) 標識基板の構造

- 1) 平板標識板を用いる場合、板とリブとを接合し、接合部はスポット溶接とし、板面を平面として、リブ側は凹になるようにする。また、標識板と支柱との止めは、最上段のリブにおいては形鋼に孔を開けボルト・ナットで完全に固定するものとし、それ以外の箇所については、リブを止金具及びボルト・ナット(ゆるみ止めナット)で締め付ける構造とする。
- 2) 押出形材標識板を用いる場合、押出形材標識板背面最上段(押出形材標識板に分割面がある場合、分割側標識板背面最上段も含む)の溝部においては、形鋼に孔を開けボルト・ナットで完全に固定するものとし、それ以外の箇所については、リブを止金具及びボルト・ナット(ゆるみ止めナット)で締め付ける構造とする。

(5) 反射シート

1) 材 料

反射シートは、次の項目を満足するものでなければならない。

封入レンズ型反射シート(通常反射シート)の反射輝度(反射性能)及び色については、JIS Z 9117(保安用反射シート及びテープ)によるものとする。

・反射輝度

観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青
12°	5°	70	50	15	9.0	4.0
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7
20°	5°	50	35	10	7.0	2.0
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1

・封入レンズ型反射シートの色

色	色度座標の範囲								輝度率)の 下限値
	1		2		3		4		
	x	y	x	y	x	y	x	y	
白	0.363	0.372	0.319	0.318	0.297	0.335	0.340	0.390	0.35
黄	0.532	0.468	0.493	0.453	0.467	0.481	0.492	0.508	0.27
赤	0.722	0.278	0.608	0.323	0.580	0.363	0.654	0.346	0.05
緑	0.101	0.492	0.191	0.441	0.157	0.379	0.116	0.387	0.04
青	0.103	0.138	0.151	0.192	0.197	0.151	0.162	0.063	0.01

(注) 色度座標は標準の光D₆₅による。

カプセルレンズ型・カプセルプリズム型反射シート(高輝度反射シート)の反射輝度(反射性能)及び色については次によるものとする。

・反射輝度

観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青	紫
12°	5°	250	170	45	45	20	20
	30°	150	100	25	25	11	11
20°	5°	180	122	25	21	14	14
	30°	100	67	14	12	8	8
2°	5°	5.0	3	0.8	0.6	0.3	-
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	-

・カプセルレンズ型・カプセルプリズム型反射シートの色

色	色 度 座 標 の 範 囲								Y 値の限界 (%)	
	1		2		3		4		上 限	下 限
	x	y	x	y	x	y	x	y		
白	0.303	0.287	0.368	0.353	0.340	0.380	0.274	0.316	-	27.0
黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	40.0	15.0
赤	0.613	0.297	0.708	0.292	0.636	0.364	0.558	0.352	11.0	2.5
緑	0.030	0.380	0.166	0.346	0.286	0.428	0.201	0.776	8.0	3.0
青	0.144	0.030	0.244	0.202	0.190	0.247	0.066	0.208	10.0	1.0
紫	0.309	0.095	0.155	0.125	0.243	0.275	0.315	0.285	15.0	3.0

(注) 色度座標は標準の光Cによる。

広角反射シート

1) 材 料

カプセルレンズ型広角反射シート(広角反射シート)の反射輝度及び色については下記によるものとする。

・反射輝度

観測角	入射角	白 色	黄 色	緑 色	青 色
1 2	5 °	1 0 0	6 0	1 0	4
2 0	5 °	8 0	4 0	8	2
2 0 °	2 0 °	0 . 4 8	0 . 3 5	0 . 0 5	0 . 0 4

色は、ナチュラルグリーンと同等のものとする

・広角反射シートの色

色	色 度 座 標 の 範 囲								Y 値の限界 (%)	
	1		2		3		4		上 限	下 限
	x	y	x	y	x	y	x	y		
白	0.303	0.287	0.368	0.353	0.340	0.380	0.274	0.316	-	27.0
黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	40.0	15.0
緑	0.030	0.380	0.166	0.346	0.286	0.428	0.201	0.776	8.0	3.0
青	0.144	0.030	0.244	0.202	0.190	0.247	0.066	0.208	10.0	1.0

(注) 色度座標は標準の光Cによる。

プリズム型反射シート (高輝度反射シート)

1) 材 料

プリズム型反射シートの反射輝度及び色については下記によるものとする。

・反射輝度

観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青	蛍光黄	紫
12	5°	570	380	75	70	50	275	38
	30°	235	190	45	25	16	160	20
20	5°	400	280	54	50	30	190	25
	30°	170	140	20	19	12	95	12
30°	5°	300	230	45	45	30	150	20
	30°	170	140	20	19	12	100	11
1°	5°	120	70	14	10	5	50	7
	30°	50	40	8	5	2.5	30	4

・プリズム型反射シートの色

色	色度座標の範囲								Y 値の限界 (%)	
	1		2		3		4		上限	下限
	x	y	x	y	x	y	x	y		
白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	-	38
黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	45	20
赤	0.500	0.353	0.600	0.280	0.720	0.280	0.631	0.369	15	3
緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	2
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	10	1
蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.442	-	40
紫	0.310	0.090	0.160	0.120	0.250	0.270	0.320	0.300	16	3

(注) 色度座標は標準の光 D_{65} による。

耐久性は、封入レンズ型反射シートについては5年、カプセルレンズ型・カプセルプリズム型反射シートについては10年、プリズム型反射シートについては12年、屋外にさらされても著しい色の変化、ひびわれ、はがれが生じてはならず、封入レンズ型・カプセルレンズ型・カプセルプリズム型反射シートは上表の反射輝度値の80%以下、プリズム型反射シートは50%以下に低下しないものとする。

2) 加 工

反射シートの張り付けは、標識基板に表面処理を施した後に洗浄乾燥後、真空加熱圧着機または加圧機を使用して行うものとする。

張り付加工の順序は、標識基板の全面に反射シートを張り付け、その上

に当社指定の文字記号、矢印、数字等を張り重ねる方法をとるものとする。
ただし、監督員の通知する標識については、張付加工の前に仮張付けを行い、監督員の承諾を得なければならない。

張付加工に際しては、素材はひずみ及びゆがみ、また、張付シートの表面には位置ずれ、ゆがみ、しわ、ふくれ等のないように張付けるものとする。

2枚以上の反射シートを接続して張付けるか、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色の調和と輝きを有するようにしなければならない。

反射シートを接合して使用する場合には、5mm以上重ね合わせるものとする。

板の製作に当たっては、張付加工を原則とする。文字、数字、記号、図案等を反射シートに印刷加工する場合は、シルクスクリーンプロセス法によって行うものとする。

16 - 3 - 4 内部照明標識板工

(1) 定 義

内部照明標識板工とは、内部照明標識板の材料、加工、塗装、配線、組立、運搬及び設置を行うことをいう。

(2) 内部照明標識板の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	標識標準設計図集 電気関係詳細図
内部照明式 A	E L W04 , E L W06 ~ E L W07 , E L W53
B	E L W05
C	E L W61 ~ E L W65
D	E L W33 ~ E L W35
E	E L W36 ~ E L W38
F	E L W40 ~ E L W43
G	E L W49 ~ E L W52
H	E L W54
I 1	E L W200 (1900*2400)
I 2	E L W200 (600*2400)
J 1	E L W201 (2250*900)
J 2	E L W201 (750*900)

(3) 材料及び機能

- 1) 内部照明式標識に用いる表面材は、メタクリル樹脂板(J I S K 6718)又は繊維シートで製作するものとする。

メタクリル樹脂板は厚さ2mm以上の透明、着色及び乳白色とし、メタクリル樹脂系硬化物により平面接着させた積層板とする。

繊維シートの材質は次のとおりとする。

項 目	規 格	備 考
破断強度	25.5 KN/m 以上	JIS L 1096 「一般織物試験法」 引張強さ試験A法(ストリップ法)
引裂き強度	245 N 以上	JIS L 1096 「一般織物試験法」 引裂き強さ試験C法(トラペゾイド法)
継ぎ目強度	15.7 KN/m 以上	JIS L 1096 「一般織物試験法」 引張強さ試験A法(ストリップ法)

- 2) 本体及びわく補強材等に用いる材料は、鋼材(J I S G 3141(冷間圧延鋼板)又はJ I S G 3101(一般構造用圧延鋼材))、又はアルミニウム(J I S H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金板及び条)、J I S H 4100(アルミニウム及びアルミニウム押出型材))で製作するものとする。
- 3) 表面板と内部照明本体との取付けは、じんあい・水等に対して十分な防止構造を有するものとする。

(4) 外 観

表面材は、色むら、ゆがみ等の外観を損なうものであってはならない。

また、表面材を接着して使用する場合は、外観を損なう曲り、反り、面の段差、しわ等がなくてはならない。

(5) 強 度

表面材、本体及びその取付け部は、風速50m/sの風圧に耐える強度とする。

(6) 耐久性

耐久性は、J I S B 7753(サンシャインカーボンアーク燈式耐光性及び耐候性試験機)にて2,000時間照射後、著しい色の变化、ひびわれ及びはがれが生じてはならない。

(7) 明るさ

明るさは、表面板面の白色部分で、照度1,000ルクス以上でなければならない。

また、同一色の表面板の明るさの均整度（最大／最小）は、4以下でなければならない。

(8) 照明器具及び付属品の機能・構造・材料

内部照明式標識板の照明器具及び付属品の機能・構造・材料は、次に示す規格に適合するもの、又は機能を有するものでなければならない。

項 目	適用すべき諸基準又は規格・機能	備 考
照明器具の電源電圧	100 / 200 V	これ以外は トランスを内蔵
蛍光ランプ	JIS C 7601 (蛍光ランプ(一般照明用))	フルスタート型
蛍光ランプ用安定器	JIS C 8108 (蛍光灯安定器) 又はJIS C 8117 (蛍光灯電子安定器)	
蛍光ランプ用ソケット	JIS C 8324 (蛍光灯ソケット及びグロースターソケット)	
照明器具	引出し構造とし、灯具交換等の保守が 容易な構造	標識標準図集の ELW54を除く

	項 目	適用すべき諸基準又は規格・機能
非常電源装置	停電時	瞬時に切替点灯し、点灯継続時間は30分以上
	板面白色部の照度	5ルクス以上とし、むらのないもの
	装置内回路	朝方の自動点滅器の作動時に誤点灯しない回路
	内蔵電池	過放電・過充電時に故障しないもの
自動点滅器	動作照度	点灯照度100ルクス、消灯照度500ルクス
	動作照度の誤差	±20%以内
	光電セル	密閉型とし、湿気等による特性変化のないもの
銘板	取付け位置	標識板表面で機能及び美観上支障のない位置
	記入内容	製造社名・定格電圧・容量・製造年月等

- 1) 標識柱下部にジョイントボックス（配線用しゃ断器を含む）を取付け、本ボックス内端子を用いて、別途工事による電源ケーブルと受渡しを行うものとする。

2) 内部配線用電線は、J I S C 3316 (電気機器用ビニル絶縁電線) の0.75 mm以上のものを使用し、圧着端子を用いて器具の内部に設けた端子盤に接続する。

3) 器具内は、電線押さえを端子及びソケット間に設けるものとする。

(9) 塗装等

1) 本体及び前面枠の表面は、塗装若しくは高耐候性フィルムの貼付けを行うものとする。塗装する場合は、ブラスト処理後、亜鉛溶射を行い、その上にプライマー及びサーフェスを施し、メラミン樹脂による2回塗りの焼付け又は自然乾燥仕上げとする。

2) 仕上げ色調はマンセル記号N7.0とする。

16 - 3 - 5 外部照明灯工

(1) 定 義

外部照明灯工とは、外部照明灯の材料、加工、塗装または溶融亜鉛めっき処理、配線、組立、運搬及び設置を行うことをいう。

(2) 外部照明灯の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
外部照明灯 A	取付金具が、固定式のものを用いる
外部照明灯 B	取付金具が、スライド式のものを用いる
外部照明灯 C	遠方照明式のものを用いる

(3) 照明灯器具と付属品の機能・構造及び材料

照明灯具等は、光源、照明器具(内蔵器含む)、支持鋼材及び取付金具よりなり、光源の光束を反射板を含む器具により有効に標識板に集中照射させる構造とし、標識板を十分に認識できるように、次に示す規格に適合するもの又は、機能を有するものとする。

外部照明灯 A及びB

項 目	適用すべき諸基準又は規格・機能	備 考
照明灯具の 平均照度	標準標識板(3.5m×0.9m 2段)面上で、300ルクス 以上	
照明灯具の 最低照度	標準標識板(3.5m×0.9m 2段)面上で、170ルクス 以上	
同一色の表面板 の明るさの均整 度	max/min = 4 以下	
照明器具の 電源電圧	100 / 200 V	これ以外は トランス安定 器箱を内蔵
光源	高出力蛍光ランプ (FLR 110 EH)	
反射板	JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) A5052P	1 mm厚以上 反射面は電解 研磨
グローブ	JIS K 6718 (一般用メタクリル樹脂板) 1 級	反射面保護、 防水の目的
端子台	照明器具内に電源接続用の加 ^レ -付き樹脂製 6 極端子 1 個を付ける台を設ける	
蛍光ランプ用 安定器	JIS C 8108 (蛍光灯安定器)	高力率 ^レ ット ^レ スタート型 2 灯用 (又は 1 灯用)
安定器箱	JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) SPCC	1.6mm厚以上
	コト ^レ 押さえ、防雨構造、標識板裏面に取付け る金具付	
支持鋼材	灯具をU字ボルトで固定、上下左右に調整可 能で取付時に調節止めを付し強固に固定でき る構造	
銘 板	取付け位置	標識板表面で機能及び美観上支障のない位置
	記入内容	製造者名・定格電圧・容量・製造年月等

照明器具本体の材料は、次の規格に適合するものとし、強固で振動に強く完全な防水型でかつ、放熱の高い構造でなければならない。

項 目	適用すべき 諸基準	内 容	種類・規格	備 考
本体	JIS G 3141	冷間圧延鋼板及び鋼帯	SPCC	1.2mm厚以上
補強わく等	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS400	

外部照明灯 C

- 1) 外部照明灯 C に使用する照明器具等は、次に示す規格に適合または、機能を有するものとする。

項 目	適用すべき諸基準または規格・機能	備 考
照明灯具の平均照度	標準標識板(横 3.5m × 縦 2.7m)面上で 2 3 0 Lux 以上	標識板から手前 20mより照射
同一色の表面板の明るさの均整度	max / min = 4 以下	
照明器具の電源電圧	100, 200, 240, 265, 415, 460V のいずれかに対応するもの	
光源	コンパクト型メタルハライドランプ (150 または 250W) 標識板面以外の漏れ光は 20Lux 以下とする	標識板から手前 20mより照射
端子台	照明器具内に電源接続用のカバー付、磁器製又は耐久性の優れた樹脂製の 3 極端子又は 2 極端子 1 個とアース端子を設ける	
蛍光ランプ用安定器	コンパクト型メタルハライド灯用安定器 (イグナイター内臓型, 150W ではコンパクト型も可) を使用 安定器は照明柱内部に設置を基本とする	
巻線及び巻線に対して用いる絶縁物	JIS C 4003 (電気機器絶縁の種類) に規定した A 絶縁以上とする	
口出線	原則として 600V ビニル電線 1.25 mm ² を使用する。	
器具内配線	耐熱性の絶縁電線を使用するものとする	
その他材料	パッキン類は耐熱性、耐久性に富んだ良質なシリコン系ゴムを使用するものとする 蝶番、台座及びビス類はステンレス鋼板 (SUS 304TKA) を使用するものとする	

- 2) 外部照明灯Cに使用する照明器具本体の材料は、ステンレス鋼板又はアルミニウム合金ダイキャストで次の規格に適合するものとし、強固で振動に強く完全な防水型でかつ、放熱の高い構造でなければならない。

項目	適用すべき諸基準	内容	種類・規格	備考
本体	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	SUS 304	0.7 mm厚以上
	JIS H 5302	アルミニウム合金ダイキャスト	ADC 12	3.0 mm厚以上

(4) 塗 装

1) 支持鋼材及び取付金具等の塗装

支持鋼材及び取付金具等は、溶融亜鉛めっきを施すものとし、亜鉛付着量は、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき) 2種HDZ 35の規格に適合しなければならない。

なお、支持鋼材にJIS G 3446(機械構造用ステンレス鋼鋼管) SUS 304 TKAを使用した場合には、上記は適用しないものとする。

2) 本体の塗装(外部照明灯A及びB)

素地調整後、ジंकリッチプライマー及びサーフェスを施し、メラミン樹脂又は同等品以上の塗料による2回塗りの焼付仕上げとする。

本体の内外面、安定器の内外面とも、仕上げ及び色調にはマンセル記号N7.0を使用するものとする。

3) 本体及び台座の塗装(外部照明灯C)

ウォッシュプライマー処理を施し、メラミン樹脂又は同等品以上の塗料による2回塗りの焼付仕上げとする。

本体、台座の内外面とも、仕上げ及び色調にはマンセル記号N7.0を使用するものとする。

(5) 配 線

標識柱下部にジョイントボックス(配線用しゃ断器を含む)を取付け、本ボックス内端子を用いて別途工事による電源ケーブルと受渡しを行うものとする。

なお、配線については、安定器付近まで28 電線管を用いて配管の上、600 V C Vケーブルにて配線するものとする。

16 - 3 - 6 数量の検測

- (1) 標識基礎工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。
- (2) 基礎ぐいの数量の検測は、種別、径及び板厚ごとの設計数量（m）で行うものとする。
- (3) 標識柱の数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。
- (4) 反射式標識板の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。
- (5) 内部照明標識板の数量の検測は、設計数量（枚）で行うものとする。
- (6) 外部照明灯の数量の検測は、設計数量（灯）で行うものとする。

16 - 3 - 7 支 払

- (1) 標識基礎工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う基礎工の掘削、基礎材、アンカーボルト、コンクリート、型わくの施工、埋戻し等標識基礎工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。
- (2) 基礎ぐいの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行うぐいの打込み、ぐい頭の仕上げ等基礎ぐいの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

なお、本章16 - 3 - 2 (5)の協議の結果監督員の[通知](#)によりぐい頭を切断した場合に発生する残材は、乙が引き取り処分するものとし、この費用については施工終了後監督員と乙とが協議し定めるものとする。
- (3) 標識柱の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う標識柱及び点検足場の製作、並びに設置等標識柱の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。
- (4) 反射式標識板の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う反射式標識板の板の製作、反射シートの張付け、板の設置等反射式標識板の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

- (5) 内部照明標識板の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う内部照明標識板の表面板及び本体の製作並びに設置、非常電源装置を含む照明器具、標識柱下部からの配線等内部照明標識板の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。
- (6) 外部照明灯の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1灯当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う外部照明灯の製作並びに設置、標識柱下部からの配線等外部照明灯の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
16 - (2)	標識基礎工	
	F 1	箇所
	F 2	箇所
	F 3	箇所
	F 4	箇所
	F 5	箇所
	F 6	箇所
	F 7	箇所
	F 8	箇所
	F 9	箇所
	F 10	箇所
	F 11	箇所
	F 12	箇所
	F 13	箇所
	F 14	箇所
	F 15	箇所
	F 16	箇所
	F 17	箇所
	F 18	箇所
	F 19	箇所
	F 20	箇所

	F	箇所
16 - (3)	基礎ぐい	
	鋼管ぐい (、 t)	m
	H形鋼ぐい (a × b × t)	m
16 - (4)	標識柱	
	A 1	基
	B 1	基
	C 1	基
	D 1	基
	E 1	基
	F 1	基
	T 1	基
	V 1	基
	N 1	基
	M 1	基
	A 2	基
	B 2	基
	F 2	基
	T 2	基
		基
16 - (5)	標識板	
	反射式 A	m ²
	反射式 B	m ²
	反射式 C	m ²
	反射式 D	m ²
	内部照明式 A	枚
	内部照明式 B	枚
	内部照明式 C	枚
	内部照明式 D	枚
	内部照明式 E	枚
	内部照明式 F	枚
	内部照明式 G	枚
	内部照明式 H	枚
	内部照明式 I 1	枚

	内部照明式	I 2	枚
	内部照明式	J 1	枚
	内部照明式	J 2	枚
16 - (6)	外部照明灯		
	A		灯
	B		灯
	C		灯

(注) : 直径、 a : 辺、 b : 高さ、 t : 厚さを示す。
 は、設計図書による。

16 - 4 路面標示工

16 - 4 - 1 定 義

路面標示工とは、路面標示の材料、調合及び施工を行うことをいう。

16 - 4 - 2 種 別

路面標示工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
水性型 A	塗料中にガラスビーズを含まない水性型の塗料を用い、施工するときにガラスビーズを塗面に散布して、標示巾15cmを施工するものをいう。
水性型 B	塗料中にガラスビーズを含まない水性型の塗料を用い、施工するときにガラスビーズを塗面に散布して、標示巾20cmを施工するものをいう。
水性型 C	塗料中にガラスビーズを含まない水性型の塗料を用い、施工するときにガラスビーズ塗面に散布して、舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示、矢印標示等を施工するものをいう。
加熱型 A	塗料中にガラスビーズを含まず、加熱して施工するときにガラスビーズを塗面に散布して、標示幅15cmを施工するものをいう。
加熱型 B	塗料中にガラスビーズを含まず、加熱して施工するときにガラスビーズを塗面に散布して、標示幅20cmを施工するものをいう。
加熱型 C	塗料中にガラスビーズを含まず、加熱して施工するときにガラスビーズ塗面に散布して、舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示及び矢印標示等を施工するものをいう。
熔融型 A	塗料中にガラスビーズを含み、更に加熱熔融して施工するときにガラスビーズを塗面に散布して、標示幅15cmを施工するものをいう。
熔融型 B	塗料中にガラスビーズを含み、更に加熱熔融して施工するときにガラスビーズを塗面に散布して、標示幅20cmを施工するものをいう。
熔融型 C	塗料中にガラスビーズを含み、更に加熱熔融して施工するときにガラスビーズを塗面に散布して、舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示及び矢印標示等を施工するものをいう。

16 - 4 - 3 材料及び使用量

(1) 材 料

路面標示工に使用する材料及び使用量は、「レーンマーク施工要領」に示す規格に適合するものとする。

16 - 4 - 5 仮路面標示工

仮路面標示工に使用するペイントは、常温用トラフィックペイントとし、「レーンマーク施工要領」の規格に適合しなければならない。

ペイントの使用量については、100㎡当たり40kg以下であってはならない。

仮路面標示工に要する費用は、関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

16 - 4 - 6 数量の検測

路面標示工の数量の検測は、設計数量（m又は㎡）で行うものとする。

16 - 4 - 7 支 払

路面標示工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m又は1㎡当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行うペイントの調合、塗装、試験施工等路面標示工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
16 - (7)	路面標示工	
	水性型 A	m
	水性型 B	m
	水性型 C	㎡
	加熱型 A	m
	加熱型 B	m
	加熱型 C	㎡
	溶融型 A	m
	溶融型 B	m
	溶融型 C	㎡

16 - 5 視線誘導標工**16 - 5 - 1 定 義**

視線誘導標工とは、視線誘導標の材料、鋼材の溶融亜鉛めっき処理、加工、運搬、基礎工及び視線誘導標の設置を行うことをいう。

16 - 5 - 2 種 別

視線誘導標の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表 の項目	区 分 内 容
A 1 - 1	規定以上の反射性能を有する反射体で土中建込みのもの (設置高 H=1.2m)
A 1 - 2	規定以上の反射性能を有する反射体で土中建込みのもの (設置高 H=0.9m)
A 1 - 3	規定以上の反射性能を有する反射体で土中建込みのもの (設置高 H=0.6m)
A 1 - 4	規定以上の反射性能を有する反射体で土中建込みのもの (設置高 H=0.2m)
A 2 - 1	規定以上の反射性能を有する反射体でガードレールに取付けるもの (設置高 H=1.2m)
A 2 - 2	規定以上の反射性能を有する反射体でガードレールに取付けるもの (設置高 H=0.9m)
A 2 - 3	規定以上の反射性能を有する反射体でガードレールに取付けるもの (設置高 H=0.6m)
A 2 - 4	規定以上の反射性能を有する反射体でガードレールに取付けるもの (設置高 H=0.2m)
A 3 - 1	規定以上の反射性能を有する反射体で壁式高欄天端等に取付けるもの
A 3 - 2	規定以上の反射性能を有する反射体で壁式高欄側面に支柱を用いて取付けるもの
A 3 - 3	規定以上の反射性能を有する反射体で壁式高欄側面等に直接取付けるもの
A 3 - 4	規定以上の反射性能を有する反射体で複合型防護柵又は橋梁用ビーム型防護柵のボルトに取付けるもの
A 3 - 5	規定以上の反射性能を有する反射体で複合型防護柵のビームに取付けるもの
A 3 - 6	規定以上の反射性能を有する反射体で橋梁用ビーム型防護柵のビームに取付けるもの
A 4 - 1	規定以上の反射性能を有する反射体でガードケーブルに取付けるもの (設置高 H=1.2m)
A 4 - 2	規定以上の反射性能を有する反射体でガードケーブルに取付けるもの (設置高 H=0.2m)
B 1	規定の2倍以上の反射性能を有する反射体で土中建込みのもの
B 2	規定の2倍以上の反射性能を有する反射体でガードレールに取付けるもの
B 3	規定の2倍以上の反射性能を有する反射体で壁式高欄等に取付けるもの
B 4	規定の2倍以上の反射性能を有する反射体でガードケーブルに取付けるもの
C 1	規定以上の反射性能を有する防塵装置付の反射体でトンネル内の監視員通路手摺等に取付けるもの
C 2	規定以上の反射性能を有する防塵装置付の反射体でトンネル内の壁面等に取付けるもの

16 - 5 - 3 材 料

視線誘導標に使用する材料は、標準図集に示す規格に適合するものとする。

16 - 5 - 4 反射体の色度範囲及び反射性能

反射体の色度範囲及び反射性能は、標準図集に示すとおりとする。

16 - 5 - 5 基礎工

土中建込み用の基礎は、プレキャストブロックを製作し使用するものとする。プレキャストブロック製作のためのコンクリートの配合設計のための基準は、標準図集に示すとおりとする。

なお、乙の申し出により現場打ちコンクリートとする場合は、本仕様書第11章の規定を適用するものとする。この場合、視線誘導標の単価表の項目の単価の変更は行わないものとする。

16 - 5 - 6 防せい(錆)処理

鋼材の成形後の防せい(錆)処理は、標準図集に示す規格に適合するものとする。

16 - 5 - 7 施 工

設置位置は、図面又は監督員の通知する箇所とするが、走行試験を行った上建込み角度の悪いものは修正しなければならない。

これらに要する費用は関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

16 - 5 - 8 数量の検測

視線誘導標の数量の検測は、設計数量(基)で行うものとする。

16 - 5 - 9 支 払

視線誘導標の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う視線誘導標工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
16 - (8) 視線誘導標	
A 1 - 1	基
A 1 - 2	基
A 1 - 3	基

A 1 - 4	基
A 2 - 1	基
A 2 - 2	基
A 2 - 3	基
A 2 - 4	基
A 3 - 1	基
A 3 - 2	基
A 3 - 3	基
A 3 - 4	基
A 3 - 5	基
A 3 - 6	基
A 4 - 1	基
A 4 - 2	基
B 1	基
B 2	基
B 3	基
B 4	基
C 1	基
C 2	基

16 - 6 距離標工

16 - 6 - 1 定 義

距離標工とは、距離標の材料、製作、鋼材の垂鉛めつき処理、運搬及び設置を行うことをいう。

16 - 6 - 2 種 別

距離標の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

名 称	単価表 の項目	区 分 内 容
50kmポスト標	A	土中建込み用
10kmポスト標	A 1	土中建込み用
	A 4	コンクリート壁取付用
1 kmポスト標	B 1	土中建込み用
	B 2	防護さく支柱取付用
	B 3	コンクリート壁高欄取付用
	B 4	コンクリート壁取付用
100mポスト標 及び 500mポスト標	C 1	土中建込み用
	C 2	防護さく支柱取付用
	C 3	コンクリート壁高欄取付用
	C 4	コンクリート壁取付用
20mポスト標	D 1	土中建込み用
	D 2	防護さく支柱取付用
	D 4	コンクリート壁取付用

16 - 6 - 3 材 料

距離標に使用する材料は、次に示す規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき諸基準又は規格・材質	備 考
距離標板	JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材)A6063S	特殊一体 押出成形
	50及び10kmポスト標は、JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) A5052P	
距離標板 板厚	50、10、1km、500m及び100mポスト標は2.0mm以上 20mポスト標は1.6mm以上	
支柱	JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材)A6063S 50及び10kmポスト標は、 JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材) SS 400、 JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管) STK 400	
ボルト・ナット	JIS B 1180 (六角ボルト) 強度区分4.6 JIS B 1181 (六角ナット) 強度区分4	
ボルト・ナット 防せい(錆) 処理	JIS H 8610 (電気亜鉛めっき) 2種3級	
反射シート	本章16-3-4の規定による。 50、10、1 km、500m及び100mポスト標	20mポスト 標は無反射

16 - 6 - 4 基礎工

- (1) 50kmポスト標の基礎は、本仕様書第11章の該当各項目の規定を適用するものとする。
- (2) 50kmポスト標以外の距離標の土中建込み用の基礎は、プレキャストブロックを製作し使用するものとする。プレキャストブロックの製作のためのコンクリートの配合設計のための基準は、次のとおりとする。

材令28日における 圧縮強度	粗骨材の 最大寸法	スランプの 範囲	単位セメント量
18 N/mm ² 以上	25mm 以下	10cm 以下	240kg/m ³ 以上

なお、乙の申し出により現場打ちコンクリートとする場合は、本仕様書第11章の規定を適用するものとする。この場合、距離標の単価表の項目の単価の変更は行わないものとする。

16 - 6 - 5 数量の検測

距離標の数量の検測は、設計数量（枚）で行うものとする。

16 - 6 - 6 支 払

距離標の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1枚当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には、設計図書に従って行う距離標工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
16 - (9) 距離標	
A	枚
A 1	枚
A 4	枚
B 1	枚
B 2	枚
B 3	枚
B 4	枚
C 1	枚
C 2	枚
C 3	枚
C 4	枚
D 1	枚
D 2	枚
D 4	枚

第17章 遮音壁工

目 次

17 - 1	適用範囲	17 - 2
17 - 2	適用すべき諸基準	17 - 2
17 - 3	遮音壁工	17 - 2

17 - 1 適用範囲

この章は、遮音壁工の施工に関する一般事項を取扱う。工事は、すべて設計図書に従って厳密に施工しなければならない。

17 - 2 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

遮音壁標準設計図集

17 - 3 遮音壁工

17 - 3 - 1 定義

遮音壁工とは、遮音壁の材料、加工、鋼材の溶融亜鉛めっき処理、運搬、基礎の施工及び設置を行うことをいう。

17 - 3 - 2 種別

遮音壁の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

(1) 遮音壁

単価表の項目	区 分 内 容
遮音壁 -P(H=am)M -P(H=am)C -P(H=am)S -P(H=3+aRm)M+MI -P(H=3+aRm)C+CI -P(H=am)M -P(H=am)C -P(H=am)S -P(H=3+aRm)M+MI -P(H=3+aRm)C+CI -P(H=am)M -P(H=am)C -P(H=am)S -F(H=am)M -F(H=am)C -F(H=am)S -F(H=am)M -F(H=am)C -F(H=am)S	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> } 盛土斜面部 鋼管ぐい基礎型式 （鋼管ぐい基礎、笠木工は含まず） </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> } 保護路肩部 鋼管ぐい基礎型式 （鋼管ぐい基礎、笠木工は含まず） </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> } 盛土築堤部 鋼管ぐい基礎型式 （鋼管ぐい基礎は含まず） </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> } 盛土斜面部 直接基礎型式 （コンクリート基礎は含まず） </div> <div> } 保護路肩部 直接基礎型式 （コンクリート基礎は含まず） </div> </div>

-F(H=am)M -F(H=am)C -F(H=am)S	}	盛土築堤部 直接基礎型式 (コンクリート基礎は含まず)
-B1(H=am)M -B1(H=am)C -B1(H=am)S -B1(H=am)MI -B1(H=am)CI		盛土斜面部 ボックスカルバート部 支柱基礎埋込型式 (コンクリート基礎は含まず)
-B2(H=am)M -B2(H=am)C -B2(H=am)S -B2(H=am)MI -B2(H=am)CI	}	盛土斜面部 ボックスカルバート部 支柱基礎上面取付型式 (コンクリート基礎は含まず)
-B1(H=am)M -B1(H=am)C -B1(H=am)S -B1(H=am)MI -B1(H=am)CI		保護路肩部 ボックスカルバート部 支柱基礎埋込型式 (コンクリート基礎は含まず)
-B2(H=am)M -B2(H=am)C -B2(H=am)S -B2(H=am)MI -B2(H=am)CI	}	保護路肩部 ボックスカルバート部 支柱基礎上面取付型式 (コンクリート基礎は含まず)
橋梁壁高欄天端取付		}
-C(H=am)M		
-C(H=am)C		
-C(H=am)MI		
-C(H=am)CI		
-C(H=2+aRm)MI		
-C(H=2+aRm)CI		
-C(H=2+aRm)M+MI	}	供用橋梁部 支柱間隔 4 m
-C(H=2+aRm)C+CI		
-0-4(H=am)M		
-0-4(H=am)C		
-0-4(H=am)MI	}	
-0-4(H=am)CI		

-0-2(H=am)M -0-2(H=am)C -0-2(H=am)MI -0-2(H=am)CI	
-G(H=am)M -G(H=am)C -G(H=am)MI -G(H=am)CI	

注) Mは金属製遮音板標準型式を、Cは金属製遮音板支柱背面隠蔽型式もしくは外装板+標準版、Sはコンクリート製遮音板を、Iはアイボルト付きを示す。

(2) 遮音壁外装板工

単価表の項目	区 分 内 容
遮音壁外装板工	
GP-1(H=am)	
GP-1 -P(H=3+aRm)	
GP-1 -P(H=3+aRm)	
GP-2(H=am)W=am	
GP-2(H=2m+aRm)	
GP-J-2(H=am) W=am	
GP-J-2(H=2m+aRm)	

なお、単価表でW=amの表示はH=2mの場合のみ

(3) 支柱落下防止装置

単価表の項目	区 分 内 容
支柱落下防止装置	
HS-U	
HS-B(H 4m) HS-B(H=2+aRm)	

(4) 遮音壁用アンカーボルト

単価表の項目	区 分 内 容
遮音壁用アンカーボルト -C(H=am) -C(H=2+aRm)	新設橋梁部

17 - 3 - 3 基礎工

(1) 掘削及び埋戻し

掘削に当たっては、のり面、舗装等の既設物に損傷をあたえないよう施工しなければならない。掘削、埋戻しについては、本仕様書 8 - 6 の規定を適用するものとする。

(2) 基礎材及び基礎ぐい

- 1) 基礎材は、本仕様書 8 - 7 の規定を適用するものとする。
- 2) 基礎ぐいは、本仕様書 16 - 3 - 2 の規定を適用するものとする。

(3) コンクリート

基礎コンクリートの施工は、本仕様書第11章の規定を適用するものとする。

17 - 3 - 4 支 柱

(1) 材 料

遮音壁支柱に使用する材料は、J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400の規格に適合しなければならない。

(2) 施 工

支柱の施工は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)」17.7の規定に従って行うものとし、所定の位置にまっすぐ建込まなければならない。

(3) 防せい(錆)処理

防せい(錆)処理は、次の規格に適合しなければならない。

項 目	適用すべき 諸基準	内 容	種別・規格	備 考
溶融亜鉛 めっき作業	JIS H 8641	溶融亜鉛めっき		
溶融亜鉛 めっき付着量			2種 HDZ55	厚さ 3.2mm以上
			2種 HDZ35	厚さ 3.2mm未満

17 - 3 - 5 遮音板

(1) 種類

遮音板は、「遮音壁標準設計図集」に規定する金属製遮音板及びコンクリート製遮音板とする。

(2) 材料

1) 金属製遮音板の材料は、次の規格に適合しなければならない。

項目	適用すべき諸基準又は規格・材質
正面板	JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) A5052P
背面板及び側面板	JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) SGH 400 又は SGC 400 に相当する高耐候性めっき鋼板
吸音材	JIS A 6306 (吸音材) グラスウール吸音ボード GK -B32K 厚さ50mm 又は ロックウール吸音ボード RW-B1号 厚さ50mm 又は 表面に特殊な加工を施したポリエステルなど、所定の基準を満足するもの
吸音材保護フィルム	PVF (ポリフッ化ビニル樹脂フィルム 厚さ21 μ 以上)で被覆 又は ETFE (四フッ化エチレンポリマーフィルム 厚さ21 μ 以上)で被覆
固定金具	JIS G 4313 (ばね用ステンレス鋼帯) SUS301-CSP3/4H

高耐候性めっき鋼板は、90°曲げ加工部及び切断端面(側面)において、JIS Z 2371(塩水噴霧試験方法)に規定する試験を行い、曲げ加工部及び切断端面(側面)で2000時間後に膨れ、赤さび等の異常がないものとする。

なお、強度や寸法誤差等については、JIS G 3302 SGH 400 又はSGC 400に準じるものとする。

支柱背面隠蔽型式金属製遮音板の背面板は高耐候性めっき鋼板ではなく、JIS G 3302 SGH 400 Z27 又はSGC 400 Z27 を下地材とし、これにフッ素樹脂フィルムを貼付け又は塗料を塗布したフッ素樹脂鋼板を用いるものとする。

フッ素樹脂鋼板は90°曲げ加工後JIS Z 2371(塩水噴霧試験方法)に規定する試験を行い、曲げ加工部で2,000時間後に膨れ、さび等の異常がないものとする。また、JIS K 7350(プラスチック-実験室光源における暴露試験方法)-3に規定される型ランプ・試験モード1の促進試験において2000時間または-4に規定される促進試験において5000時間照射後、外観に異常がないものとする。

表面に特殊な加工を施したポリエステルなど、所定の基準を満足する吸音材とは、以

下に示す性能を満足するものとする。

透過損失

金属製遮音板に組み込んだ状態で、400 H z に対して25dB以上、1000 H z に対して30dB以上であること。試験方法はJIS A 1416 (実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法) とする。

吸音率

金属製遮音板に組み込んだ状態で、400 H z に対して70%以上、1000 H z に対して80%以上であること。試験方法はJIS A 1409 (残響室法吸音率の測定方法) とする。

耐候性

JIS K 7350 (プラスチック - 実験室光源における暴露試験方法) -3に規定される 型ランプ・試験モード1 の促進試験において2 0 0 0 時間または-4に規定される促進試験において5 0 0 0 時間照射後、吸音率の著しい劣化や外観に異常がないこと。

防水性

JIS L 1092(繊維製品の防水性試験方法) に規定される撥水性試験において、吸水量 / 散水量が撥水性処理面において5 % 以下であること。

耐燃性

JIS K 6911 (熱硬化性プラスチック一般試験方法) 5.24耐燃性のA法で自消性に合格すること。

その他

吸音材自体が自立 (形状保持) すること。

2) コンクリート製遮音板

コンクリート製遮音板は、ひびわれ荷重 (2 . 0 K N) 及び破壊荷重 (1 0 . 4 K N) に耐える曲げ強さを有するものとする。

目地材

コンクリート製遮音板に使用する目地材は、E P T系合成ゴム材等とする。

17 - 3 - 6 外装板・水切板及びP L

外装板・水切板及びP L に使用する材料は、次の規格に適合しなければならない。

項 目	材 質	適用すべき諸基準又は規格・材質
外装板 水切板	-	支柱背面隠蔽形式金属製遮音板の背面板に準じる。
P L	SGH 400 相当	金属製遮音板の背面板及び側面板に準じる。
	SS 400	支柱に準ずる

17 - 3 - 7 土留板

土留板は、次に示すひびわれ荷重及び破壊荷重に耐える曲げ強さを有するコンクリート製とする。

板の寸法	ひびわれ荷重	破壊荷重
3,960 × 500 × 120 mm	3.6 KN	18.1 KN
3,960 × 300 × 90 mm	1.2 KN	7.6 KN

17 - 3 - 8 塗 装

支柱背面隠蔽形式金属製遮音板の背面板及び外装板の塗色は、特記仕様書に示すとおりとする。

17 - 3 - 9 遮音壁用アンカーボルト・穿孔式埋込ボルト・ボルト及びカップラー

遮音壁用アンカーボルトとは、新設橋梁部の支柱壁高欄天端取付型式における支柱取付用アンカーボルトのアンカーボルト及びアンカー固定板をいう。遮音壁用アンカーボルト新設橋梁部の支柱壁高欄背面取付型式における支柱取付用アンカーボルトのアンカーボルトと P L ・穿孔式埋込ボルト・ボルト及びカップラーには次に示す防錆処理を施した材料を使用する。

項 目	材 質	防 錆 処 理
アンカーボルト	SS400	片側ネジ部のみ JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 HDZ35
アンカー固定板	SS400	金属製遮音板の背面板及び側面板に準じる。
P L (埋込)	SS400	-
穿孔式埋込ボルト	SS400	JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 HDZ35
ボルト	SS400	JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 HDZ35
	SUS304	-
カップラー	S45CN	JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 HDZ35

17 - 3 - 10 ゆるみ止めナット

ゆるみ止めナットとは、ゆるみ止め機能をもったナットをいい、供用期間中に気温や雨などの気象条件や構造物の振動などの外力の条件によって機能が劣化しないものをいう。ゆるみ止めナットには次に示す防錆処理を施した材料を使用する。

項 目	材 質	防 錆 処 理
ゆるみ止めナット	SS400	JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 HDZ35
	SUS304	-

17 - 3 - 11 数量の検測

遮音壁工の数量の検測は、設計数量 (m ・ m² ・ 箇所) で行うものとする。

17 - 3 - 12 支 払

遮音壁工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、くい基礎、コンクリート基礎を除いて、設計図書に従って行う支柱の製作、建込み、及び遮音版の製作、設置、並びに橋梁伸縮部遮音壁、端部処理、支柱落下防止装置、管理用扉、管理用窓等遮音壁の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

遮音壁外装板工、支柱落下防止装置、遮音壁用アンカーボルト、及び遮音壁管理用階段工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m ・ 1 m²又は 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行う材料の製作、設置等それぞれの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

遮音壁・基礎ぐいの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書に従って行うぐいの製作、打込み等基礎ぐいの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

17 - (1) 遮音壁

- P (H = a m) M m
- P (H = a m) C m

- P (H = a m) S	m
- P (H = 3 + a R m) M + M I	m
- P (H = 3 + a R m) C + C I	m
- P (H = a m) M	m
- P (H = a m) C	m
- P (H = a m) S	m
- P (H = 3 + a R m) M + M I	m
- P (H = 3 + a R m) C + C I	m
- P (H = a m) M	m
- P (H = a m) C	m
- P (H = a m) S	m
- F (H = a m) M	m
- F (H = a m) C	m
- F (H = a m) S	m
- F (H = a m) M	m
- F (H = a m) C	m
- F (H = a m) S	m
- F (H = a m) M	m
- F (H = a m) C	m
- F (H = a m) S	m
- B 1 (H = a m) M	m
- B 1 (H = a m) C	m
- B 1 (H = a m) S	m
- B 2 (H = a m) M	m
- B 1 (H = a m) M I	m
- B 1 (H = a m) C I	m
- B 2 (H = a m) C	m
- B 2 (H = a m) S	m
- B 2 (H = a m) M I	m
- B 2 (H = a m) C I	m

- B 1 (H = a m) M	m
- B 1 (H = a m) C	m
- B 1 (H = a m) S	m
- B 1 (H = a m) M I	m
- B 1 (H = a m) C I	m
- B 2 (H = a m) M	m
- B 2 (H = a m) C	m
- B 2 (H = a m) S	m
- B 2 (H = a m) M I	m
- B 2 (H = a m) C I	m
- C (H = a m) M	m
- C (H = a m) C	m
- C (H = a m) M I	m
- C (H = a m) C I	m
- C (H = 2 + a R m) M I	m
- C (H = 2 + a R m) C I	m
- C (H = 2 + a R m) M + M I	m
- C (H = 2 + a R m) C + C I	m
- O - 4 (H = a m) M	m
- O - 4 (H = a m) C	m
- O - 4 (H = a m) M I	m
- O - 4 (H = a m) C I	m
- O - 2 (H = a m) M	m
- O - 2 (H = a m) C	m
- O - 2 (H = a m) M I	m
- O - 2 (H = a m) C I	m
- G (H = a m) M	m
- G (H = a m) C	m
- G (H = a m) M I	m
- G (H = a m) C I	m

17 - (3)	遮音壁外装板工	
	GP - 1 (H = a m)	m ²
	GP - 1 - P (H = 3 m + a R m)	m ²
	GP - 1 - P (H = 3 m + a R m)	m ²
	GP - 2 (H = a m) W = a m	m ²
	GP - 2 (H = 2 m + a R m)	m ²
	GP - J - 2 (H = a m) W = a m	m ²
	GP - J - 2 (H = 2 m + a R m)	m ²
17 - (4)	支柱落下防止装置	
	HS - U	箇所
	HS - B (H = 4 m)	箇所
	HS - B (H = 2 + a R m)	箇所
17 - (5)	遮音壁用アンカーボルト	
	- C (H = a m)	箇所
	- C (H = 2 + a R m)	箇所
17 - (6)	遮音壁管理用階段工	箇所
17 - (7)	遮音壁基礎ぐい	
	鋼管ぐい (、 t)	m

提出書類の様式

提出書類の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 版縦とする。

提 出 書 類 目 次

様式第 1 号	通知書 A	様 - 1
様式第 2 号	通知書 B	様 - 2
様式第 3 号	通知書 A、B 内訳書	様 - 3
様式第 4 号	作業等打合簿	様 - 4
様式第 5 号	材料承諾願	様 - 5
様式第 6 号	レディーミクストコンクリート使用承諾願	様 - 6
様式第 7 号	材料使用届	様 - 7
様式第 8 号 - 1	施工立会（検査）願（正）	様 - 8 - 1
様式第 8 号 - 2	施工立会（検査）願（副）	様 - 8 - 2
様式第 9 号	引渡通知書	様 - 9
様式第 10 号	受領書	様 - 10
様式第 11 号	凍結防止剤受払簿	様 - 11
様式第 12 号	凍結防止剤使用管理月報	様 - 12
様式第 13 号	返還書	様 - 13
様式第 14 号	新単価見積書	様 - 14
様式第 15 号	同意書	様 - 15
様式第 16 号	災害通知書	様 - 16
様式第 17 号	検測調書	様 - 17
様式第 18 号 - 1	箇所完了届（正）	様 - 18 - 1
様式第 18 号 - 2	箇所完了届（副）	様 - 18 - 2
様式第 19 号	維持修繕作業中事故報告書	様 - 19
様式第 20 号	現場代理人・主任技術者（監理技術者）・専門技術者届...	様 - 20
様式第 21 号	工事記録調書総括表	様 - 21
様式第 22 号	工事記録調書提出届	様 - 22
様式第 23 号	受渡書	様 - 23
様式第 24 号	技術者台帳	様 - 24

様式第1号

平成 年 月 日

殿

西日本高速道路株式会社 管理事務所
監督員 _____ 印

（変更）通知書A（No. _____）

直ちに、次の作業に着手し、作業期間内に完了するよう通知します。

1. 維持修繕作業名 _____

2. 作業期間 平成 年 月 日（ 時）から
平成 年 月 日（ 時）まで

3. 施行すべき作業の内容

作業の項目 清掃作業 植栽作業 雪氷対策作業
作業内容 別添通知書（No. _____）内訳書のとおり

4. 新単価の有無 有 無

新単価は、別途変更契約を締結する。

5. 特記仕様書の追加及び変更 有 無

特記仕様書の追加及び変更は、別途変更契約を締結する。

上記（変更）作業の通知書を、受領しました。

平成 年 月 日

現場代理人 _____ 印

（注）変更契約の記載について、該当しない場合は取消し線で削除すること。

様式第2号

平成 年 月 日

殿

西日本高速道路株式会社 管理事務所
監督員 _____ 印

（変更）通知書B（No. _____）

直ちに、次の作業に着手し、作業期間内に完了するよう通知します。

1．維持修繕作業名 _____

2．作業期間 平成 年 月 日（ 時）から
平成 年 月 日（ 時）まで

3．施行すべき作業の内容

作業の項目 交通事故復旧作業 その他作業（小補修工事等）
作業内容 別添通知書（No. _____）内訳書のとおり

4．新単価の有無 有 無

新単価は、別途変更契約を締結する。

5．特記仕様書の追加及び変更 有 無

特記仕様書の追加及び変更は、別途変更契約を締結する。

上記（変更）作業の通知書を、受領しました。

平成 年 月 日

現場代理人 _____ 印

（注）変更契約の記載について、該当しない場合は取消し線で削除すること。

様式第 4 - 1 号

(正)
作業等打合簿

維持修繕作業名) _____

平成 年 月 日

監 督 員	印	主任補助監督員	印
-------	---	---------	---

上記、打合簿を受領しました。

平成 年 月 日

現場代理人 _____ 印

(注) 2 枚複写とし、発注者、請負人各一部を保管する。

様式第 4 - 2 号

(副)
作 業 等 打 合 簿

維持修繕作業名) _____

平成 年 月 日

監 督 員	印	主 任 補 助 監 督 員	印
-------	---	---------------	---

	補助監督員	施工管理員

上記、打合簿を受領しました。

平成 年 月 日

現場代理人 印

(注) 2 枚複写とし、発注者、請負人各一部を保管する。

様式第 5 号

平成 年 月 日

主任補助監督員

殿

請 負 人

現場代理人

印

材 料 承 諾 願

(維持修繕作業名)

標記維持修繕作業について、下記のとおり材料を使用したいので、御承諾下さいますようお願いいたします。

記

品 名	製 造 元	品質規格	使用概算 数 量	使用箇所

様式第6号

平成 年 月 日

監督員

殿

請負人

現場代理人



レディーミクストコンクリート使用承諾願

（維持修繕作業名）

標記維持修繕作業について、下記のとおりレディーミクストコンクリートを使用したいので、御承諾下さいますようお願いいたします。

記

製造業者名	所在地	使用箇所	使用概算数量

（注） 製造業者の製造工場の概要及びレディーミクストコンクリートの試験結果成績表を添付すること。

様式第 7 号

平成 年 月 日

主任補助監督員

殿

請 負 人

現場代理人



材 料 使 用 届

(維持修繕作業名)

標記維持修繕作業について、下記のとおり材料を使用しますので、お届けいた します。

記

品 名	製 造 元	品質規格	使用概算 数 量	使用箇所

様式第8号 - 1

（正）

平成 年 月 日

主任補助監督員

殿

請 負 人

現場代理人



施工立会い（検査）願

（維持修繕作業名）

標記維持修繕作業について、下記の施工状況を立会（検査）方お願いいたします。

記

番号	工 種	施 工 場 所	確認項目	立会い（検査） 希 望 日 時

施工立会い（検査）通知書

現場代理人

殿

主任補助監督員

印

上記の工事施工状況の立会（検査）結果結果を以下のとおり通知する。

番号	確認 ・検査 の別	立会い 実施者	確認項目	立会実施日時	記 事

注）正副2枚複写とする。

（注）記事の欄には、確認実施の場合は特記事項に状況の結果等を記入、検査実施の場合は可否の別を記入する。

様式第 8 号 - 2

(副)

平成 年 月 日

主任補助監督員

殿

請 負 人

現場代理人



施工立会い (検査) 願

(維持修繕作業名)

標記維持修繕作業について、下記の施工状況を立会 (検査) 方お願いいたします。

記

番号	工 種	施 工 場 所	確認項目	立会 (検査) 希 望 日 時

施工立会い (検査) 通知書

現場代理人

殿

主任補助監督員

印

主任補助 監督員	補助監督員	施工管理員

上記の工事施工状況の立会 (検査) 結果を以下のとおり通知する。

番号	確認 ・検査 の別	立会い 実施者	確認項目	立会実施日時	記 事

注) 正副 2 枚複写とする。

(注) 記事の欄には、確認実施の場合は特記事項に状況の結果等を記入、検査実施の場合は合否の別を記入する。

様式第 9 号

平成 年 月 日

請負人

現場代理人 _____ 殿

西日本高速道路株式会社 管理事務所



引 渡 通 知 書

(維持修繕作業名) _____

標記について、下記のとおり凍結防止剤を引渡しますので、現品到着のうへは、確認してご査収下さい。

記

引渡年月日	平成 年 月 日			
引渡場所				
品 名	規格・荷姿	今回引渡数量	累計引渡数量	摘 要
計				

様式第10号

平成 年 月 日

西日本高速道路株式会社 管理事務所

殿

請負人
現場代理人 _____ (印)

受 領 書

下記のとおり受領いたしました。

- 1 材料名 _____
- 2 数量 _____
- 3 形状、寸法、規格 _____
- 4 その他 _____

様式第11号

凍 結 防 止 剤 受 払 簿

材料名 _____

規格 _____ 単位 _____ 単価 _____

	月 日	受入高	払 出 高			残 高	摘 要
			払 出	収 納	差引高		

様式第12号

平成 年 月 日

監督員

殿

請負人

現場代理人

印

凍結防止剤使用管理月報 (月分)

(維持修繕作業名)

標記について、下記のとおり報告いたします。

品 名	規格・形状	前月繰越 数 量	当月受領 数 量	当月使用 数 量	当月残数量
計					

様式第13号

平成 年 月 日

監督員

殿

請負人

現場代理人

印

返 還 書

下記のとおり返還いたします。

- 1 品名 _____
- 2 数量 _____
- 3 形状、寸法、規格 _____
- 4 貸与年月日 _____
- 5 その他 _____

上記については受領いたしました。

西日本高速道路株式会社

管理事務所

監督員

印

（注） 2部提出させ、1部請負人に返還する。

様式第14号

平成 年 月 日

監督員

殿

請 負 人

現場代理人

印

新単価見積書（第 回）

（維持修繕作業名）

平成 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、
下記のとおり見積りいたします。

記

（注） 単価の積算根拠となるべき一位代価表を持参すること。

様式第15号

平成 年 月 日

監督員

殿

請負人

現場代理人

印

同 意 書

(維持修繕作業名)

平成 年 月 日付け 号で協議のありました新単価^{注)}(維持修繕作業の一時中止に伴う増加費用の負担額、不可抗力による損害額)については同意致します。

以 上

注) には、協議のあった内容を記載すること。

様式第16号

災害通知書

平成 年 月 日

支社長 _____ 殿

請 負 人

現場代理人 _____



(維持修繕作業名) _____

件 名					
発生年月日	平成 年 月 日		~	平成 年 月 日	
最大日雨量	mm	最大日雨量		風速	m/s(最大 m/s)
連続降雨量	mm (月 日 時 ~ 月 日 時)				
そ の 他	(河川の洪水による災害の場合、洪水位、洪水流量、洪水継続時間等記入)				
災 害 内 容					
番号	測点	災 害 内 容	概 算 数 量	概 算 損 害 額	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
		合 計			
添 付 書 類	(位置図)、(写真)出来れば災害前と対比したものとする。(数量算出内訳)				

様式第17号

検 測 調 書

変更通知書 A (No.) で通知のあった作業を下記のとおり完了しましたので、お届けいたします。

(維持修繕作業名) _____

検 測 調 書				監 督 員	主 監 任 督 員 補 員 助	補 監 助 督 員	
平成	年	月	日	曜 日	天 候	請 人 負 名	現 代 理 場 人
項目 番号	項 目			施 行 数 量	単 位	備 考	
監 督 員 記 事							

変更通知書による場合でないときは、「変更」を消去する。

注) 2枚複写とする。

様式第18号 - 1

(正)

平成 年 月 日

監督員

殿

請 負 人

現場代理人



箇 所 完 了 届

(維持修繕作業名)

変更通知書 B (No. ~ No.) で通知のあった作業を完了しましたので、
お届けするとともに、検査方お願いいたします。

変更通知書による場合でないときは、「変更」を消去する。

監 督 員	主任補助監督員	補 助 監 督 員

上記検査の結果を以下のとおり報告します。

検査実施者	施行の合否	記 事
	合 ・ 否	

上記検査の結果、当該作業の完了認定をするとともに、受渡書を請求します。

注) 用紙は J I S A 列 4 番とする。

様式第18号 - 2

（副）

平成 年 月 日

監督員

殿

請 負 人

現場代理人

印

箇 所 完 了 届

（維持修繕作業名）

変更通知書 B（No. ~ No. ）で通知のあった作業を完了しましたので、
お届けするとともに、検査方お願いいたします。

変更通知書による場合でないときは、「変更」を消去する。

.....

認 定 書

上記検査の結果、完了したものと認めます。なお、受渡書を提出願います。

平成 年 月 日

現場代理人

殿

西日本高速道路株式会社

管理事務所

印

注）正副 2 枚複写とする。

様式第19号

平成 年 月 日

監督員

殿

請 負 人

現場代理人



維持修繕作業中事故報告書

(維持修繕作業名)

標記維持修繕作業について、下記のとおり事故が発生しましたので報告
します。

1. 発生年月日
2. 発生場所
3. 死傷者等

分 類 (一般 公衆、 下請業 者等)	氏 名	性 別	年 令	住 所	所 属 業 者 名	職 種	経 歴	死 亡	重 傷	軽 傷	物 件 その他 の 損 害

4. 事故に対する措置
5. 事故の状況及び原因
6. 添付書類 (位置図、状況図、写真等)

様式第20号

平成 年 月 日

西日本高速道路株式会社 管理事務所
_____ 殿

住 所

会社名

代表者 _____

印

現場代理人・主任技術者（監理技術者）・専門技術者届

（維持修繕作業名）

標記について、下記の者を現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者といたしますので、それぞれ当人の経歴書を添えてお届けいたします。

記

1 現場代理人

職 名

氏 名

権限を有さない事項

2 主任技術者（監理技術者）

職 名

氏 名

3 専門技術者

職 名

氏 名

（注） 経歴書には当人の生年月日、本籍地（都道府県名）、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該業務に関する経歴等を記載する。

様式第21号

工事記録調書総括表

工 種 名			
道 路 名			
I C 区 間	~	~	~
施設名称等			
工事記録調書枚数			

工 種 名			
道 路 名			
I C 区 間	~	~	~
施設名称等			
工事記録調書枚数			

工 種 名			
道 路 名			
I C 区 間	~	~	~
施設名称等			
工事記録調書枚数			

工 種 名			
道 路 名			
I C 区 間	~	~	~
施設名称等			
工事記録調書枚数			

注 1) 各工種の工事記録調書記入単位ごとに記入のこと。

注 2) 工事が複数工種の場合、その対象工種分記入のこと。

様式第22号

平成 年 月 日

主任補助監督員

殿

請 負 人

現場代理人

印

工事記録調書提出届

(維持修繕作業名)

標記について、下記のとおり工事記録調書を作成しましたので、提出します。

記

番 号	項 目	数 量
1	工事記録調書総括表	枚
2	工事記録調書	枚
3	工事記録入力 F D	枚
4	登録番号一覧	枚
5	不明その他リスト	枚
6	確認項目チェックリスト	枚

(注) 3、4、6の項目については、工事記録調書入力システム対象工事のみとする。

様式第23号

平成 年 月 日

西日本高速道路株式会社 管理事務所
_____ 殿

住 所
会社名
代表者

_____ (印)

受 渡 書

(維持修繕作業名) _____

平成 年 月 日付けで完成の認定のあった標記作業についてこれをお引渡しいたします。

様式第24号

技 術 者 台 帳

元請会社名				会社名		会社名	
監理技術者				主任技術者		主任技術者	
生年月日				生年月日		生年月日	
(写真添付)				専任・非専任		専任・非専任	
				(写真添付)		(写真添付)	
元請会社名				会社名		会社名	
主任技術者				主任技術者		主任技術者	
生年月日				生年月日		生年月日	
(写真添付)				専任・非専任		専任・非専任	
				(写真添付)		(写真添付)	
元請会社名				会社名		会社名	
主任技術者				主任技術者		主任技術者	
生年月日				生年月日		生年月日	
(写真添付)				専任・非専任		専任・非専任	
				(写真添付)		(写真添付)	
元請会社名				会社名		会社名	
主任技術者				主任技術者		主任技術者	
生年月日				生年月日		生年月日	
(写真添付)				専任・非専任		専任・非専任	
				(写真添付)		(写真添付)	

注意事項

添付する写真は、縦3cm、横2.5cm程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。

本様式は、2部作成するものとする。ただし、カラーコピー若しくはデジタルカメラ写真を印刷したものを提出してもよい。